

大学機関別認証評価

自己評価書

平成22年6月

東京学芸大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 大学の目的	4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	9
	基準3 教員及び教育支援者	26
	基準4 学生の受入	41
	基準5 教育内容及び方法	49
	基準6 教育の成果	85
	基準7 学生支援等	103
	基準8 施設・設備	119
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	124
	基準10 財務	130
	基準11 管理運営	136

I 大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 東京学芸大学
 (2) 所在地 東京都小金井市
 (3) 学部等の構成

学部：教育学部

研究科：教育学研究科、連合学校教育学研究科

専攻科：特別支援教育特別専攻科

附置研究所：なし

関連施設：附属図書館、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、健康管理センター、情報処理センター、有害廃棄物処理施設、放射性同位元素総合実験施設、現職教員研修支援センター、学生相談センター、学生キャリア支援センター、附属幼稚園小金井園舎、附属幼稚園竹早園舎、附属世田谷小学校、附属小金井小学校、附属竹早小学校、附属大泉小学校、附属世田谷中学校、附属小金井中学校、附属竹早中学校、附属高等学校、附属高等学校大泉校舎、附属国際中等教育学校、附属特別支援学校

- (4) 学生数及び教員数（平成22年5月1日現在）

学生数：学部5,019人、大学院908人、専攻科25人

専任教員数：338人

助手数：0人

2 特徴

東京学芸大学は、明治6年に設置された東京府小学教則講習所などを前身とする東京都下の4つの師範学校（東京第一師範学校及び同女子部、東京第二師範学校及び同女子部、東京第三師範学校、東京青年師範学校）を統合し、昭和24年5月に新制大学として創立された教員養成系の単科大学である。「有為の教育者の養成」を目的に、創立以来、東京都をはじめ全国各地に多くの優秀な学校教員、教育者を送り出してきた。

教育学部（昭和41年に学芸学部から改組）においては、学校教員の養成を目的とする教育系の課程（初等教育教員養成課程、中等教育教員養成課程、特別支援教育教員養成課程、養護教育教員養成課程）のほかに、生涯学習

社会で指導的役割を担うことのできる人材の育成を目的とする教養系の課程（人間社会科学課程、国際理解教育課程、環境総合科学課程、情報教育課程、芸術スポーツ文化課程）が設置されている。このため、学校教員を志望する学生はもとより、さまざまな目的意識を持ち、幅広い教養や専門的知識を身につけて社会で活躍しようとする多様な学生が集まり、学び合っている。

大学院教育学研究科修士課程は、昭和41年から整備が始まり、現在では15専攻が設置され、優れた専門的知識・能力と実践性を備えた学校教員の養成と現職教育や、教育に関するあらゆる分野での進展に寄与することのできる研究者の基礎の養成を行っている。平成20年度には、現代的教育課題に対する学校全体の取組において中心的役割を担い、種々の学校関係者と協働し問題解決にあたることのできるスクールリーダーの養成を目的とし、教育学研究科に専門職学位課程としての教育実践創成専攻（以下「教職大学院」という。）を設置している。教育学研究科は全専攻が昼夜開講制であり、修士課程には「短期特別コース」や長期履修学生制度が、教職大学院には「1年履修プログラム」が設けられるなど、現職教員の再教育の機会の充実を図っている。

大学院連合学校教育学研究科（博士課程）は、埼玉大学、千葉大学、横浜国立大学との連合大学院として平成8年度に設置され、主に教員養成系大学・学部の教科教育学の専門的研究者及び教科専門諸科学・教育諸科学の実践的研究者の養成が行われている。

このほか、地区ごとにそれぞれの伝統・実績と特色を有する13の附属学校・園や、全国共同利用に供している教員養成カリキュラム開発研究センター、国際教育センターを含む12の施設・センターを有し、教育系大学の中心として多様で特色ある教育研究を展開するための体制が整備されている。また、大学キャンパスは、都内屈指の緑豊かな恵まれた自然のもとにあり、教育研究のための落ち着いた環境が保たれている。

近年においても、初等教育教員養成課程への国際教育、日本語教育、情報教育、ものづくり教育の各選修の設置（平成22年度）、経済的理由で進学困難な教員志望の学生を支援するための「教職特待生制度」の創設（平成21年度入学生から）、学部と大学院の6年間を通じて教員養成を行う「新教員養成コース」の導入（平成20年度）など、時代や社会の要請に適確に応えながら、今日の学校現場で求められている様々な問題に柔軟かつ効果的に対応できる実践的指導力を持つ教員の養成の推進に努めている。

II 目的

1. 大学の目的

東京学芸大学は、人権を尊重し、すべての人々が共生する社会の建設と世界平和の実現に寄与するため、豊かな人間性と科学的精神に立脚した学芸諸般の教育研究活動を通して、高い知識と教養を備えた創造力・実践力に富む有為の教育者を養成することを目的とする。（東京学芸大学学則）

中期目標（平成22年度～平成27年度）においては、我が国の教員養成の基幹大学として、特に次のことを基本的な目標としている。

- (1) 創造力と実践力を身につけ、今日の学校教育における諸課題に積極的に取り組む教員を養成する。
- (2) 精深な知性と高邁な精神を身につけ、広く生涯学習社会において、指導的な役割を担う人材を養成する。
- (3) 我が国の教育実践を先導する研究活動を推進し、その研究成果に立脚した独創的な教育を行う。
- (4) 学校教育と教員養成・研修に関する情報を幅広く収集・整理し、国内外に向けて発信する体制を構築する。
- (5) 社会に開かれた大学として、社会貢献活動や国際交流活動を積極的に推進する。

2. 学部・研究科等ごとの目的

2-1. 教育学部（学士課程）

東京学芸大学における人材の養成に関する目的その他の教育上の目的について、教育学部に置く課程ごとに次のとおり定めている。（東京学芸大学教育学部に置く課程の教育目的に関する規程）

①初等教育教員養成課程

幼児教育と小学校教育を担う教員を養成することを目的とし、幼児教育選修においては、幼稚園教諭一種免許状取得に必要な単位修得を卒業要件とし、幼児教育の専門的知識・技能を、小学校教育の各選修（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語、学校教育、学校心理、国際教育、日本語教育、情報教育、ものづくり教育）においては、小学校教諭一種免許状取得に必要な単位修得を卒業要件とし、それぞれの選修の専門的知識・技能及び小学校教育に必要な全教科等についての知識・技能を習得させるとともに、幼稚園又は小学校における現代の教育的課題に対応できる実践的指導力を育成するための教育を行う。

②中等教育教員養成課程

中等教育を担う教員を養成することを目的とし、各専攻（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、技術、英語、書道）教科に対応する中学校教諭及び高等学校教諭一種免許状取得に必要な単位修得を卒業要件とし、中等教育で求められる各教科等の専門的知識・技能を習得させるとともに、中学校・高等学校・中等教育学校における現代の教育的課題に対応できる実践的指導力を育成するための教育を行う。

③特別支援教育教員養成課程

特別支援教育を担う教員を養成することを目的とし、「聴覚障害教育」「言語障害教育」「発達障害教育」「学習障害教育」の4専攻において、小学校又は中学校教諭一種免許状のいずれか一種類と特別支援学校教諭一種免許状取得に必要な単位修得を卒業要件とし、それぞれの分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、特別支援教育における諸課題に対応できる実践的指導力を育成するための教育を行う。

④養護教育教員養成課程

養護教育を担う教員（養護教諭）を養成することを目的とし、「養護教育」専攻において、養護教諭一種免許状取得に必要な単位修得を卒業要件とし、養護教育についての専門的知識・技能を習得させるとともに、

その専門性に基づいた養護教育を実践するための能力を育成するための教育を行う。

⑤人間社会科学課程

高度化・複雑化した現代社会における人間を幅広い学問領域を基礎にして総合的に捉え、生涯にわたる人間の成長を支援できる、教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「生涯学習」「カウンセリング」「総合社会システム」の3専攻において、人間社会科学の各分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性に基づいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。

⑥国際理解教育課程

国際化社会で国際理解・国際協力・異文化間共生に貢献できる、教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「多言語多文化」「日本研究」「アジア研究」「欧米研究」の4専攻において、国際理解教育の各分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性に基づいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。

⑦環境総合科学課程

人間社会と環境の関係を自然・社会・文化の観点から捉え、この関係の改善に貢献できる、教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「環境教育」「自然環境科学」「文化財科学」の3専攻において、環境総合科学の各分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性に基づいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。

⑧情報教育課程

情報化社会に関する多面的理解と高度な情報技術をもって社会の情報化に貢献できる、教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「情報教育」専攻において、情報教育についての専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性に基づいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。

⑨芸術スポーツ文化課程

生涯学習社会において人間の生活を充実させる芸術及びスポーツの中心的担い手とそれらを専門的立場から支援する、教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「音楽」「美術」「書道」「表現コミュニケーション」「生涯スポーツ」の5専攻において、芸術及びスポーツの各分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性に基づいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。

2-2. 大学院教育学研究科（専門職学位課程、修士課程）

教育学研究科は、学部における教養教育及び専門教育の基礎の上に、豊かな人間性と科学的精神に立脚した教育研究活動を通して、教育の分野における高度専門職業人又は教育研究の推進者になるための優れた専門能力及び実践力を養うことを目的とする。（東京学芸大学大学院学則）

2-3. 大学院連合学校教育学研究科（博士課程）

連合学校教育学研究科は、教育の理論と実践に関する諸分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。（東京学芸大学大学院学則）

2-4. 特別支援教育特別専攻科

特別支援教育特別専攻科は、主として現職教員等を対象として、精深な程度において特別支援教育に関する専門の事項を教授し、特別支援教育の分野における資質の優れた教育者を養成することを目的とする。（東京学芸大学特別支援教育特別専攻科規程）

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①: 大学の目的(学部、学科又は課程の目的を含む。)が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到係る状況】

大学の目的は、学則第 1 条に「高い知識と教養を備えた創造力・実践力に富む有為の教育者を養成すること」と定めている(資料 1-1-①-A)。また、中期目標において、大学の基本的な目標が示されている(資料 1-1-①-B)。さらに教育学部に置く各課程の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的について、課程ごとに定めている(資料 1-1-①-C、別添資料 1-1-①-1)。

資料 1-1-①-A 東京学芸大学学則第 1 条

(目的)

第 1 条 東京学芸大学(以下「本学」という。)は、人権を尊重し、すべての人々が共生する社会の建設と世界平和の実現に寄与するため、豊かな人間性と科学的精神に立脚した学芸諸般の教育研究活動を通して、高い知識と教養を備えた創造力・実践力に富む有為の教育者を養成することを目的とする。

資料 1-1-①-B 国立大学東京学芸大学中期目標 大学の基本的な目標

(前文) 大学の基本的な目標

東京学芸大学は、我が国の教員養成の基幹大学として、豊かな人間性と科学的精神に立脚した学芸諸般の教育研究活動を通して、高い知識と教養を備えた創造力と実践力に富む有為の教育者を養成することを目的とし、第二期の中期目標期間においては特に次のことを基本的な目標とする。

- (1) 創造力と実践力を身につけ、今日の学校教育における諸課題に積極的に取り組む教員を養成する。
- (2) 精深な知性と高邁な精神を身につけ、広く生涯学習社会において、指導的な役割を担う人材を養成する。
- (3) 我が国の教育実践を先導する研究活動を推進し、その研究成果に立脚した独創的な教育を行う。
- (4) 学校教育と教員養成・研修に関する情報を幅広く収集・整理し、国内外に向けて発信する体制を構築する。
- (5) 社会に開かれた大学として、社会貢献活動や国際交流活動を積極的に推進する。

(出典:第 2 期国立大学法人東京学芸大学中期目標より抜粋)

http://www.u-gakugei.ac.jp/spdf/2010/10_04_mokuhyo.pdf

資料 1-1-①-C 各課程の教育目的(抜粋)

○ 平成 22 年度以降の入学対象	
初等教育教員養成課程(A類)	初等教育教員養成課程は、幼児教育と小学校教育を担う教員を養成することを目的とし、幼児教育選修においては、幼稚園教諭一種免許状取得に必要な単位修得を卒業要件とし、幼児教育の専門的知識・技能を、小学校教育の各選修(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語、学校教育、学校心理、国際教育、日本語教育、情報教育、ものづくり教育)においては、小学校教諭一種免許状取得に必要な単位修得を卒業要件とし、それぞれの選修の専門的知識・技能及び小学校教育に必要な全教科等についての知識・技能を習得させるとともに、幼稚園又は小学校における現代の教育的課題に対応できる実践的指導力を育成するための教育を行う。
中等教育教員養成課程(B類)	中等教育教員養成課程は、中等教育を担う教員を養成することを目的とし、各専攻(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、技術、英語、書道)教科に対応する中学校教諭及び高等学校教諭一種免許状取得に必要な単位修得を卒業要件とし、中等教育で求められる各教科等の専門的知識・技能を習得させるとともに、中学校・高等学校・中等教育学校における現代の教育的課題に対応できる実践的指導力を育成するための教育を行う。
特別支援教	特別支援教育教員養成課程は、特別支援教育を担う教員を養成することを目的とし、「聴覚障害教育」「言語障害

育教員養成課程 (C類)	教育「発達障害教育」「学習障害教育」の4専攻において、小学校又は中学校教諭一種免許状のいずれか一種類と特別支援学校教諭一種免許状取得に必要な単位修得を卒業要件とし、それぞれの分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、特別支援教育における諸課題に対応できる実践的指導力を育成するための教育を行う。
養護教育教員養成課程 (D類)	養護教育教員養成課程は、養護教育を担う教員（養護教諭）を養成することを目的とし、「養護教育」専攻において、養護教諭一種免許状取得に必要な単位修得を卒業要件とし、養護教育についての専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性に基づいた養護教育を実践するための能力を育成するための教育を行う。
人間社会科学課程 (N類)	人間社会科学課程は、高度化・複雑化した現代社会における人間を幅広い学問領域を基礎にして総合的に捉え、生涯にわたる人間の成長を支援できる、教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「生涯学習」「カウンセリング」「総合社会システム」の3専攻において、人間社会科学の各分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性に基づいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。
国際理解教育課程 (K類)	国際理解教育課程は、国際化社会で国際理解・国際協力・異文化間共生に貢献できる、教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「多言語多文化」「日本研究」「アジア研究」「欧米研究」の4専攻において、国際理解教育の各分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性に基づいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。
環境総合科学課程 (F類)	環境総合科学課程は、人間社会と環境の関係を自然・社会・文化の観点から捉え、この関係の改善に貢献できる、教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「環境教育」「自然環境科学」「文化財科学」の3専攻において、環境総合科学の各分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性に基づいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。
情報教育課程 (J類)	情報教育課程は、情報化社会に関する多面的理解と高度な情報技術をもって社会の情報化に貢献できる、教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「情報教育」専攻において、情報教育についての専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性に基づいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。
芸術スポーツ文化課程 (G類)	芸術スポーツ文化課程は、生涯学習社会において人間の生活を充実させる芸術及びスポーツの中心的担い手とそれらを専門的立場から支援する、教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「音楽」「美術」「書道」「表現コミュニケーション」「生涯スポーツ」の5専攻において、芸術及びスポーツの各分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性に基づいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。

(出典：東京学芸大学教育学部に置く課程の教育目的に関する規程)

別添資料1-1-①-1 東京学芸大学教育学部に置く課程の教育目的に関する規程
URL: <http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h20tei210001.html>

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的は、学則に明示している。また、中期目標において、大学の基本的な目標が明確に示されている。さらに教育学部に置く各課程の達成しようとする成果及び養成しようとする人物等について、課程ごとに定めている。これらの内容は、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に合致している。

観点1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到に係る状況】

本学大学院の目的は、大学院学則第3条に、教育学研究科においては「教育の分野における高度専門職業人又は教育研究の推進者になるための優れた専門能力及び実践力を養うこと」、連合学校教育学研究においては「教育の理論と実践に関する諸分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」と定めている（資1-1-②-A）。また、各研究科の目的を具体化するためにアドミッション・ポリシーの中に養成しようとする人物像を示している（資料1-1-②-B）。

資料 1-1-②-A 東京学芸大学大学院学則第 3 条

(研究科の目的)	
第 3 条	教育学研究科は、学部における教養教育及び専門教育の基礎の上に、豊かな人間性と科学的精神に立脚した教育研究活動を通して、教育の分野における高度専門職業人又は教育研究の推進者になるための優れた専門能力及び実践力を養うことを目的とする。
2	連合学校教育学研究科は、教育の理論と実践に関する諸分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

資料 1-1-②-B 大学院で養成しようとする人物像

修士課程	
学校教育専攻	<p><学校教育コース> 学校教育コースは、教育哲学、教育史、教育方法学、教育経営学、教育社会学、比較・国際教育学の 6 つの専門領域をベースに、教科の知識を的確に教えることができるのはもとより、授業以外のさまざまな問題に対応できる実践力、および現代の教育問題への洞察力を備えた優れた実践者、研究者の育成を目的とする。</p> <p><幼児教育コース> 幼児教育コースは、幼児教育学、幼児心理学、保育内容学などの専門領域をベースに、幼児教育の今日的課題への対処や改革、教育・発達研究、および教育臨床などを行うことのできる優れた実践者、研究者の育成を目的とする。</p>
学校心理専攻	学校心理専攻は、心理学やカウンセリングの基礎的理論と研究法を学び、学校・家庭・地域社会で生活し学ぶ児童生徒の発達を支援したり、学校内外において派生する児童生徒の問題行動を解決したりするために、それらに応用していく力を備えた有為な教師・研究者・臨床家の育成を目指す。
特別支援教育専攻	特別支援教育専攻は、豊かな人間性と科学的精神に立脚した教育研究活動を通じて、特別支援教育に関する高度な知識と技能を修め、21 世紀の知識基盤社会を担う「有為の教育者ならびに研究者」を養成することを目的とする。
家政教育専攻	家政教育専攻は、生活の諸課題を解決するために、自然科学、社会科学にまたがる関連諸科学での研究成果を総合的に活用し、生活の中で生ずるあらゆる問題に対して、その問題解決と支援の方策を追求することを目的とする。
国語教育専攻	国語教育専攻は、豊かな人間性と科学的精神に立脚した国語教育ならびに日本語教育の研究活動を通じて、高度な知識と技能を修め、21 世紀の知識基盤社会を担う「有為の教育者」を養成することを目的とする。
英語教育専攻	英語教育専攻は、学部における教養教育および専門教育の基礎の上に、英語教育、英語学、英米文学文化の高度な知識と技能を修め、広義の「英語教育」に貢献できる人を養成することを目的とする。
社会科教育専攻	社会科教育専攻は、教科専門科学（地理学、歴史学、哲学・倫理学、法学・政治学、経済学、社会学）と教科教育科学（社会科教育学）に関する教育研究活動を通じて、高度な知識と技能を修め、21 世紀の知識基盤社会を担える教育者・研究者の養成を目的とする。
数学教育専攻	数学教育専攻は、研究活動を通じて、高度な知識と技能を身に付け、とくに数学の教育において才能を発揮する教育者を養成することを目的とする。
理科教育専攻	理科教育専攻は、理科教育学・自然科学・環境科学に関する教育研究活動を通じて高度な知識と技能を修めることにより、指導力と実践力に富んだ理科教育者・研究者を養成することを目的とする。
技術教育専攻	技術教育専攻は、豊かな人間性と科学的精神に立脚した教育研究活動を通じて、高度な知識と技能を修め、21 世紀の技術科教育・工業科教育を担う教員、研究者および広く社会で活躍する技術者、研究者を養成することを目的とする。
音楽教育専攻	音楽教育専攻は、音楽教育コース、音楽コースの 2 つのコースから成り、相互に関連しつつ音楽教育に関する高度な教育実践および教育研究の推進者の養成を目指して、専門的教養を深めるとともに、教育者としての実践的能力を身に付けることを目的とする。
美術教育専攻	美術教育専攻は、豊かな人間性と芸術的精神に立脚した 4 つのコースによる教育研究活動を通じて、高度な知識と技能、表現活動を修め、現代社会を担う「有為の美術教育者」を養成することを目的とする。
保健体育専攻	保健体育専攻は、運動文化を中心として学校教育や生涯教育に関わる教科の特性から、体育およびスポーツ活動の理論的かつ実践的研究成果を基礎として、この分野での総合的な教育・研究の推進と実践力を有する人材の育成を目的とする。
養護教育専攻	養護教育専攻は、児童・生徒と教職員の健康の保持増進のために、健康に関連した諸科学の研究成果を総合的に活用し、学校や地域の多様な健康問題に対応できる高度な能力と実践力を持つ養護教諭および保健学の研究者を養成

総合教育 開発専攻	総合教育開発専攻は、国際理解や他の人とのコミュニケーション、地球環境問題、情報化への対応、新しいメディア・テクノロジーの影響下にある現代社会の人間の表現や芸術のあり方の問題など、これまでの教科の枠には収まりきれない、さまざまな分野にまたがる課題に対応するために、「国際理解教育」、「生涯教育」、「情報教育」、「環境教育」、「表現教育」の各コースを開設しています。いずれも学際性、総合性、専門性を持った学芸諸領域の教育・研究を行う。
教職大学院（専門職学位課程）	
教育実践創 成専攻	教育実践創成専攻は、現代的教育課題に対する学校全体の取組において中心的役割を果たし、教職員・保護者・地域の人々・専門家と協働して問題解決にあたるリーダー的存在としての教員（スクールリーダー）を養成することを目的とする。
大学院連合学校教育学研究科（博士課程）	
本研究科は、大学における教員養成の充実と学校教育の発展を目指して、（1）教員養成系大学・学部の研究後継者の養成（2）学校現場の経験を踏まえた教員養成系大学教員の養成（3）教育関係専門職従事者の養成と高度な研修機会の提供、を図ります。 （出典：大学院教育学研究科及び大学院連合学校教育学研究科のアドミッション・ポリシーより抜粋）	

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院教育学研究科及び連合学校教育学研究科の目的は、大学院学則に明示している。また、各研究科の養成しようとする人物像を、アドミッション・ポリシーの中に明示している。これらの内容は、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に合致している。

観点1-2-①： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

本学及び大学院の目的等については、大学概要、スタディガイド、履修便覧、学生便覧等に掲載し、教職員及び学生に配布するとともに、ホームページに掲載し周知している。特に学生に対しては、オリエンテーションなどにおいても説明し、周知徹底を図っている。社会への公表については、ホームページへの掲載のほか、大学案内等を大学説明会、大学院説明会の参加者に配布し、説明等を行っている（別添資料1-2-①-1～別添資料1-2-①-8）。

別添資料1-2-①-1	国立大学法人東京学芸大学概要 2010 pp. 1-2, pp. 9-11, pp. 13-14（校正中、7月上旬印刷予定）
別添資料1-2-①-2	2010 スタディガイド p. 1
別添資料1-2-①-3	平成22年度教育学研究科（修士課程）履修便覧 p. 4
別添資料1-2-①-4	学生便覧 2010 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程） pp. 1-2
別添資料1-2-①-5	2010 大学案内 pp. 54-55, pp. 68-70
別添資料1-2-①-6	平成22年度大学院教育学研究科（修士課程）概要 p. 1
別添資料1-2-①-7	東京学芸大学教職大学院 教育学研究科教育実践創成専攻 2010 リーフレット p. 4
別添資料1-2-①-8	東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科 2010 概要 pp. 1-2

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的等は、大学概要等の印刷物やホームページを通じて、教職員、学生、受験生及び一般に広く周知・公表している。また、大学説明会、大学院説明会のほか、様々な機会を積極的に活用して、各種の大学の刊行物を広く学外者に配布することを通して、大学の目的等を社会に公表している。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 本学の目的・目標が、課程、専攻ごとに明確に設定され、それをわかりやすく伝えるために大学概要、大学案内、ホームページ、大学説明会、大学院説明会等いろいろな機会・方法で示すように工夫している。

【改善を要する点】

該当なし。

(3) 基準 1 の自己評価の概要

大学の目的は、学則に「東京学芸大学は、人権を尊重し、すべての人々が共生する社会の建設と世界平和の実現に寄与するため、豊かな人間性と科学的精神に立脚した学芸諸般の教育研究活動を通して、高い知識と教養を備えた創造力・実践力に富む有為の教育者を養成すること」と定めている。

大学院の目的は、大学院学則に「教育学研究科は、学部における教養教育及び専門教育の基礎の上に、豊かな人間性と科学的精神に立脚した教育研究活動を通して、教育の分野における高度専門職業人又は教育研究の推進者になるための優れた専門能力及び実践力を養うこと」「連合学校教育学研究科は、教育の理論と実践に関する諸分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」と定めている。

本学の目的・目標が専攻ごとに明確に設定され、それをわかりやすく伝えるために大学概要、大学案内、ホームページ、大学説明会、大学院説明会等いろいろな機会・方法で示すように工夫している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部，学科以外の基本的組織を設置している場合には，その構成）が，学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は教育学部の1学部で構成され、教育学部の中を教育系と教養系の2つの系に分けている。教育系は、今日の学校現場で求められている様々な問題に柔軟かつ効果的に対応できる実践的指導力をもつ、幼稚園から高等学校にわたる教員、さらに特別支援教育及び養護教育の教員を養成する課程である。教養系は、生涯学習社会で指導的役割を担うことのできる人材の育成を目的とした課程である。

教育系には、初等教育教員養成課程、中等教育教員養成課程、特別支援教育教員養成課程及び養護教育教員養成課程の4つの課程を設置している。教養系には、人間社会科学課程、国際理解教育課程、環境総合科学課程、情報教育課程及び芸術スポーツ文化課程の5つの課程を設置している。

各課程の下に選修・専攻を置き、平成21年度までは教育系4課程12選修・16専攻及び教養系5課程18専攻で構成していたが、平成22年度より教員養成の強化を図るため教育系の入学定員を増員するとともに、全国に先駆けて学校の諸課題に対応するため、初等教育教員養成課程に国際教育、日本語教育、情報教育、ものづくり教育の4つの選修を新設し、教育系4課程16選修・16専攻及び教養系5課程16専攻に再編した（資料2-1-①-A）。

資料 2-1-①-A 教育学部教育組織

平成21年度までの課程・選修・専攻		⇒	平成22年度からの課程・選修・専攻	
課程・選修・専攻	入学定員		課程・選修・専攻	入学定員
初等教育教員養成課程	394		初等教育教員養成課程	490
国語選修	68		国語選修	70
社会選修	60		社会選修	70
数学選修	60		数学選修	65
理科選修	60		理科選修	65
音楽選修	18		音楽選修	20
美術選修	18		美術選修	20
保健体育選修	35		保健体育選修	40
家庭選修	14		家庭選修	15
英語選修	5		英語選修	10
学校教育選修	18		学校教育選修	20
学校心理選修	18		学校心理選修	20
幼児教育選修	20		国際教育選修 (新設)	15
			日本語教育選修 (新設)	10
			情報教育選修 (新設)	20
			ものづくり教育選修 (新設)	10
			幼児教育選修	20

国語専攻	14	国語専攻	20
社会専攻	14	社会専攻	20
数学専攻	18	数学専攻	20
理科専攻	18	理科専攻	35
音楽専攻	14	音楽専攻	15
美術専攻	12	美術専攻	15
保健体育専攻	18	保健体育専攻	20
家庭専攻	10	家庭専攻	10
技術専攻	10	技術専攻	10
英語専攻	15	英語専攻	15
書道専攻	10	書道専攻	10
特別支援教育教員養成課程	33	特別支援教育教員養成課程	40
聴覚障害教育専攻		聴覚障害教育専攻	
言語障害教育専攻		言語障害教育専攻	
発達障害教育専攻		発達障害教育専攻	
学習障害教育専攻		学習障害教育専攻	
養護教育教員養成課程	10	養護教育教員養成課程	10
養護教育専攻	10	養護教育専攻	10
人間社会科学課程	120	人間社会科学課程	90
生涯学習専攻	45	生涯学習専攻	30
カウンセリング専攻	35	カウンセリング専攻	30
総合社会システム専攻	40	総合社会システム専攻	30
国際理解教育課程	105	国際理解教育課程	60
国際教育専攻	15	多言語多文化専攻	15
多言語多文化専攻	15	日本研究専攻	15
日本語教育専攻	15	アジア研究専攻	15
日本研究専攻	20	欧米研究専攻	15
アジア研究専攻	20		
欧米研究専攻	20		
環境総合科学課程	100	環境総合科学課程	75
環境教育専攻	25	環境教育専攻	20
自然環境科学専攻	55	自然環境科学専攻	40
文化財科学専攻	20	文化財科学専攻	15
情報教育課程	45	情報教育課程	15
情報教育専攻	45	情報教育専攻	15
芸術スポーツ文化課程	105	芸術スポーツ文化課程	95
音楽専攻	20	音楽専攻	15
美術専攻	20	美術専攻	15
書道専攻	10	書道専攻	10
表現コミュニケーション専攻	15	表現コミュニケーション専攻	15
生涯スポーツ専攻	40	生涯スポーツ専攻	40
入学定員合計	1,065	入学定員合計	1,065

(出典：総務課)

【分析結果とその根拠理由】

教育学部は、学校教育の現場及び広く生涯学習社会において「有為の教育者」としての役割を担う人材の育成という教育研究の目的を達成すべく、教育系4課程16選修・16専攻及び教養系5課程16専攻で構成しており、

教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点 2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

本学の教養教育は、大学生として社会の中に生きる人間として必要な教養を身に付けたり、教育や教科の基礎となる概念や知識・技能を幅広い視点から学ぶとともに、大学生として、そして社会の中に生きる人間として必要な教養を身につけるための科目群で、総合学芸領域、健康・スポーツ領域、語学領域の3領域からなり、全教員が担当することにより実施している。

教養教育のカリキュラムの運営等に関して、カリキュラム委員会において、カリキュラム全般について総括的に審議を行い、その下に、専門的事項について審議を行うため5つの部会を設置し、教養教育に関しては、「情報教育授業運営部会」、「語学授業運営部会」及び「プロジェクト学習科目等授業運営部会」の3つの部会が担当している（別添資料2-1-②-1～別添資料2-1-②-4）。各部会においては、それぞれ担当する授業科目の連絡調整や運営・改善に関する事項を所掌して、円滑な授業運営及びカリキュラムの充実を図っている。なお、平成22年度からは、教員養成カリキュラム改革推進本部の設置に伴い、委員会を整理再編し、カリキュラムの運営等に関しては、教務委員会が担当することとし、教務委員会の下に、専門的事項について審議を行うため7つの部会を設置し、教養教育に関しては、「情報教育授業運営部会」及び「語学授業運営部会」の2つの部会が担当することとしている（別添資料2-1-②-5～別添資料2-1-②-7）。

別添資料2-1-②-1	東京学芸大学カリキュラム委員会規程 URL: http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h18tei030003.html
別添資料2-1-②-2	東京学芸大学カリキュラム委員会情報教育授業運営部会要項 URL: http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h200410_2yko.html
別添資料2-1-②-3	東京学芸大学カリキュラム委員会語学授業運営部会要項 URL: http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h200410_4yko.html
別添資料2-1-②-4	東京学芸大学カリキュラム委員会プロジェクト学習科目等授業運営部会要項 URL: http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h200410_1yko0001.html
別添資料2-1-②-5	東京学芸大学教務委員会規程 URL: http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h22tei09.html
別添資料2-1-②-6	東京学芸大学教務委員会情報教育授業運営部会要項 URL: http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h220414_1yko.html
別添資料2-1-②-7	東京学芸大学教務委員会語学授業運営部会要項 URL: http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h220414_3yko.html

【分析結果とその根拠理由】

教養教育について、全学から選出された教員からなるカリキュラム委員会とその下に設置された教養教育に関する各部会によって総括・運営しており、教養教育の体制が適切に整備され、機能している。

観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

教育学研究科は、平成19年度までは修士課程15専攻44コース11サブコースで構成していたが、平成20年度

からは大学院における教員養成を強化するため、教職大学院を新設し、修士課程では15専攻48コース4サブコースに再編し、計16専攻48コース4サブコースで構成している（資料2-1-③-A）。

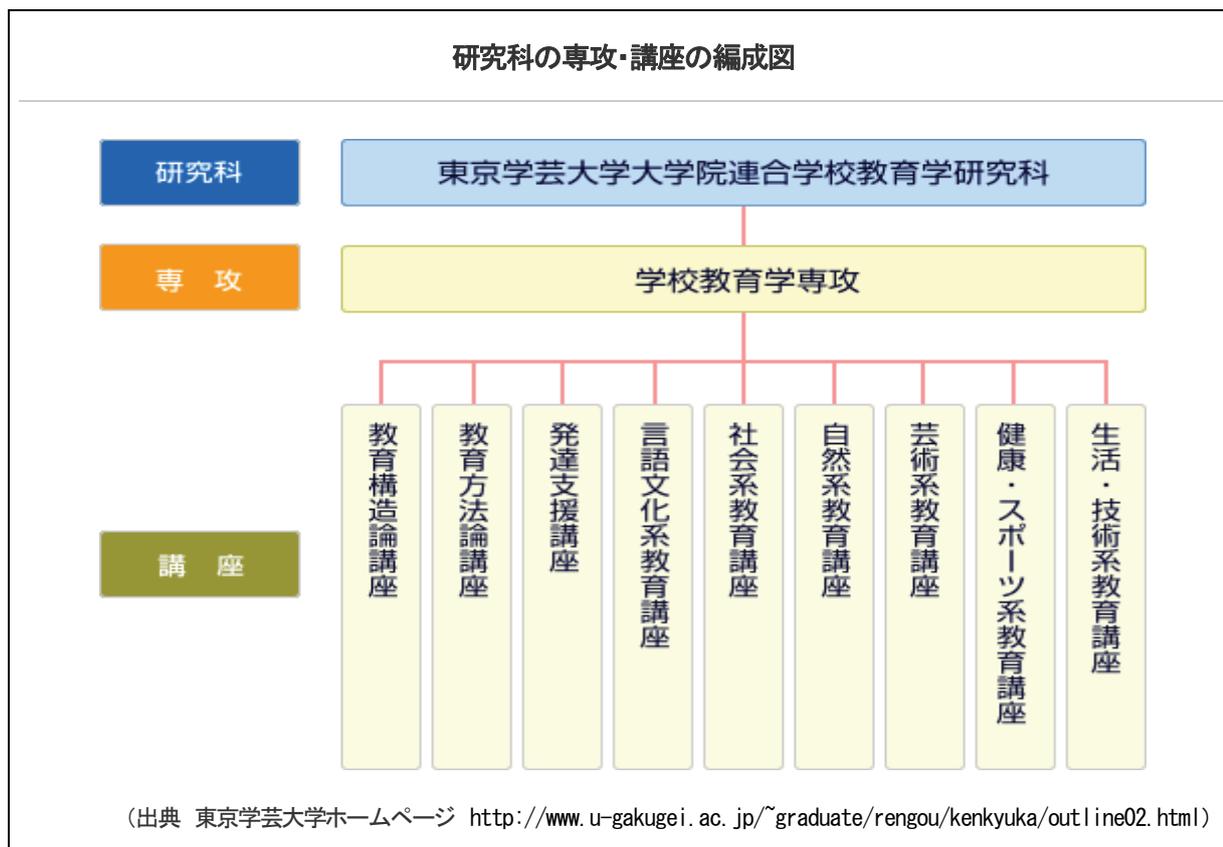
連合学校教育学研究科は、東京学芸大学を基幹大学として、埼玉大学、千葉大学及び横浜国立大学の4大学連合として組織され、博士課程後期3年のみの連合の研究科として学校教育学専攻の1専攻を設置している。専攻の中を教育科学講座群、教科領域講座群の2つに分け、教育科学講座群として教育構造論講座、教育方法論講座及び発達支援講座を、教科領域講座群として言語文化系教育講座、社会系教育講座、自然系教育講座、芸術系教育講座、健康・スポーツ系教育講座及び生活・技術系教育講座を置き、計9講座で構成している（資料2-1-③-B）。

資料2-1-③-A 教育学研究科組織

平成19年度まで		平成20年度から	
専攻	コース（サブコース）	専攻	コース（サブコース）
		教育実践創成専攻	
学校教育専攻	学校教育 幼児教育	学校教育専攻	学校教育 幼児教育
学校心理専攻	学校心理 臨床心理	学校心理専攻	学校心理 臨床心理
特別支援教育専攻	特別支援教育 発達障害 支援方法	特別支援教育専攻	特別支援教育 発達障害 支援方法
家政教育専攻	家庭科教育 生活科学	家政教育専攻	家庭科教育 生活科学
国語教育専攻	国語科教育 日本語学・日本文学 中国古典学	国語教育専攻	国語科教育 日本文学 中国古典学 日本語 学 日本語教育
英語教育専攻	英語科教育 英語学・英米文学文化	英語教育専攻	英語科教育 英語学・英米文学文化
社会科教育専攻	社会科教育 地理学 歴史学 哲学・倫理学 法学・政治学 経済学 社会学	社会科教育専攻	社会科教育 地理学 歴史学 哲学・倫理学 法学・政治学 経済学 社会学
数学教育専攻	数学科教育 数学	数学教育専攻	数学科教育 数学
理科教育専攻	理科教育 物理学 化学 生物学 地学	理科教育専攻	理科教育 物理学 化学 生物学 地学・環境 科学
技術教育専攻	技術科教育 技術科学	技術教育専攻	技術科教育 技術科学
音楽教育専攻	音楽科教育 音楽	音楽教育専攻	音楽科教育 音楽
美術教育専攻	美術科教育 美術 書道教育	美術教育専攻	美術科教育 美術 総合美術 書道教育
保健体育専攻	体育科教育 体育学 運動学	保健体育専攻	体育科教育 体育学 運動学 健康・スポーツ科 学
養護教育専攻	養護教育	養護教育専攻	養護教育
総合教育開発専攻	国際理解教育 (多言語多文化教育 日本語教育 地域研究教育) 生涯教育 (生涯教育 共生社会教育 健康・生涯スポーツ) 情報教育 環境教育 (環境教育 環境自然科学 文化 遺産教育) 表現教育 (表現コミュニケーション教育 芸術教育)	総合教育開発専攻	生涯教育 国際理解教育 (多言語多文化 地域研究教育) 情報教育 環境教育 (環境教育 文化遺産教育) 表現教育

(出典：総務課)

資料 2-1-③-B 連合学校教育学研究科の専攻・講座の構成図



【分析結果とその根拠理由】

教育学研究科では、平成 20 年度に教職大学院を設置するとともに、修士課程も併せて再編し、計 16 専攻 48 コース 4 サブコースで構成している。連合学校教育学研究科では、4 大学連合の研究科として 1 専攻を設置し、専攻の中は 9 講座で構成している。教科ならびに教育課題に対応した専攻を構成していることから、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点 2-1-④： 別科，専攻科を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到に係る状況】

本学では、特別支援教育専攻の 1 専攻からなる特別支援教育特別専攻科を設置している。主として現職教員等を対象として、精深な程度において特別支援教育に関する専門の事項を教授し、特別支援教育の分野における資質の優れた教育者を養成することを目的とした、修業年限 1 年の課程である（資料 2-1-④-A）。

当該専攻は、11 名の担当教員によって、知的障害、肢体不自由者、病弱者の 3 領域を必修、聴覚障害者の領域は選択とし、それらに教育実習、論文（課題研究、特別研究）を加えた教育課程を編成している（別添資料 2-1-④-1）。

資料2-1-④-A 東京学芸大学特別支援教育特別専攻科規程（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第12条第2項の規定に基づき、特別支援教育特別専攻科（以下「特別専攻科」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 特別専攻科は、主として現職教員等を対象として、精深な程度において特別支援教育に関する専門の事項を教授し、特別支援教育の分野における資質の優れた教育者を養成することを目的とする。

（専攻）

第3条 特別専攻科に、次の専攻課程を置く。

特別支援教育専攻

（収容定員）

第4条 特別専攻科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

特別支援教育専攻 入学定員 30名 収容定員 30名

第5条 特別専攻科に入学することができる者は、次の各号の1に該当する者で、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) その他学校教育法（昭和22年法律第26号）第91条第2項の規定により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学者の選考）

第6条 特別専攻科の入学志願者に対しては、学力検査、健康診断その他により選考のうえ、入学を許可する。

（入学出願手続等）

第7条 特別専攻科の入学出願手続及び選考の方法等については、その都度公示する。

（修業年限）

第8条 特別専攻科の修業年限は、1年とする。

（履修基準等）

第9条 特別専攻科の課程を修了するには、1年以上在学し、所定の履修基準をみたさなければならない。

2 履修基準及び履修方法等については、別に定める。

別添資料2-1-④-1 特別支援教育特別専攻科（カリキュラム）

URL : <http://www.u-gakugei.ac.jp/10sougou/02program/c03.html>

【分析結果とその根拠理由】

現職教員等を対象に設置されている特別支援教育特別専攻科は、主要な障がいとされる知的障害、肢体不自由者、病弱者の3領域を中心とする教育体制をとっており、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点2-1-⑤：大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

【観点到係る状況】

本学は、12の施設・センター及び13の附属学校・園を設置している（資料2-1-⑤-A）。

教育研究活動を直接担う施設・センターとして、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター及び情報処理センターを設置している。各施設・センターは、それぞれの設置目的に沿った教育研究活動の推進を行うとともに、学部・大学院の教育研究活動も担当している（資料2-1-⑤-B）。この他、主に学生支援等を行う6つの施設・センターがある。

附属学校・園は、附属幼稚園小金井園舎、附属幼稚園竹早園舎、附属世田谷小学校、附属小金井小学校、附属竹早小学校、附属大泉小学校、附属世田谷中学校、附属小金井中学校、附属竹早中学校、附属高等学校、附属高等学校大泉校舎、附属国際中等学校、附属特別支援学校の計13校・園を5つの地区（世田谷、小金井、大泉、竹

早、東久留米) に設置している。附属学校は、教育実習校として約 1,300 名の教育実習の実施に当たるとともに大学と連携した教育研究に当たっている。

資料 2-1-⑤-A 国立大学法人東京学芸大学組織運営規程 (抜粋)

<p>(施設及びセンター)</p> <p>第 15 条 本学に、次の施設及びセンターを置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 環境教育実践施設 (2) 教育実践研究支援センター (3) 留学生センター (4) 国際教育センター (5) 教員養成カリキュラム開発研究センター (6) 保健管理センター (7) 情報処理センター (8) 放射性同位元素総合実験施設 (9) 有害廃棄物処理施設 (10) 現職教員研修支援センター (11) 学生相談センター (12) 学生キャリア支援センター <p>2 前項第 4 号及び第 5 号のセンターは、学校教育法施行規則 (昭和 22 年文部省令第 11 号) 第 143 条の 2 第 1 項に定める施設とする。</p> <p>3 第 1 項の施設及びセンターに関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(附属学校)</p> <p>第 16 条 本学に、法人法第 23 条及び国立大学法人法施行規則 (平成 15 年文部科学省令第 57 号) 第 4 条の規定に基づき、次の附属学校を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 附属幼稚園 (2) 附属世田谷小学校 (3) 附属小金井小学校 (4) 附属大泉小学校 (5) 附属竹早小学校 (6) 附属世田谷中学校 (7) 附属小金井中学校 (8) 附属竹早中学校 (9) 附属高等学校 (10) 附属国際中等教育学校 (11) 附属特別支援学校 <p>2 附属学校に関し必要な事項は、別に定める。</p>
--

資料 2-1-⑤-B 施設・センターの目的

<p>○東京学芸大学環境教育実践施設規程 (抜粋)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 環境教育施設は、環境教育に関する専門的な教育・研究を行い、かつ、学生等の実験・実習の場として利用に供し、もって環境教育の推進を図ることを目的とする。</p>
<p>○東京学芸大学教育実践研究支援センター規程 (抜粋)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 センターは、学部、大学院、附属学校及び地域社会との緊密な連携を図り、教育実践や教育課題に関する総合的・開発的研究及び教育支援を行い、もって教員養成及び現職教育の推進を図ることを目的とする。</p>
<p>○東京学芸大学留学生センター規程 (抜粋)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 センターは、外国人留学生及び海外留学を希望する学生に対し、必要な教育及び指導助言を行い、外国人留学生等に対する教育指導の充実と留学生交流の推進に寄与することを目的とする。</p>
<p>○東京学芸大学国際教育センター規程 (抜粋)</p>

(目的)

第2条 センターは、海外・帰国児童生徒教育、外国人児童生徒教育及び国際理解教育に関し、専門的な調査・研究・開発を行うとともに、全国共同利用施設として、国立大学の教員その他の者で、この分野の研究に従事する者の利用に供することを目的とする。

○東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程 (抜粋)

(目的)

第2条 センターは、学校教育カリキュラム並びに教員養成及び教員研修プログラムに関し、専門的な調査及び研究を行うとともに、全国共同利用施設として、この分野の調査研究に従事する者の利用に供することを目的とする。

○東京学芸大学情報処理センター規程 (抜粋)

(目的)

第2条 センターは、学内共同利用施設として、学術研究の推進、図書館システムの拡充、情報処理教育その他学内の情報処理の推進に資することを目的とする。

【分析結果とその根拠理由】

本学は、12 の施設・センター及び 13 の附属学校・園を設置している。各施設・センターは、設置目的に沿って教育・研究活動全般に携わるとともに、教育実践の支援、学生及び留学生の学習支援、教育関連の情報収集支援等を幅広く行っている。また、附属学校・園は、教育実習校として教育実習の実施に当たるとともに、大学と連携した先導的な実践研究の推進及びその成果の公開を行っている。

これらのことから、施設・センター及び附属学校・園が、教育研究の目的を達成する上で、適切に機能している。

観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

教育活動に関わる重要事項を審議するために、教育研究評議会を設置している。教育研究評議会は、学長、理事、副学長、学系長、附属図書館長及び各学系の教授会構成員から選出された教授（各2名）等によって構成され、教育活動・研究活動全般にわたる基本事項を審議し、平成 21 年度は 21 回開催している（資料 2-2-①-A）。

総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系の 4 つの学系にそれぞれ教授会を設置し、さらに、平成 20 年度から 4 教授会それぞれにかかわる審議事項を統一的に連携して審議するため、4 教授会の下に 1 つの統合した教室主任会及び大学院教育学研究科運営委員会を設置している。教授会は、各学系の教授、准教授、講師、助教によって構成され、当該学系の教員の採用及び昇任の選考に関する事項、当該学系の教育研究に関する事項、当該学系の運営に関する事項などを審議し、平成 21 年度は各学系とも 11 回開催している（資料 2-2-①-B）。教室主任会は、教授会から委任を受けた学部学生の入学・卒業・修了その他身分に関する事項及び学生の懲戒に関する事項並びに修学指導、就職指導及びキャリア支援に関する事項などを審議し、平成 21 年度は 14 回開催している（資料 2-2-①-C）。大学院教育学研究科運営委員会は、教授会から委任を受けた教育学研究科の大学院学生の入学・卒業・修了その他身分に関する事項及び大学院学生の懲戒に関する事項並びに修学指導、カリキュラム、就職指導及びキャリア支援に関する事項などを審議し、平成 21 年度は 11 回開催している（資料 2-2-①-D）。

連合学校教育学研究科においては、大学院連合学校教育学研究科委員会を設置している。大学院連合学校教育

学研究所委員会は、研究科長、研究科専任教員、各構成大学運営委員会委員長、各構成大学から2名ずつ選出された委員から構成され、教育活動に係わる重要案件を検討している。入学及び学位授与は、大学院連合学校教育学研究所拡大研究科委員会で判定している。平成20年度は、大学院連合学校教育学研究所委員会は12回、同拡大研究科委員会は2回、それぞれ開催している（資料2-2-①-E、資料2-2-①-F）。

資料2-2-①-A 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第9条第2項の規定に基づき、教育研究評議会（以下「評議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 評議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (3) 学則（経営に関する部分を除く。）その他教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項（学長のリーダーシップによる戦略的配置教員以外の教員の採用及び昇任の選考に関する事項を除く。）
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他教育研究に関する重要事項

（組織）

第3条 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事及び副学長
- (3) 学系長
- (4) 附属図書館長
- (5) 大学院連合学校教育学研究所長
- (6) 各学系の教授会構成員から選出された教授 各2名
- (7) 附属学校運営参事
- (8) 事務局長

資料2-2-①-B 東京学芸大学教授会規程（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第26条第2項の規定に基づき、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系の教授会について必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生（当該学系が所管する群、特別支援教育特別専攻科及び大学院教育学研究所の専攻（総合教育開発専攻にあつては、コース）に所属する学生をいう。以下同じ。）の入学、卒業、修了その他身分に関する事項
- (2) 学生の懲戒に関する事項
- (3) 当該学系の教員の採用及び昇任の選考に関する事項
- (4) 当該学系の教育研究に関する事項
- (5) 当該学系の運営に関する事項
- (6) その他学系長が必要と認めた事項

（審議事項の委任等）

第3条 教授会に、東京学芸大学教室主任会（この条において「教室主任会」という。）を置く。

2 教授会は、前条第1号及び第2号に規定する審議事項のうち、学部及び特別支援教育特別専攻科の学生に関する事項について、教室主任会にその審議を委任する。

3 前項で委任した審議事項について、教室主任会で議決された事項は、教授会で議決されたものとする。

4 教室主任会に関する規程は、別に定める。

第3条の2 教授会に、東京学芸大学大学院教育学研究所運営委員会（この条において「研究科運営委員会」という。）を置く。

2 教授会は、第2条第1号及び第2号に規定する審議事項のうち、大学院教育学研究所の学生に関する事項について、研究科運営委員会にその審議を委任する。

- 3 前項で委任した審議事項について、研究科運営委員会で議決された事項は、教授会で議決されたものとする。
- 4 研究科運営委員会に関する規程は、別に定める。
- (組織)
- 第4条 教授会は、当該学系（教育実践創成講座及び施設・センターは、総合教育科学系に含む。）に所属する教授、准教授、講師及助教で組織する。
- 2 前項の規定にかかわらず、大学院教育学研究科（この項において「研究科」という。）の担当でない者は、研究科に関する事項の議決に加わることができない。

資料2-2-①-C 東京学芸大学教室主任会規程（抜粋）

- (目的)
- 第1条 この規程は、東京学芸大学教授会規程（平成16年規程第40号。以下「教授会規程」という。）第3条第4項の規定に基づき、東京学芸大学教室主任会（以下「教室主任会」という。）について必要な事項を定めるものとする。
- (審議事項)
- 第2条 教室主任会は、教授会規程第2条に規定する事項のうち、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 学生（学部及び特別支援教育特別専攻科の学生をいう。以下同じ。）の入学、卒業、修了その他身分に関する事項
- (2) 学生の懲戒に関する事項
- 2 教室主任会は、前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 学生の修学指導に関する事項
- (2) 学生の就職指導及びキャリア支援に関する事項
- (3) 大学説明会の実施に関する事項
- (4) その他教室主任会が必要と認めた事項
- (組織)
- 第3条 教室主任会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 副学長（教育等担当）
- (2) 副学長（学生等担当）
- (3) 学系長
- (4) 教室主任
- (5) 特別支援教育特別専攻科主任

資料2-2-①-D 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程（抜粋）

- (目的)
- 第1条 この規程は、東京学芸大学教授会規程（平成16年規程第40号。以下「教授会規程」という。）第3条の2第4項の規定に基づき、東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。
- (審議事項)
- 第2条 委員会は、教授会規程第2条に規定する事項のうち、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 学生（大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）の学生をいう。以下同じ。）の入学、修了その他身分に関する事項
- (2) 学生の懲戒に関する事項
- 2 委員会は、前項に掲げるもののほか、研究科における次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 学位論文審査委員会の設置に関する事項
- (2) 学位の付記に関する事項
- (3) 在学年数短縮修了に関する事項
- (4) 長期履修学生の認定に関する事項
- (5) 学生の修学指導に関する事項
- (6) 学生の就職指導及びキャリア支援に関する事項
- (7) カリキュラムに関する事項
- (8) 学生交流規程に基づく派遣・受入（外国の大学院への派遣を除く。）に関する事項
- (9) 既修得単位等認定単位に関する事項
- (10) 単位互換制度の運用に関する事項
- (11) 大学院説明会の実施に関する事項
- (12) 科目等履修生及び研究生等の受入れに関する事項
- (13) 新教員養成コースの運営に関する事項
- (14) その他委員会が必要と認めた事項
- 3 前項に規定する事項のうち、教育実践創成専攻（教職大学院）に係るものについては、教育実践創成専攻に置く専攻会議において審議することができる。
- (組織)
- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（教育等担当）
- (2) 副学長（学生等担当）
- (3) 学系長
- (4) 専攻代表

資料 2-2-①-E 東京学芸大学大学院連合教育学研究科委員会規程（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規程は、東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第1号。以下「大学院学則」という。）第8条第3項の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程で用いる「研究科」とは、連合学校教育学研究科をいう。

2 この規程で用いる「研究科長」、「研究科専任教員」、「構成大学」及び「研究科所属教員」の用語の定義については、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成8年規程第7号。以下「研究科規程」という。）の定めるところによる。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科専任教員
- (3) 各構成大学の連合学校教育学研究科運営委員会委員長
- (4) 各構成大学から選出された研究科所属教員 各2名

（任期）

第4条 前条第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学院学則のうち研究科に関する規定、研究科規程、その他研究科に関する諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) 研究科の専攻・講座の設置、廃止等の方針に関する事項
- (3) 研究科長、研究科専任教員及び研究科所属教員の選考に関する事項
- (4) 研究科の教育計画の編成及び実施に関する基本的事項
- (5) 指導教員の選定に関する事項
- (6) 入学者の選抜の方針及び実施計画に関する事項
- (7) 学生の厚生補導及び身分に関する事項
- (8) 学位論文審査委員会の設置に関する事項
- (9) 学位の授与及び課程修了の認定に関する事項
- (10) 研究科の教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- (11) 予算に関する重要事項
- (12) 研究科の組織及び運営に関する重要事項
- (13) その他研究科長が必要と認めた事項

資料 2-2-①-F 東京学芸大学大学院連合教育学研究科拡大研究科委員会規程（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規程は、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程第10条第2項の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大研究科委員会（以下「拡大研究科委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 拡大研究科委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科委員会委員
- (2) 各連合講座会議の部会代表者

2 前項第1号の委員のうち、各構成大学から選出された研究科所属教員は同項第2号の委員を兼ねることができる。

（任期）

第3条 前条第1項第2号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）

第4条 拡大研究科委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の入学の判定に関する事項
- (2) その他研究科長が必要と認めた事項

2 拡大研究科委員会は、前項の審議をしたときは、研究科委員会に報告をしなければならない。

【分析結果とその根拠理由】

教育研究評議会、教授会とその下に教室主任会及び大学院教育学研究科運営委員会並びに大学院連合学校教育学研究科委員会を組織し、原則月1回開催し、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っている。

観点2-2-②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

教育課程や教育方法等については、カリキュラム委員会、教務委員会、教育実習委員会、大学院教育学研究科運営委員会及び大学院連合学校教育学研究科委員会等が検討・審議をしている（資料2-2-②-A）。

カリキュラム委員会では、学部及び専攻科におけるカリキュラムの運営及び改善に係る事項を審議し、平成21年度は8回開催している（資料2-2-②-B）。カリキュラム委員会の下に専門的事項について審議等を行うため、プロジェクト学習科目等授業運営部会、情報教育授業運営部会、生活科授業運営部会、語学授業運営部会及び「道徳の指導法」授業運営部会の5つの部会を設置している（別添資料2-2-②-1～別添資料2-2-②-5）。

また、平成20年度にはカリキュラム改訂特別委員会を設置し、平成22年度の学部カリキュラム改訂実施に向けた審議を行い、新カリキュラムを策定した（資料2-2-②-C）。

教務委員会では、学部、大学院教育学研究科及び専攻科における履修登録及び成績処理、諸資格取得、介護等体験及びインターンシップの単位認定等に関する事項を審議し、平成21年度は11回開催している（資料2-2-②-D）。さらに、教務委員会の下に学芸員、司書、司書教諭、社会教育主事等の資格取得の指導等及び介護等体験の円滑な運営を図るため、諸資格取得指導部会及び介護等体験部会の2つの部会を設置している（別添資料2-2-②-6、別添資料2-2-②-7）。

教育実習委員会では、教育実習の教育方法等に関する事項を審議し、平成21年度は11回開催している（資料2-2-②-E）。さらに、教育実習委員会の下に専門的事項について審議等を行うため、教育実習実施部会を設置している（別添資料2-2-②-8）。

教育学研究科に関しては、修士課程のカリキュラムは、大学院教育学研究科運営委員会で、教職大学院に関しては、教職大学院運営会議で審議している（資料2-2-①-D、別添資料2-2-②-9）。

連合学校教育学研究科については、大学院連合学校教育学研究科委員会と各構成大学の運営委員会で審議し、平成20年度は12回開催している（資料2-2-①-E）。

なお、学部・大学院における教員養成カリキュラム（教養教育を含む。）のさらなる充実・強化を図り、初等・中等教育の優れた教員を多数養成する全学的体制を構築するための施策立案と他委員会との連携の下での実施を促進するため、「教員養成カリキュラム改革推進本部」を平成22年度に設置することを目指して、平成21年度に設置準備室を作り、準備した。改革推進本部は平成22年4月に設置され、理事（教育等担当）を本部長として本格的に活動を開始した（資料2-2-②-F）。

これに伴い、カリキュラム委員会と教務委員会を統合し、新たな教務委員会を設置し、同委員会の下には、専門的事項について審議を行うため、情報教育授業運営部会、生活科授業運営部会、語学授業運営部会、「道徳の指導法」授業運営部会、介護等体験部会、諸資格取得指導部会及び障がい学生支援部会の7つの部会を設置してい

る。

資料 2-2-②-A 平成 21 年度委員会等組織図



資料 2-2-②-B 東京学芸大学カリキュラム委員会規程 (抜粋)

<p>(設置) 第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に、東京学芸大学カリキュラム委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(目的) 第2条 委員会は、本学の教育理念を実現するため、学部及び特別支援教育特別専攻科のカリキュラムの運営及び改善に係る事項を審議し、必要な措置を講ずることを目的とする。</p> <p>(審議事項) 第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) カリキュラム運営の方法並びにその改善及び支援に関すること。 (2) カリキュラム運営に係る担当教室、授業担当教員及び関係委員会との調整に関すること。 (3) 課程認定及び免許取得にかかわるカリキュラムに関すること。 (4) 授業暦に関すること。 (5) その他カリキュラムに関すること。</p> <p>(組織) 第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員のうちから選出された者 各2名 (2) 学務部長 (3) その他副学長が必要と認めた者 若干名</p>

資料2-2-②-C 東京学芸大学カリキュラム改訂特別委員会規程（抜粋）

<p>(設置) 第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に、東京学芸大学カリキュラム改訂特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(目的) 第2条 委員会は、本学の教育に関する目標を達成するため、平成22年度の学部カリキュラム改訂実施に向けて必要な検討を行うことを目的とする。</p> <p>(検討事項) 第3条 委員会は、平成22年度の学部カリキュラム改訂に関し、次に掲げる事項を検討する。 (1) 学部の課程・専攻・選修の新設・再編に伴うカリキュラム編成等に関する事項 (2) 履修基準等のカリキュラム原本の作成に関する事項 (3) カリキュラム実施細則の改定に関する事項 (4) 開設授業科目の調整等に関する事項 (5) その他平成22年度の学部カリキュラム改訂に関し必要な事項</p> <p>(組織) 第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 副学長（教育等担当） (2) 学系長 (3) 各学系の教授会構成員から選出された者 各1名 (4) 学長が委嘱する教員 若干名 (5) 学務部長</p>
--

資料2-2-②-D 東京学芸大学教務委員会規程（抜粋）

<p>(設置) 第1条 本学に、東京学芸大学教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(審議事項) 第2条 委員会は、学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科における次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 学生の履修登録及び成績処理に関すること。 (2) 学芸員等諸資格取得に関すること。 (3) 学部における科目等履修生及び研究生等の受入れに関すること。 (4) 学部における学生交流規程に基づく派遣・受入（外国の大学等への派遣及び短期留学プログラムを除く。）に関すること。 (5) 学部における既修得単位等認定単位に関すること。 (6) 学部における単位互換制度の運用に関すること。 (7) 介護等体験の単位の認定に関すること。 (8) 学部におけるインターンシップの単位認定に関すること。 (9) 学習支援（履修指導等）に関すること。 (10) 障害学生の学習支援に関すること。 (11) 教室（講義棟）の管理・運営に関すること。</p>

(12) その他教務に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名
- (2) 学務課長
- (3) その他第5条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名

2 前項第1号及び第3号の委員は、大学院教育学研究科担当教員に限るものとする。

資料2-2-②-E 東京学芸大学教育実習委員会規程 (抜粋)

(設置)

第1条 東京学芸大学に、東京学芸大学教育実習委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育実習に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 教育実習の事前事後指導に関すること。
- (3) その他教育実習の基本的事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 副学長（教育等担当）
- (2) 教育実践研究支援センター長
- (3) 各学系の教授会構成員から選出された教授 各1名
- (4) 教育実践研究支援センター教育実習指導部門教員
- (5) 附属学校運営参事
- (6) 学務課長
- (7) その他第5条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名

資料2-2-②-F 国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項 (抜粋)

(設置)

第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に、教員養成カリキュラム改革推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(目的)

第2条 推進本部は、東京学芸大学の教養教育を含む学部及び大学院における教員養成カリキュラム（以下「教員養成カリキュラム」という。）の充実・強化を図り、初等・中等教育の優れた教員を多数養成する全学的体制を構築するための施策を立案するとともに、既設の関係委員会等との連携の下に、当該施策の実施を促進することを目的とする。

(業務)

第3条 前条の目的を達成するために、推進本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教員養成カリキュラムの検証及び充実・強化施策の立案に関する業務
- (2) 教員養成に関わる教育組織及び支援体制の検証並びに充実・強化施策の立案に関する業務
- (3) 教員養成に関する法制度改正への対応に関する基本方針の策定に関する業務
- (4) カリキュラム改訂及び課程認定申請等に関する基本方針の策定に関する業務
- (5) 教員養成における教育委員会等との連携協力に関する施策の立案に関する業務
- (6) その他教員養成カリキュラムの改革に必要な業務

(組織)

第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。

- (1) 理事（教育等担当）
- (2) 副学長（学生等担当）
- (3) 学長が指名する学長補佐 1名
- (4) 教員養成カリキュラム開発研究センター長
- (5) 学生キャリア支援センター長
- (6) 附属学校運営参事 1名
- (7) 教務委員会委員長
- (8) 学長が委嘱する教員 若干名
- (9) 学務部長

2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は理事（教育等担当）をもって充て、副本部長は本部長が指名する。

3 本部長は、推進本部の業務を総括する。

別添資料 2-2-②-1	東京学芸大学カリキュラム委員会プロジェクト学習科目等授業運営部会要項 URL : http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h200410_1yko0001.html
別添資料 2-2-②-2	東京学芸大学カリキュラム委員会情報教育授業運営部会要項 URL : http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h200410_2yko.html
別添資料 2-2-②-3	東京学芸大学カリキュラム委員会生活科授業運営部会要項 URL : http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h200410_3yko.html
別添資料 2-2-②-4	東京学芸大学カリキュラム委員会語学授業運営部会要項 URL : http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h200410_4yko.html
別添資料 2-2-②-5	東京学芸大学カリキュラム委員会「道徳の指導法」授業運営部会要項 URL : http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h200410_5yko0001.html
別添資料 2-2-②-6	東京学芸大学教務委員会諸資格取得指導部会要項 URL : http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h200414_1yko.html
別添資料 2-2-②-7	東京学芸大学教務委員会介護等体験部会要項 URL : http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h200414_2yko.html
別添資料 2-2-②-8	東京学芸大学教育実習委員会教育実習実施部会要項 URL : http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h200416yko.html
別添資料 2-2-②-9	東京学芸大学教職大学院運営規程 URL : http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h20tei260002.html

【分析結果とその根拠理由】

カリキュラム委員会、教務委員会、教育実習委員会、大学院教育学研究科運営委員会、教職大学院運営会議及び大学院連合学校教育学研究科委員会を組織し、定期的に開催し、教育課程や教育方法等を検討するとともに、改善に向けた取組を行う体制を整備している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 教育学部において、教員養成の強化のために入学定員を見直し、教育系の定員を増やすとともに、全国に先駆けて学校の諸課題に対応するため、初等教育教員養成課程に国際教育、日本語教育、情報教育、ものづくり教育の4つの選修を新設した。
- ・ 平成20年度には、教職大学院を設置して大学院における教員養成・教員研修機能を強化するとともに、大学院教育学研究科の改組及び教育研究組織の再編を実施し、より専門性の高い指導力をもった教員養成に重点を置いた。

【改善を要する点】

該当なし。

(3) 基準2の自己評価の概要

本学の教育研究等の目的を達成するため、教育学部、教育学研究科（専門職学位課程、修士課程）、連合学校教育学研究科（博士課程）及び特別支援教育特別専攻科を設置している。

教育学部は教育系と教養系の2つの系に分けている。教育系は幼稚園から高等学校にわたる教員、特別支援教育及び養護教育の教員を養成する課程である。教養系は、生涯学習社会で指導的役割を担うことのできる人材の

育成を目的とした課程である。平成 22 年度より、教育系の入学定員を増やすとともに、初等教育教員養成課程に 4 選修を新設し、教育系 4 課程 16 選修・16 専攻及び教養系 5 課程 16 専攻に再編した。

教育学研究科は、平成 20 年度に、教職大学院を新設するとともに、修士課程を 15 専攻 48 コース 4 コースに再編し、計 16 専攻 48 コース 4 サブコースで構成している。

連合学校教育学研究科は、本学を基幹大学として、埼玉大学、千葉大学及び横浜国立大学の 4 大学連合として組織され、博士課程後期 3 年のみの連合の研究科として学校教育学専攻の 1 専攻を設置している。

12 の施設・センター及び 13 の附属学校・園を設置し、それぞれの目的に沿った教育研究を推進するとともに、附属学校・園においては、教育実習校として教育実習の実施と、大学と連携した先導的な実践研究を進めている。

教育研究評議会、教授会及び大学院連合学校教育学研究科委員会等を組織し、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っている。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到る状況】

本学の教員組織については、組織運営規程に「教育学部に研究組織として学系及び教育組織として学群を置く」と定めている（資料3-1-①-A）。また、平成20年度に新設した教職大学院の教員組織については、教職大学院運営規程に「教職大学院に教育実践創成講座を置く」と定めている（資料3-1-①-B）。

教育学部の研究組織は、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系の4つの学系からなり、各学系には計16講座・50分野が組織されている。各講座・分野には、それぞれ講座主任・分野主任を置き運営している。教育学部の教育組織は、総合教育科学群、人文社会科学群、自然科学群、芸術・スポーツ科学群の4つの学群からなり、教室を基本単位としており、各学群は計36教室で組織され、各教室に教室主任を置き運営している。研究組織として講座・分野会議、教育組織として教室会議を毎月定期的に行っており、各組織において円滑に情報の伝達、諸問題の検討がなされている（資料3-1-①-C～資料3-1-①-E）。

修士課程及び専門職学位課程の教育組織は、それぞれの課程に応じて計16専攻が組織され、各専攻に専攻代表を置き運営している。その運営は、専攻会議及びコース会議等を通して円滑に進められている（資料3-1-①-F）。

博士課程の教育組織は、専攻の下に9講座が組織されている。講座ごとに講座主任を、さらに各大学の講座ごとに部会代表者を置き、大学間の連携のための部会代表者会議を設置している。このように講座主任、講座の部会代表・副部会代表を置き、役割分担や組織的な連携を確保し、責任の所在が明確になるようにしている（資料3-1-①-G、資料3-1-①-H）。

資料3-1-①-A 国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（抜粋）

<p>第3章 大学</p> <p>第1節 教育研究組織</p> <p>(学部)</p> <p>第11条 本学に、教育学部を置く。</p> <p>2 教育学部に、研究組織として次の学系を置く。</p> <p>(1) 総合教育科学系</p> <p>(2) 人文社会科学系</p> <p>(3) 自然科学系</p> <p>(4) 芸術・スポーツ科学系</p> <p>3 教育学部に、教育組織として次の学群を置く。</p> <p>(1) 総合教育科学群</p> <p>(2) 人文社会科学群</p> <p>(3) 自然科学群</p> <p>(4) 芸術・スポーツ科学群</p> <p>4 教育学部の組織及び運営については、別に定める。</p> <p>5 教育学部の修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項は、東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）に定める。</p>
--

資料3-1-①-B 東京学芸大学教職大学院運営規程（抜粋）

<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学教職大学院（大学院教育学研究科教育実践創成専攻）（以下「教職大学院」という。）の組織及び運営に関し必要な事項は、東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第1号）、東京学芸大学大学院教育学研究科規程（平成8年規程第13号）、東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程（平成20年規程第3号）その他の関係規程等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(講座)</p> <p>第2条 教職大学院に教育実践創成講座（以下「講座」という。）を置く。</p> <p>2 講座に主任を置く。</p> <p>第3条 講座は、総合教育科学系長が統括する。</p> <p>(教育上の職務)</p> <p>第4条 講座に所属する教員は、教職大学院において教育上の職務に当たるものとする。</p> <p>(教職大学院長)</p> <p>第5条 教職大学院に教職大学院長を置き、副学長（教育等担当）をもって充てる。</p> <p>2 教職大学院長は、教職大学院を統括する。</p> <p>(専攻代表)</p> <p>第6条 教育実践創成専攻を代表する者（以下「専攻代表」という。）は、講座に所属する教員のうちから、教職大学院長が指名する。</p> <p>2 専攻代表は、第2条第2項の講座主任を兼ねるものとする。</p>

資料3-1-①-C 東京学芸大学教育学部運営規程（抜粋）

<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号。以下「組織運営規程」という。）第11条第4項の規定に基づき、教育学部の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 組織運営規程第11条第2項に規定する学系は、別表第1に規定する講座・分野により組織する。</p> <p>第3条 組織運営規程第11条第3項に規定する学群は、別表第2に規定する教室により組織する。</p> <p>(学系長)</p> <p>第4条 学系長は、学系を統括し、これを代表する。</p> <p>2 各学系長は、次のとおり群を所管し、群を構成する教室構成員の教育上の職務行為を統括する。</p> <p>(1) 総合教育科学系長 総合教育科学群</p> <p>(2) 人文社会科学系長 人文社会科学群</p> <p>(3) 自然科学系長 自然科学群</p> <p>(4) 芸術・スポーツ科学系長 芸術・スポーツ科学群</p> <p>3 総合教育科学系長は、特別支援教育特別専攻科特別支援教育専攻を所管し、専攻を構成する構成員の教育上の職務行為を統括する。</p> <p>4 各学系長は、次のとおり大学院教育学研究科の専攻（総合教育開発専攻にあつては、コース。この項において「専攻等」という。）を所管し、専攻等を構成する構成員の教育上の職務行為を統括する。</p> <p>(1) 総合教育科学系長 教育実践創成専攻、学校教育専攻、学校心理専攻、特別支援教育専攻、家政教育専攻及び総合教育開発専攻（生涯教育コース）</p> <p>(2) 人文社会科学系長 国語教育専攻、英語教育専攻、社会科教育専攻及び総合教育開発専攻（国際理解教育コース）</p> <p>(3) 自然科学系長 数学教育専攻、理科教育専攻、技術教育専攻及び総合教育開発専攻（情報教育コース、環境教育コース）</p> <p>(4) 芸術・スポーツ科学系長 音楽教育専攻、美術教育専攻、保健体育専攻、養護教育専攻及び総合教育開発専攻（表現教育コース）</p> <p>(略)</p> <p>(研究組織)</p> <p>第6条 研究組織は講座に所属する教員により構成する。</p> <p>2 講座・分野に主任を置く。講座・分野主任は、当該講座・分野の運営に当たる。</p> <p>第7条 講座・分野にそれぞれ講座・分野会議を置く。</p> <p>2 講座・分野会議は、そのいずれかを毎月定期にその主任が招集し、議長となる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、各主任は必要に応じて臨時にそれぞれの会議を招集することができる。</p> <p>(課程代表等)</p> <p>第8条 東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第4条に規定する課程（次項において「課程」という。）に、課程代表を置くことができる。課程代表は、当該課程の運営に当たる。</p> <p>2 課程に課程会議を置くことができる。</p> <p>3 課程会議は、課程代表が招集し、議長となる。</p>
--

(教育組織)

第9条 教育組織は、教室を基本単位とする。

2 教室に教室主任を置く。教室主任は、当該教室の運営に当たる。

第10条 教室は、別表第3に掲げる当該教室を構成する分野（以下「構成分野」という。）所属の教員により組織する。

2 分野に所属する教員は、教育系又は教養系のいずれか1つの教室の構成員（以下「教室構成員」という。）となる。

3 前2項の規定にかかわらず、東京学芸大学特任教員選考要項（平成18年12月7日制定）により採用された特任教員は、教室構成員となるものとする。ただし、別表第3に掲げる構成員数には含めないものとする。

第11条 施設・センターは、構成分野となることことができる。

2 施設・センターが構成分野となる場合、当該教室及び構成分野は、教室運営及び人事に関して、当該施設・センターの業務に支障をきたさないように配慮する。

第12条 教室構成員は、原則として固定する。ただし、教室構成員に変更の必要が生じた場合（欠員補充の場合を除く。）は、当該教室及び構成分野の議を経た後、教育研究評議会の承認を得て変更することができる。

第13条 構成分野以外で、当該教室と密接な関係がある分野及び施設・センター（以下「関連分野」という。）は、別表第4のとおりとする。

(教室会議)

第14条 教室に教室会議を置く。

2 教室会議は、毎月定期に教室主任が招集し、議長となる。

3 前項の規定にかかわらず、教室主任は必要に応じて臨時に教室会議を招集することができる。

(教室の役割)

第15条 教室は、学生の教育研究指導及び生活指導（以下「指導」という。）を担当する。

第16条 教室は、当該教室が指導を担当する学生に係る課程修了の認定に関する原案の作成を行う。

第17条 教室は、当該教室のカリキュラム作成、時間割の編成・運営及び入学試験等の業務を行う。

2 前項の業務を行うに当たっては、関連分野の協力を得ることができる。

第18条 教室構成員は、課程共通科目、専攻必修科目及び専攻選択科目Aの授業科目を担当する。

2 前項の規定にかかわらず、別表第4の関連分野名の左欄に記載された関連分野は、構成分野に準ずる責任を負って授業を担当する。

資料3-1-①-D 研究組織としての学系・講座・分野（教育学部運営規程より抜粋）

別表第1

学系	講座	分野	学系	講座	分野
総合教育科学系	教育学講座	学校教育学	自然科学系	数学講座	数学科教育学
		生涯教育学			数学
		幼児教育学		基礎自然科学講座	理科教育学
	教育心理学講座	学校心理学			物理科学
		臨床心理学			分子化学
	特別支援科学講座	特別ニーズ教育		広域自然科学講座	生命科学
		発達障害学			宇宙地球科学
	支援方法学	環境科学			
	生活科学講座	家庭科教育学		技術・情報科学講座	文化財科学
		生活科学			技術科教育学
社会科学系	日本語・日本文学研究講座	国語科教育学	芸術・スポーツ科学系		技術科学
		日本語学・日本文学		情報科学	
		中国古典学		音楽・演劇講座	
		日本語教育学			音楽
	外国語・外国文化研究講座	英語科教育学		美術・書道講座	演劇
		英語学・英米文学・文化研究			美術科教育学
		ヨーロッパ言語・文化研究		美術	
	人文科学講座	アジア言語・文化研究		健康・スポーツ科学講座	書道
		社会科教育学			体育科教育学
		地理学			体育学
	歴史学		運動学		

		地域研究		養護教育講座	養護教育
	社会科学講座	法学・政治学			
		経済学			
		社会学			
		社会システム			

資料3-1-①-E 教育組織としての学群・教室（教育学部運営規程より抜粋）

別表第2						
群	教 育 系			教 養 系		
	教 室	教室構成員が担当する課程（類） ・専攻等		教 室	教室構成員が担当する課程（類） ・専攻等	
総合教育学群	学校教育	A類 学校教育		生涯学習	N類 生涯学習	
	学校心理	A類 学校心理		カウンセリング	N類 カウンセリング	
	幼児教育	A類 幼児教育		環境教育	F類 環境教育	
	国際教育	A類 国際教育				
	特別支援教育	C類 聴覚障害教育・言語障害教育・発達障害教育・学習障害教育				
	家庭科	A・B類 家庭				
人文社会科学群	国語科	A・B類 国語		総合社会システム	N類 総合社会システム	
	日本語教育	A類 日本語教育		多言語多文化	K類 多言語多文化	
	英語科	A・B類 英語		日本研究	K類 日本研究	
	社会科	社会科教育学	A・B類 社会		アジア研究	K類 アジア研究
		地理学			欧米研究	K類 欧米研究
		歴史学				
		哲学				
		法学・政治学				
		経済学				
社会学						
自然科学群	数学科	A・B類 数学		自然環境科学	F類 自然環境科学	
	情報教育	A類 情報教育		文化財科学	F類 文化財科学	
	理科	理科教育学	A・B類 理科		情報科学	J類 情報教育
		物理学				
		化学				
		生物学				
		地学				
技術科	B類 技術					
芸術・スポーツ科学群	音楽科	A・B類 音楽		生涯スポーツ	G類 生涯スポーツ	
	美術科	A・B類 美術		総合音楽	G類 音楽	
	書道科	B類 書道		造形美術	G類 美術	
	保健体育科	A・B類 保健体育		書芸	G類 書道	
	養護教育	D類 養護教育		表現コミュニケーション	G類 表現コミュニケーション	
	ものづくり教育	A類 ものづくり教育				

資料3-1-①-F 東京学芸大学大学院教育学研究科規程（抜粋）

<p>(専攻の役割)</p> <p>第2条 専攻は、学生の教育研究指導及び生活指導（以下「指導」という。）を担当する。</p> <p>2 専攻は、当該専攻が指導を担当する学生に係る課程修了の認定に関する原案の作成を行う。</p> <p>3 専攻は、当該専攻のカリキュラム作成、時間割の編成・運営及び入学試験等の業務を行う。</p> <p>(専攻代表)</p> <p>第3条 専攻に代表を置き、当該専攻を担当する教授又は准教授をもって充てる。</p> <p>2 専攻代表は、当該専攻の運営に当たる。</p> <p>3 専攻代表の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(専攻会議)</p> <p>第4条 専攻に、専攻会議を置く。</p> <p>2 専攻会議は定期的に専攻代表が招集し、議長となる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、専攻代表は必要に応じて臨時に専攻会議を招集することができる。</p> <p>(コース及びサブコース)</p> <p>第5条 専攻に、別表に掲げるコース及びサブコースを置く。</p>
--

資料3-1-①-G 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（抜粋）

<p>(講座)</p> <p>第2条 学校教育学専攻に、教育科学講座群として教育構造論講座、教育方法論講座及び発達支援講座を置き、教科領域講座群として言語文化系教育講座、社会系教育講座、自然系教育講座、芸術系教育講座、健康・スポーツ系教育講座及び生活・技術系教育講座を置く。</p> <p>2 前項の講座は、連合講座とする。</p> <p>(教員組織)</p> <p>第3条 連合学校教育学研究科の教員組織は、次の各号に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 連合学校教育学研究科の専任教員（以下「研究科専任教員」という。）</p> <p>(2) 東京学芸大学、埼玉大学、千葉大学及び横浜国立大学（以下「構成大学」という。）の教育学部（横浜国立大学にあつては教育人間科学部）及びこれに関連を有する研究施設等の教授及び准教授のうち連合学校教育学研究科における研究指導及び講義・演習・実験等を担当する資格を有すると認められた教員</p> <p>(3) 構成大学の教育学部（横浜国立大学にあつては教育人間科学部）及びこれに関連を有する研究施設等の教授、准教授及び講師のうち、連合学校教育学研究科における研究指導の補助及び講義・演習・実験等を担当する資格を有すると認められた教員</p> <p>2 前項第2号及び第3号に掲げる教員（以下「研究科所属教員」という。）の選考は、連合学校教育学研究科の研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）において行う。</p> <p>3 前項の選考に関し、必要な事項は別に定める。</p> <p>(研究科専任教員)</p> <p>第4条 研究科専任教員は東京学芸大学の教授として連合講座の1に所属し、研究指導等を担当するほか学生の教育上の問題に関する構成大学間の調整等を行う。</p> <p>2 研究科専任教員の選考については別に定める。</p> <p>(研究科長)</p> <p>第5条 連合学校教育学研究科の研究科長（以下「研究科長」という。）は、研究科専任教員及び研究科所属教員である東京学芸大学教授のうちから研究科委員会において選考する。</p> <p>2 研究科長の選考に関し、必要な事項は別に定める。</p> <p>(連合講座主任)</p> <p>第6条 連合講座に連合講座主任を置く。</p> <p>2 連合講座主任は、必要に応じて連合講座会議を招集し、議長となる。</p>

資料3-1-①-H 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における連合講座の組織及び運営に関する細則（抜粋）

<p>(連合講座の組織)</p> <p>第2条 研究科所属教員（研究科専任教員を含む。）は、それぞれの教育研究分野に応じて、研究科規程第2条に規定するいずれかの連合講座の構成員となる。</p> <p>第3条 研究科規程第7条に定める連合講座会議は、各連合講座の構成員全員によって、構成される。</p> <p>(部会)</p> <p>第4条 各連合講座会議には、構成大学ごとに部会を置く。</p> <p>2 各連合講座における教育研究及び運営に関する連絡調整を行うため、部会ごとに部会代表者及び副部会代表者各1名を置き、専任教員を除く各部会構成員の中から選出する。</p>

<p>3 部会代表者は、部会を招集し、議長となる。</p> <p>4 部会代表者及び副部会代表者の任期は2年とし、再任を妨げない。 (連合講座代表者会議)</p> <p>第5条 各連合講座に、部会代表者及び副部会代表者によって構成する連合講座代表者会議を置く。</p> <p>2 連合講座代表者会議の開催にあたっては、各構成大学1名以上の出席を必要とし、部会代表者又は副部会代表者が出席できない場合は、当該大学の代理者の出席を認める。</p> <p>3 連合講座代表者会議は、次に掲げる事項を協議し当該講座の運営にあたる。</p> <p>(1) 拡大研究科委員会規程第2条第2号に定める委員の選出に関すること。</p> <p>(2) 入学試験専門委員の推薦に関すること。</p> <p>(3) 主指導教官の変更の発議に関すること。</p> <p>(4) その他連合講座の運営に関すること。 (講座主任)</p> <p>第6条 連合講座代表者会議は、各講座の部会代表者及び副部会代表者の互選によって、連合講座主任を選出する。</p> <p>2 連合講座主任は、連合講座代表者会議を招集し、議長となる。</p> <p>3 連合講座主任の任期は2年とし、再任を妨げない。</p>
--

【分析結果とその根拠理由】

教員組織については、活動の目的に応じて研究組織と教育組織に分けている。教育組織は、学士課程、修士課程、専門職学位課程及び博士課程それぞれで編制されている。研究組織及び教育組織とも主任等を置き、責任の所在を明確にしている。

観点3-1-②： 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点到に係る状況】

教育学部を担当する専任教員は、平成22年5月1日現在、教授160名、准教授117名、講師31名、助教8名の計316名、また、外国人教師3名、特任教員12名、非常勤講師318名を加え、総計649名によって教育課程を遂行しており、大学設置基準を満たしている。しかし、人件費抑制による人員削減等により、余裕をもって教育を行うには厳しい状況にある。本学では教育に関連する領域を網羅する教員配置に努めるという考え方のもとに、必要な専任教員を確保している。教育上の主要な授業科目と認められる教育基礎科目、専攻科目については、専任の教授又は准教授が担当しており、たとえば、教員免許を取得するための必修科目の「教職入門」については、21科目中16科目を、「事前・事後の指導」については、35科目中33科目を、それぞれ専任の教授、准教授が担当している。

【分析結果とその根拠理由】

教育学部において、必要な専任教員を確保しており、大学設置基準を十分に満たしている。課程認定基準上の必要専任教員数も上回っている。また、教育上主要と認められる授業科目には、専任の教授又は准教授が担当している。

観点3-1-③： 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

教育学研究科（修士課程）を担当する教員は、平成22年5月1日現在、研究指導教員285名（うち教授165名）、研究指導補助教員18名の計303名である。1学年の入学定員279名に対し、研究指導教員は285名であり、研究指導教員1人当たりの学生数は、0.98となっており、必要な専任教員数を確保している（別添資料3-1-③-1）。

連合学校教育学研究科（博士課程）を担当する教員は、平成22年5月1日現在、研究指導教員251名（うち教授223名）、研究指導補助教員12名の計263名である。1学年の入学定員20名に対し、研究指導教員は251名であり、研究指導教員1人当たりの学生数は、0.08となっており、院生の教育を遂行するために十分な体制となっている。

別添資料3-1-③-1 教育学研究科（修士課程）専任教員配置状況

【分析結果とその根拠理由】

教育学研究科（修士課程）及び連合学校教育学研究科（博士課程）では、必要な研究指導教員数及び研究指導補助教員数を確保しており、大学院設置基準を満たしている。

観点3-1-④： 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

【観点に係る状況】

教職大学院を担当する教員は、平成22年5月1日現在、専任教員19名（うち教授17名、実務家教員10名）である。1学年の入学定員は30名であり、教員1人当たりの学生数は、1.58となっており、必要な専任教員数を確保している。

【分析結果とその根拠理由】

教職大学院において、必要な研究指導教員数及び研究指導補助教員数を確保しており、専門職大学院設置基準を満たしている。

観点3-1-⑤： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学では、公募によることを教員選考の原則とし、公募の方法及び公募結果の公表についても定めている。公募に際しては、「男女共同参画社会基本法の精神を尊重するとともに、国籍、障がい等による差別を排除し、公平な選考を行わなければならない」ことを遵守している。さらに、外国人教員の雇用促進に係る方策として、平成21年度より日本語に加え外国語による公募要領を作成し、公募を行っている（資料3-1-⑤-A）。

本務教員338名の年齢構成は、平成22年5月1日現在、25～34歳14名（4.14%）、35～44歳85名（25.15%）、45～55歳126名（37.26%）、55～64歳代113名（33.43%）となっている。性別構成に関しては、男性教員が269

名 (79.59%)、女性教員が 69 名 (20.41%) となっている。外国人教員に関しては、専任教員が 3 名、外国人教師 3 名となっている。

任期制に関しては、教員及び外国人教員の任期に関する規程を定め、国際教育センター及び教員養成カリキュラム開発研究センター並びに教職大学院担当の実務家教員において、任期制を導入している (資料 3-1-⑤-B)。

また、教育研究活動の一層の活性化を図り、本学の教育研究向上に資することを目的として、一定の期間、自らの研究に専念できる「教員研究専念制度」を設けている (資料 3-1-⑤-C)。

平成 18 年度に役員会の下に男女共同参画推進本部を設置し、男女共同参画の基本方針を定めている。当該基本方針の第 4 「男女共同参画の精神に基づき、子育てを含む生活全般が仕事や修学と両立するように努める」ことを実現するために、教職員や学生の子育て支援を推進するための福利厚生施設として、「学芸の森保育園」を平成 22 年 4 月に開園している。

資料 3-1-⑤-A 東京学芸大学教員選考規程 (抜粋)

(趣旨)
第 1 条 この規程は、東京学芸大学 (以下「本学」という。) における大学教員 (以下「教員」という。) の採用、昇任、移籍 (以下「採用等」という。), 兼任及び復帰並びに大学院担当者の選考に関し、必要な事項を定める。
(選考の原則)
第 1 条の 2 教員の選考においては、男女共同参画社会基本法 (平成 11 年法律第 78 号) の精神を尊重するとともに、国籍、障害等による差別を排除し、公平な選考を行わなければならない。
(略)
(公募)
第 8 条 教員の採用に当たっては、公募により広く人材を求めるものとする。
2 前項の公募に当たっては、第 1 条の 2 の趣旨を明記するものとする。
(公募方法)
第 9 条 公募は、公募要領の本学ホームページ及び JREC-IN (研究者人材データベース) への掲載その他適当な方法により行うものとする。
2 本学ホームページに掲載する公募要領は、日本語及び外国語で作成するものとする。
(公募結果の公表)
第 10 条 公募を行った場合は、その結果 (応募者数及び採用者名 (採用者が得られなかった場合は、その旨)) を、本学ホームページで速やかに公表するものとする。

資料 3-1-⑤-B 東京学芸大学教員の任期に関する規程 (抜粋)

(趣旨)																				
第 1 条 大学の教員等の任期に関する法律 (平成 9 年法律第 82 号) (以下「法」という。) 第 5 条第 2 項の規定に基づき、東京学芸大学における教員の任期に関する規程を定める。																				
(任期を定めて雇用する教員の職等)																				
第 2 条 法第 5 条第 1 項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。																				
(略)																				
別表																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>教育研究組織の名称等</th> <th>対象となる職</th> <th>任期</th> <th>再任に関する事項</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際教育センター 外国人児童生徒教育部門</td> <td>教授, 准教授</td> <td>5 年</td> <td>再任不可</td> <td>法第 4 条第 1 項第 1 号</td> </tr> <tr> <td>教職大学院担当</td> <td>教授, 准教授 (実務家教員)</td> <td>3 年</td> <td>再任可</td> <td>法第 4 条第 1 項第 1 号</td> </tr> <tr> <td>教員養成カリキュラム開発研究センター (教員養成教育の評価等に関する調査研究)</td> <td>教授, 准教授, 講師</td> <td>4 年</td> <td>再任不可</td> <td>法第 4 条第 1 項第 3 号</td> </tr> </tbody> </table>	教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠	国際教育センター 外国人児童生徒教育部門	教授, 准教授	5 年	再任不可	法第 4 条第 1 項第 1 号	教職大学院担当	教授, 准教授 (実務家教員)	3 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号	教員養成カリキュラム開発研究センター (教員養成教育の評価等に関する調査研究)	教授, 准教授, 講師	4 年	再任不可	法第 4 条第 1 項第 3 号
教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠																
国際教育センター 外国人児童生徒教育部門	教授, 准教授	5 年	再任不可	法第 4 条第 1 項第 1 号																
教職大学院担当	教授, 准教授 (実務家教員)	3 年	再任可	法第 4 条第 1 項第 1 号																
教員養成カリキュラム開発研究センター (教員養成教育の評価等に関する調査研究)	教授, 准教授, 講師	4 年	再任不可	法第 4 条第 1 項第 3 号																

資料 3-1-⑤-C 東京学芸大学大学教員研究専念制度実施要項 (抜粋)

<p>(目的)</p> <p>第1条 この要項は、本学専任教員（大学教員をいう。以下「教員」という。）に対し、学外において自らの研究に専念できる一定の期間（以下「研究専念期間」という。）を取得できる制度（以下「研究専念制度」という。）を設けることにより、教育研究活動の一層の活性化を図り、本学の教育研究の向上に資することを目的とする。</p> <p>(研究専念者)</p> <p>第2条 この要項により研究専念期間を取得する者は、研究専念者と称する。</p> <p>(期間)</p> <p>第3条 研究専念期間は、原則として1年以内とする。</p> <p>(人数)</p> <p>第4条 当該年度における研究専念者の人数は、学長が定める。</p> <p>(資格)</p> <p>第5条 研究専念期間を取得することができる者は、本学に大学教員として5年以上勤務し、役付職員及び教育研究評議会評議員（以下「役付職員等」という。）以外のものとする。</p> <p>2 研究専念者が役付職員等となった場合は、研究専念者を辞退しなければならない。</p>
--

【分析結果とその根拠理由】

本学では、公募制を原則として教員採用を行っている。そして公募に際しては、「男女共同参画社会基本法の精神を尊重するとともに、国籍、障がい等による差別を排除し、公平な選考を行わなければならない」ことを遵守している。さらに任期制及び研究専念制度により、教員組織の活性化を図っている。また、教職員や学生の子育て支援を推進するための福利厚生施設として、「学芸の森保育園」を平成22年4月に開園している。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。
特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、平成16年度から新たに「教育上の能力」を選考基準に盛り込んだ教員選考基準及び教員選考規程を策定している（資料3-2-①-A、別添資料3-2-①-1）。教員選考基準に、教授、准教授、講師及び助教の資格並びに教育学研究科における研究指導教員及び研究指導補助教員の選考基準を定めている。さらに「教育上の能力」の評価基準の明確化を図るため、平成17年度において、評価項目の整備、教員適格者選考調書（教育業績欄）の記載要領について定め、教育指導力を重視した採用・昇格への取り組みを行っている（別添資料3-2-①-2、別添資料3-2-①-3）。これらの基準等に基づき、教員候補者選考委員会において厳正かつ公平な選考が行われ、教員採用においては、教育活動を重視するために模擬授業やシラバスの作成等を課すなどの工夫をしている。なお、教員の選考過程における教育業績欄の各項目・有効性について意見聴取を行った上で、教育業績欄の記載項目や記載例等について整理・見直しを行っている。

連合学校教育学研究科の所属教員の資格審査は、各講座から推薦された者について、当該講座の所属教員で構成する選考委員会において研究業績などを基準に沿って厳正かつ公正に行われ、各構成大学運営委員会の議を経て、最終的には大学院連合学校教育学研究科委員会で承認されている（資料3-2-①-B）。

資料3-2-①-A 東京学芸大学教員選考基準（抜粋）

<p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この基準は、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「規程」という。）第4条第2項の規定に基づき、大学教員の選考基準に関し必要な事項を定める。</p>

第2章 採用等の選考基準

(採用等の選考基準)

第2条 規程第3条第1項の採用等に係る選考は、候補者の人格、教育・研究業績、教授能力、専攻分野における知識及び経験並びに学界及び社会における活動等について行われるものとする。

(教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号の1に該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 大学（修学年数が4年以上のものに限る。以下同じ。）において教授の経歴（外国におけるこれに相当する教員としての経歴を含む。）がある者
- (2) 特に優れた教育・研究業績を有し、大学において准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）がある者
- (3) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。）を有し、教育・研究業績を有する者
- (4) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (5) 芸術及び体育については、権威ある演奏会、展覧会及び競技会等において、技能優秀の評価を得た者で、特に優れた教育・研究業績を有する者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有し、研究上の能力があると認められる者

(准教授の資格)

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号の1に該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号の1に該当する者
- (2) 大学において准教授の経歴（外国におけるこれに相当する教員としての経歴を含む。）がある者
- (3) 優れた教育・研究業績を有し、次の1に該当する者
 - ア 大学において専任の講師の経歴（外国におけるこれに相当する教員としての経歴を含む。）がある者
 - イ 大学において助教又はこれに相当する職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）がある者
 - ウ 修士の学位、学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）又は博士の学位を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究業績を有する者
- (5) 芸術及び体育については、権威ある演奏会、展覧会及び競技会等において、技能優秀の評価を得た者で、優れた教育・研究業績を有する者
- (6) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有し、研究上の能力があると認められる者

(講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第6条 助教となることのできる者は、次の各号の1に該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）、学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）又は博士の学位を有する者
- (3) 芸術及び体育については、権威ある演奏会、展覧会及び競技会等において、技能優秀の評価を得た者
- (4) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(非常勤講師の資格)

第6条の2 非常勤講師となることができるとする者は、第5条の規定に準ずる者とする。

第3章 大学院担当者の選考基準

(研究指導補助及び授業担当者の選考基準)

第7条 大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）における研究指導補助及び授業担当者は、次の各号の1に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者でなければならない。

- (1) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者
- (4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(授業担当者の選考基準)

第7条の2 研究科における授業担当者の選考基準は、前条の規定に準ずる。

(研究指導及び授業担当者の選考基準)

第8条 研究科における研究指導及び授業担当者は、第7条の資格要件を充足するとともに、学位論文の審査及び指導に必要な極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者でなければならない。

資料3-2-①-B 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科所属教員の資格審査に関する内規（抜粋）

第1章 総則
 (趣旨)
 第1条 この内規は、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程第4条第3項の規定に基づき、研究科所属教員を認定するための資格審査に関し必要な事項を定めるものとする。
 (資格の要件)
 第2条 研究科所属教員となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつその担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。
 (1) 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有すると認められる者
 (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
 (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
 (資格の判定)
 第3条 研究科所属教員の資格の判定に当たっては、教育研究上の指導能力及び研究業績並びに学界及び社会における活動等を考慮の上、次の資格について判定する。
 (1) 主指導教員資格者 研究指導並びに講義、実験・実習及び演習を担当する資格を有する教授又は准教授
 (2) 副指導教員資格者 研究指導の補助並びに講義、実験・実習及び演習を担当する資格を有する教授、准教授又は講師
 第2章 構成大学における選考及び推薦
 (選考委員会の設置)
 第4条 各構成大学の連合講座部会代表者は、研究科所属教員資格審査の必要が生じたときは、別紙様式1による研究科所属教員資格審査個人調書（以下「個人調書」という。）を作成し、連合講座代表者会議の議を経て、当該構成大学の研究科運営委員会委員長に、資格審査の発議を要請する。
 2 研究科運営委員会委員長は、前項の要請があったときは、運営委員会に資格審査を行うことを発議し、運営委員会がこれを認めたときは、選考委員会を設置して審査を付託するとともに、別紙様式2により研究科長にその旨を報告する。
 3 選考委員会の構成及び運営については、運営委員会が定める。ただし、必要がある場合には、他の構成大学の研究科所属教員を選考委員会委員に含めることができるものとする。
 (選考委員会の審査)
 第5条 選考委員会は、前条の審査を付託された候補者について、個人調書及び研究業績により審査を行う。
 2 審査の判定は無記名投票により決することとし、投票は「賛」又は「否」の表記によって行い、「賛」の票数が選考委員の3分の2以上を得た者を適格候補者とする。
 3 選考委員会は審査の結果を直ちに運営委員会委員長に報告する。
 (運営委員会における審査)
 第6条 運営委員会は、選考委員会における審査の結果に基づいて審議を行い、研究科委員会に推薦する適格候補者を決定する。
 2 運営委員会における適格候補者の選考は、無記名投票により決することとし、投票は「賛」又は「否」の表記によって行い、「賛」の票数が出席委員の3分の2以上の票を得ることを要するものとする。
 (研究科委員会への推薦)
 第7条 運営委員会委員長は、前条の規定により決定された適格候補者を、その個人調書を添えて、別紙様式3により研究科委員会に推薦しなければならない。
 第3章 研究科委員会における審査
 (研究科委員会における審査)
 第8条 研究科長は、構成大学の運営委員会委員長から研究科所属教員適格候補者の推薦があったときは、研究科委員会に適格候補者の審査について提案する。
 2 研究科委員会は、適格候補者について運営委員会委員長の報告及び個人調書に基づき審議を行い、適格者の判定を行う。
 3 研究科委員会における適格者の判定は、無記名投票により決することとし、投票は「賛」又は「否」の表記によって行い、「賛」の票数が出席委員の3分の2以上の票を得ることを要するものとする。

別添資料3-2-①-1 東京学芸大学教員選考規程 URL : <http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h16tei150010.html>
 別添資料3-2-①-2 教員候補者選考調書（研究・教育業績欄）記載要領
 別添資料3-2-①-3 選考調書記載例

【分析結果とその根拠理由】

教員選考規程及び教員選考基準等の教員選考に係る規定及び基準が明確かつ適切に定められている。選考に当

たっては、各規程等に基づき、特に、学士課程においては、教育上の指導能力、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われ、適切に運用されている。

観点3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点到に係る状況】

教育学部では、平成16年度から対象授業科目を限定して「学生による授業アンケート調査」を実施している。平成19年度からは全授業科目（非常勤講師担当分を含み、履修者が10名未満を除く。）に対して、学生による授業アンケート調査を実施し、調査結果を基に教育活動の改善に活かすシステムをとっている（資料3-2-②-A）。各教員には、各授業科目の調査結果に加え、学生が自由に記述した授業へのコメントもすべて伝えている。

また、平成18年度より、教員個人の活動の活性化に役立てるとともに、本学の教育・研究等の向上に資することを目的として、教育活動、研究活動、社会貢献活動、国際交流活動及び大学運営の5領域に係る個人業績について、点検・評価を行っている。

さらに、平成20年度より、教員の勤務実績等評価を行っている。勤務実績等評価は、教育活動、研究活動、社会貢献活動、大学の管理・運営活動の4項目を対象とし、前述の5領域の個人業績に係る自己点検・評価の結果も参考にしながら、4項目について総合的な評価を行い、評価結果については、給与に反映させている（別添資料3-2-②-1）。

資料3-2-②-A 学生による授業アンケート調査実施状況

	16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		21年度	
	前期	後期										
実施対象科目数(a)	898	978	985	764	979	1,027	1,352	1,244	1,342	1,242	1,109	965
実施科目数(b)	788	811	829	608	809	860	1,104	997	1,143	999	942	808
未実施科目数(c)	110	167	156	156	170	167	248	247	199	243	167	157
実施率(d=b/a) %	87.8	82.9	84.2	79.6	82.6	83.7	81.7	80.1	85.2	80.4	84.9	83.7
実施対象学生数(延べ)(e)	40,153	47,258	46,269	33,189	41,576	46,848	56,733	51,118	56,926	50,327	55,790	49,301
実施科目履修者(延べ)(f)							48,768	42,424	51,071	42,947	49,413	42,801
回答学生数(延べ)(g)	27,250	28,806	30,965	20,379	26,642	29,839	38,436	31,636	38,920	31,715	38,044	31,386
回答率(h=g/e) %	67.9	61.0	66.9	61.4	64.1	63.7	67.7	61.9	68.4	63.0	68.2	63.7
// (h'=g/f) %							78.8	74.6	76.2	73.8	77.0	73.3

※H21実施対象科目
10名以上の履修者
がいる授業科目

(出典：FD・SD推進本部)

別添資料3-2-②-1 大学教員の「勤務実績等評価」と「評価結果の給与への反映」について（骨子）

【分析結果とその根拠理由】

教育学部では、教員の教育活動に関する定期的な評価として、学生による授業アンケート調査を実施し、調査結果をもとに教育活動の改善に活かしている。また、教員の個人業績に関する点検・評価を実施している。さらに、勤務実績等評価を行い、評価結果については、給与に反映させている。

観点3-3-①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点到係る状況】

本学で開講されている授業科目の内容は、各教員の研究活動と密接に関連しており、研究活動を反映したものとなっている（別添資料3-3-①-1）。また、各教員の教育活動及び研究活動の成果については、社会への説明責任を果たすため、ホームページの「教員紹介」に掲載し、公開している（別添資料3-3-①-2）。

別添資料3-3-①-1 教育内容等と研究活動（事例）

別添資料3-3-①-2 大学ホームページ「東京学芸大学教員紹介」

URL : http://www.u-gakugei.ac.jp/tgu_teacher/teacher_info.html

【分析結果とその根拠理由】

本学で開講されている授業科目の内容は、各教員の研究活動と密接に関連しており、研究活動を反映したものとなっている。

観点3-4-①： 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点到係る状況】

教育支援を担当する事務職員は、学務部の学務課、教育企画課、学生課及び国際課を中心に、平成22年5月1日現在、64名の常勤事務職員及び19名の非常勤職員を配置している。これらの部署は原則としてすべて講義棟に配置しているが、これは、平成7年10月から始められた学生サービスの向上を目的とした措置で、当時の国立大学としては初めての試みであった。この「学生センター」では、厚生補導業務などを含む学生生活への支援を機能的かつ適切に行うことをめざしている。具体的には、学生が学生センターに行けば履修、生活、就職のための指導、課外活動、学寮、事務手続き等全ての用が事足りるようになっており、学務に関わるあらゆる情報が得られる機能を備えている。

技術職員については、情報処理センターに2名配置し、全学的な情報関係の業務に当たっている。

また、教育支援者に加えて教育補助者であるTA（ティーチング・アシスタント）やSA（スチューデント・アシスタント）制度も活用している。修士課程及び博士課程の大学院生は、TAとして学部又は修士課程に対する教育補助業務を担当し、学部教育等の教育的効果を高めることに貢献している（資料3-4-①-A）。さらに、情報教育の場面での教育補助のために、「情報アシスタント」制度を設けている。情報アシスタントは、大学院生のTAと学部学生のSAによって構成され、担当授業中の授業補助及びその授業に付随する授業評価、片付け等の授業支援、メール等による学習支援等を行っている（資料3-4-①-B、資料3-4-①-C）。

資料3-4-①-A TA採用状況

	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	委嘱者数	委嘱時間総数	委嘱者数	委嘱時間総数	委嘱者数	委嘱時間総数
修士課程	227	3,969	196	4,216	211	4,216
博士課程	51	1,688	58	1,862	48	1,862

資料3-4-①-B 「情報処理」授業科目における情報アシスタント採用状況

	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	委嘱者数	委嘱時間総数	委嘱者数	委嘱時間総数	委嘱者数	委嘱時間総数
28クラス開設 1クラス2名配置	56	1,368	56	1,402	56	1,367

資料3-4-①-C 東京学芸大学情報アシスタント要項（抜粋）

(主旨)
1 「情報活用能力と指導力を備えた教育者を育成する」という東京学芸大学（以下「本学」という）の情報教育の理念を実現するため、「教えることが学ぶことである」という教育の原理の基づき、本学における情報教育支援活動を通して学部学生・大学院生を育成する。
(名称)
2 本制度を東京学芸大学情報アシスタント（以下「情報アシスタント」という。）制度と称する。
(構成)
3 情報アシスタントは、大学院生のTA（ティーチング・アシスタント）と学部学生のSA（スチューデント・アシスタント）によって構成される。
(任務)
4 情報アシスタントの任務は、担当授業時間中の授業補助及びその授業に付随する授業評価、片付け等の授業支援、メール等による学習支援等を行う。
(担当授業科目等)
5 情報アシスタントは、共通科目の総合学芸領域の「情報処理」等授業科目並びにインフォメーションホールの任務を担当する。
(運営等)
6 情報アシスタントは、情報教育授業運営部会（以下「運営部会」という）の指導のもとに運営される。
(その他)
7 この要項に定めるもののほか、情報アシスタントの運営に関し必要な事項は、運営部会が定める。

【分析結果とその根拠理由】

教育課程を遂行するために必要な教育支援を担当する者として、学務部の学務課、教育企画課、学生課及び国際課を中心に必要な事務職員を配置している。また、TA及び情報アシスタントを配置し、教育補助業務等を担当している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 教員採用において、教育活動を重視するために、模擬授業やシラバス作成等を課している。また、採用後の昇任時においても、教育活動を重視している。

【改善を要する点】

- ・ 人件費抑制のため、教員の定年退職後の補充人事の凍結等を講じてきたが、このまま人件費削減等、定年退職後の補充凍結が進めば、教員の専門や年齢構成において偏りが生じる可能性がある。

(3) 基準3の自己評価の概要

本学の教員組織は、「研究組織」と「教育組織」から構成されており、教育研究に係る責任の明確化は十分に図られ、効率的に機能している。

学士課程、修士課程、専門職学位課程及び博士課程の各課程においては、教育課程を遂行するのに必要な教員を確保しており、各設置基準を満たしている。また、公募制を原則として教員採用を行っている。公募に際しては、「男女共同参画社会基本法の精神を尊重するとともに、国籍、障がい等による差別を排除し、公平な選考を行わなければならない」ことを遵守し、女性教員や外国人教員の積極的な雇用を図っている。さらに任期制を導入している。

教員選考規程及び教員選考基準等を明確かつ適切に定めて、教員選考を行っている。また、教育活動に関しては、学生による授業アンケート調査の実施や個人業績の点検評価を行うとともに、勤務実績等評価を行い、評価結果については、給与に反映させている。

教育課程を遂行するのに必要な教育支援を担当する者として、学務部の学務課、教育企画課、学生課及び国際課を中心に必要な事務職員及び技術職員を、また、技術補佐員、TA及びSAを配置している。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①: 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到る状況】

本学の教育の目的等に基づくアドミッション・ポリシーについては、教育学部においては平成 17 年度に策定し、平成 21 年度に各課程の下に置かれる選修・専攻ごとのアドミッション・ポリシーを策定している（資料 4-1-①-A）。教育学研究科のアドミッション・ポリシーについては、平成 18 年度に策定し、平成 19 年度に各専攻のアドミッション・ポリシーを策定している（資料 4-1-①-B）。連合学校教育学研究科のアドミッション・ポリシーについては、平成 18 年度に策定している（資料 4-1-①-C）。

また、アドミッション・ポリシーに明記されている「有為の教育者」としての将来を期待できる学生を選抜すべく、課程・選修・専攻ごとに学力、実技、小論文、面接などの受入方法を採用し、多様な選抜を実施しており、各選抜方法は各募集要項に明記している。

アドミッション・ポリシーについては、ホームページ及び各募集要項に掲載し、公表・周知を図っている（別添資料 4-1-①-1、別添資料 4-1-①-2～別添資料 4-1-①-7）。また、大学説明会、大学院説明会、高校訪問や高校生の大学訪問等のさまざまな機会を活用して周知に努めている。

資料 4-1-①-A 教育学部のアドミッション・ポリシー及び課程・選修・専攻別の事例

□教育学部のアドミッション・ポリシー	
東京学芸大学は、「有為の教育者」として 21 世紀を切り拓く次のような人々を求めています。	
① 高度な専門性と優れた実践力を兼ね備え、学校教員として活躍しようとする人	
② 先端的な専門知識と深い教養を身につけ、生涯学習社会で活躍しようとする人	
③ 教育に関する深い造詣をもって、高度情報産業社会のさまざまな分野で活躍しようとする人	
このため、本学では学生が次のような姿勢で大学生活を送ることを期待します。	
① 授業やゼミナール活動に意欲的に取り組み、知的な創造力や探究心を磨くこと	
② 教育実習等、教育現場との多様な関わりを通して、こどもに対する愛情と教える喜びを育むこと	
③ 教員や学友との交流を深め、柔軟な感性と豊かなコミュニケーション能力を育むこと	
④ 体験学習やサークル活動等を通して、連帯感や粘り強い精神力を育むこと	
⑤ ボランティア活動等に積極的に参加して、共生社会の実現に貢献すること	
⑥ 海外留学等を通して、優れた外国語能力と国際的視野を獲得すること	
各選修・専攻のアドミッション・ポリシーは、次のとおりです。（抜粋）	
課程（類） 選修・専攻	アドミッション・ポリシー
初等教育教員養成課程（A類）	本課程は、小学校の全教科等に関する幅広い知識・技能・指導力とともに、特定の教科や横断的領域に関する専門性をも兼ね備えた小学校教員、または幼児教育の専門的知識・技能・指導力を備えた幼稚園教員の養成を目的とし、各選修では以下のような人を求めています。
国語選修	本選修は、豊かな人間性と科学的精神に立脚した国語教育の研究活動を通じて、国語教育の能力と実践性、創造性と開発能力を身につけ、小学校への多様な社会的ニーズに対応できる人材を養成することを目的とし、国語教育に対する関心と教育への意欲を兼ね備えた人を求めています。

（出典：教育学部アドミッション・ポリシー）

資料 4-1-①-B 教育学研究科のアドミッション・ポリシー (抜粋)

<p>□教育学研究科のアドミッション・ポリシー</p> <p>東京学芸大学大学院教育学研究科は、豊かな人間性と科学的精神に立脚した教育研究活動を通じて、高度な知識と技能を修め、21世紀の知識基盤社会を担う「有為の教育者」を養成することを目的とし、以下のような人々を求めています。</p> <p>(1) 高度専門職業人にふさわしい優れた専門能力と実践性を持った学校教員を志す人</p> <p>(2) 学校教育における中核的教員として活躍するスクールリーダーを志す人</p> <p>(3) 創造性豊かな研究・開発能力を持ち、教育に関するあらゆる分野での進展に寄与する研究者を志す人</p> <p>(4) 多様な社会的ニーズに対応できる専門性と、教育に関する深い造詣を兼ね備え、知識基盤社会のさまざまな分野での活躍を志す人</p> <p>教育学研究科(修士課程)各専攻及び教職大学院(教育学研究科(専門職学位課程))のアドミッション・ポリシーは、次のとおりです。</p>	
<p>修士課程 (抜粋)</p>	
<p>学校教育専攻</p>	<p>学校教育専攻は、「有為の教育者」の養成を目指し、初等教育段階から高等教育段階まで全体を対象とする学校教育コース、就学前教育を対象とする幼児教育コースそれぞれについて、以下のような人々を求めています。</p> <p><学校教育コース></p> <p>学校教育コースは、教育哲学、教育史、教育方法学、教育経営学、教育社会学、比較・国際教育学の6つの専門領域をベースに、教科の知識を的確に教えることができるのはもとより、授業以外のさまざまな問題に対応できる実践力、および現代の教育問題への洞察力を備えた優れた実践者、研究者の育成を目的とし、以下のような人々を求めています。</p> <p>(1) 教育哲学、教育史、教育方法学、教育経営学、教育社会学、比較・国際教育学など、教育学のさまざまな学問分野の深い学識を生かし、高度専門職業人にふさわしい優れた実践者として学校教育に携わることを志す人</p> <p>(2) 教育学諸分野の専門性を究め、創造性豊かな研究・開発能力を持ち、教育学の進展に貢献する研究者を志す人</p> <p>(3) 教育学諸分野の深い学識を土台にして、教育行政や国際教育、教育関連メディアなど、知識基盤社会におけるさまざまな分野での活躍を志す人</p> <p><幼児教育コース></p> <p>幼児教育コースは、幼児教育学、幼児心理学、保育内容学などの専門領域をベースに、幼児教育の今日的課題への対処や改革、教育・発達研究、および教育臨床などを行うことのできる優れた実践者、研究者の育成を目的とし、以下のような人々を求めています。</p> <p>(1) 幼児教育学、幼児心理学、保育内容学に関する深い専門性と実践的な教育力を兼ね備えた教員を志す人</p> <p>(2) 教育学、心理学諸分野の専門性を深め、総合教育科学としての幼児教育学の進展に寄与する研究者を志す人</p> <p>(3) 教育学、心理学諸分野の豊かな学識とそれに基づく高い実践的力量を持ち、幼児に関わるさまざまな分野での活躍を志す人</p>
<p>教職大学院 (教育学研究科 (専門職大学院))</p>	
<p>教育実践創成専攻</p>	<p>教育実践創成専攻は、現代的な教育課題に対する学校全体の取組において中心的役割を果たし、教職員・保護者・地域の人々・専門家と協働して問題解決にあたるリーダー的存在としての教員(スクールリーダー)を養成することを目的とし、以下のような人々を求めています。</p> <p>(1) 経験に裏付けられた豊かな実践力を備えている現職教員で、スクールリーダーを志す人</p> <p>(2) 基礎的な実践力と向上心を備えた社会人あるいは大学卒業予定者で、スクールリーダーを志す人</p>
<p>(出典:教育学研究科アドミッション・ポリシー)</p>	

資料 4-1-①-C 連合学校教育学研究科のアドミッション・ポリシー

<p>□連合学校教育学研究科のアドミッション・ポリシー</p> <p>本研究科は、大学における教員養成の充実と学校教育の発展を目指して、</p> <p>(1) 教員養成系大学・学部の研究後継者の養成</p> <p>(2) 学校現場の経験を踏まえた教員養成系大学教員の養成</p> <p>(3) 教育関係専門職従事者の養成と高度な研修機会の提供</p> <p>を図ります。</p> <p>教科教育学・教科専門諸科学・教育科学を融合する新しい「広域科学としての教科教育学」を創造し、学校教育の発展に寄与することに情熱を持つ人を求めています。東京学芸大学は、「有為の教育者」として21世紀を切り拓く次のような人々を求めています。</p>	
<p>(出典:連合学校教育学研究科アドミッション・ポリシー)</p>	

<p>別添資料 4-1-①-1 教育学部、教育学研究科、連合学校教育学研究科アドミッション・ポリシー</p> <p>URL: http://www.u-gakugei.ac.jp/~nyushika/univ/ad-policy.html</p>	<p>別添資料 4-1-①-2 平成22年度東京学芸大学学生募集要項(一般入試) 表紙裏, pp. 3-7</p>
--	---

別添資料4-1-①-3	平成22年度東京学芸大学学生募集要項（推薦入試）表紙裏 pp. iii-iv
別添資料4-1-①-4	平成22年度東京学芸大学学生募集要項（帰国生、私費外国人留学生）表紙裏 pp. 2-6
別添資料4-1-①-5	平成22年度東京学芸大学大学院教育学研究科（修士課程）学生募集要項 pp. 1-4
別添資料4-1-①-6	平成22年度東京学芸大学教職大学院（教育学研究科教育実践創成専攻）学生募集要項 p. 1
別添資料4-1-①-7	平成22年度東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）学生募集要項 表紙裏

【分析結果とその根拠理由】

教育学部、教育学研究科及び連合学校教育学研究科それぞれのアドミSSION・ポリシーを明確に定め、さらに教育学部及び教育学研究科においては、選修・専攻ごとに、アドミSSION・ポリシーを定めている。アドミSSION・ポリシーはホームページ及び各学生募集要項に掲載するとともに、大学説明会、大学院説明会等により公表・周知を図っている。

観点4-2-①： 入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点に係る状況】

教育学部の入学者選抜においては、アドミSSION・ポリシーに沿って、課程・選修・専攻ごとに学力、実技、小論文、面接などの受入方法を採用し、多様な選抜を実施している。具体的には、一般選抜の前期・後期をはじめとして、推薦入試、スーパーアスリート推薦入試（平成22年度入試から導入）、帰国生入試、私費外国人留学生入試及び編入学試験（平成21年度入試から導入）を実施し、受験機会の複数化に配慮するとともに多様な選抜方法を取り入れている。また、一般選抜では、大学入試センター試験について平成19年度入試より3つのパターンから課程・選修・専攻がそれぞれの教育・目的に沿って指定する教科・科目を課し、個別学力検査等は課程・選修・専攻ごとにそれぞれの求める学生を受け入れるため、学力検査・実技検査・小論文・面接により受験生の学力・適性等を適切に審査している。さらに、個別学力検査等は前期で学力検査を、後期で面接を課すなど、異なる評価法を採用して多様な学生を受け入れる工夫をしている。

大学院においては、アドミSSION・ポリシーに沿って、専攻・コースごとに受入方法を検討し、多様な選抜を実施している。教育学研究科では、「一般受験者」を初めとして、「教育委員会からの派遣教員特別選抜」、「3年以上の経験を有する現職教員等に対する特例措置」、「外国人留学生に対する特例措置」、「外国において教育を受けた者に対する特例措置」、「現職教員選抜」、「派遣教員選抜」という選抜方法を取り入れている（別添資料4-2-①-1～別添資料4-2-①-6）。また、平成20年度より海外在住者を対象として10月入学の受入れを推薦入試として実施している。この入学者選抜は海外在住のままインターネットインタビュー等を行い、出願書類と併せ合否を決定している（別添資料4-2-②-1）。

別添資料4-2-①-1	平成22年度東京学芸大学学生募集要項（一般入試） pp. 8-17, 24-33, 37-41
別添資料4-2-①-2	平成22年度東京学芸大学学生募集要項（推薦入試） pp. 1-9, 13-15
別添資料4-2-①-3	平成22年度東京学芸大学学生募集要項（帰国生、私費外国人留学生） pp. 9-25, 31-39
別添資料4-2-①-4	平成22年度東京学芸大学大学院教育学研究科（修士課程）学生募集要項 pp. 5-38
別添資料4-2-①-5	平成22年度東京学芸大学教職大学院（教育学研究科教育実践創成専攻）学生募集要項 pp. 1-9
別添資料4-2-①-6	平成22年度東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）学生募集要項 pp. 1-5

【分析結果とその根拠理由】

本学が実施している入学者選抜は、教育学部、教育学研究科、連合学校教育学研究科において、それぞれのアドミSSION・ポリシーに沿って受入方法を検討し、多様な選抜方法を積極的に取り入れており、実質的に機能

している。

観点 4-2-②： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学では、教育学部、教育学研究科、連合学校教育学研究科のアドミッション・ポリシーに沿って、留学生・社会人・編入学生の受け入れを行っているが、教職大学院のアドミッション・ポリシーの求める人材像に「経験に裏付けられた豊かな実践力を備えている現職教員で、スクールリーダーを志す人」と現職教員について明記している。

現職教員の受入に関しては、修士課程における選抜方法の特例として「教育委員会からの派遣教員特別選抜」「3年以上の経験を有する現職教員等に対する特例措置」を設けている。教職大学院においては、「現職教員選抜」「派遣教員選抜」を設けている。それぞれ、研究計画書や研究実践研究履歴申告書等の出願書類と面接試問等により総合して選抜が行われている。また、入学前の半年間にわたり事前相談体制をとっている。受入れ後は修業年限1年の短期特別コースや1年履修プログラム、長期履修学生制度を設けている。

留学生の受入に関しては、教育学部では私費外国人留学生選抜、修士課程では選抜方法の特例を実施している。また、修士課程では、平成20年度入試より海外在住者を対象として10月入学の受入れを推薦入試として実施している。この入学者選抜は海外在住のままインターネットインタビュー等を行い、出願書類と併せ可否を決定している（別添資料4-2-②-1）。

編入学生の受入に関しては、平成21年度入試より、教育学部の養護教育教員養成課程養護教育専攻及び人間社会科学課程生涯学習専攻において、編入学試験を実施している（別添資料4-2-②-2）。

別添資料4-2-②-1 東京学芸大学大学院教育学研究科（修士課程）2010年10月入学 推薦入学特別選抜学生募集要項
別添資料4-2-②-2 平成22年度東京学芸大学学生募集要項 編入学

【分析結果とその根拠理由】

留学生・社会人・編入学生の受入については、特別選抜や特例措置による選抜を実施しており、適切な措置が講じられている。

観点 4-2-③： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

教育学部では学部入試委員会が、教育学研究科では教育学研究科運営委員会入試部会が、連合学校教育学研究科では大学院連合学校教育学研究科拡大研究科委員会入学試験実施委員会が、入学者選抜の具体的実施計画を立て、実施に当たっている。さらに入試を適正・公正に実施するため、試験問題作成、学力検査実施、面接、採点などの専門委員が置かれている。また、試験実施当日は試験実施本部を置き、学長を本部長として試験実施に関する総括、不測の事態が発生した場合の対応、その他重要事項の処理に当たっている。可否判定にあたっては、各選抜単位からの採点報告に基づいて成績処理及び検査の後、学部入試委員会、教育学研究科運営委員会入試部会、

連合学校教育学研究科拡大研究科委員会入学試験実施委員会で、それぞれ選抜資料の作成及び合格候補者を決定している。その結果を受けて、学部は教授会の下におかれた教室主任会、教育学研究科は教授会の下におかれた教育学研究科拡大研究科運営委員会及び連合学校教育学研究科は連合学校教育学研究科拡大研究科委員会の議を経て学長が合格者を決定している。

【分析結果とその根拠理由】

本学における入学者選抜においては、学部入試委員会、教育学研究科運営委員会入試部会、連合学校教育学研究科拡大研究科委員会入学試験実施委員会などの専門委員会と試験実施本部が中心となって入学者選抜を公正に実施している。また、合否判定にあたっては、各委員会等の議を経て学長が合格者を決定している。

観点 4-2-④： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

【観点に係る状況】

本学では、入試情報委員会を設置し、入学者選抜方法改善等のための基礎的な調査・研究を行っており（資料 4-2-④-A）、毎年度、学部新入生に対し「入学者の動向調査」を行っている（平成 21 年度新入生に行ったアンケート調査の回収率は約 99%）。調査結果によれば、「将来の進路」について、教育系では約 85%が教員を志望しており、前年度より増加傾向にある。教養系では、約 21%が教員を、約 40%が公務員・企業を志望している。新入生の進路希望と本学のアドミッション・ポリシーはほぼ合致していると言える。なお、平成 21 年度に選修・専攻ごとのアドミッション・ポリシーを策定したこともあり、今後、更なる検証を進める必要がある。

また、教育研究評議会では、基本方針に沿った入試が行われているかについての検証を行っている。入学者選抜の改善としては、実技系における大学入試センター試験の教科・科目数を検討し、平成 19 年度入試より 3 つのパターンから課程・選修・専攻がそれぞれの教育・目的に沿って指定する教科・科目を課すことや、平成 21 年度入試より、編入学試験を実施している。

教育学研究科（修士課程）では、選抜方法の検証と改善等を随時行っており、大学院教育学研究科運営委員会 10 月入学運営部会において 10 月入学制度について検討し、平成 20 年度から、入学時期を年 2 回とし、従来の 4 月に加えて、外国に在住する者を対象とした 10 月入学の制度を新たに導入した（資料 4-2-④-B）。

連合学校教育学研究科では、研究科の目的に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかの検証する取組を構成大学委員会及び大学院連合学校教育学研究科委員会で行っている。

（資料 4-2-④-A）東京学芸大学入試情報委員会規程（抜粋）

（設置）

第 1 条 東京学芸大学に、東京学芸大学入試情報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第 2 条 委員会は、入学者選抜方法の改善及び適正な入学者選抜の実施のための基礎的な調査研究を行うことを目的とする。

（審議事項）

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 志願者、受験者、合格者及び入学者等の動向に関する調査分析
- (2) 入学者選抜方法及び得点分布に関する調査分析
- (3) 適正な合格者数の決定に関する調査分析
- (4) 入学試験の情報処理方法に関する事項

(5) その他入学者選抜方法の改善に関する調査研究 (6) 調査報告書の作成に関すること。 (資料の提出) 第4条 委員会は、東京学芸大学学部入試委員会の求めに応じて、委員会で審議した事項に関し資料を提出する。
--

資料4-2-④-B 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会10月入学運営部会要項（抜粋）

(設置) 第1条 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程（平成20年規程第3号）第9条第1項及び第3項の規定に基づき、大学院教育学研究科運営委員会に、10月入学運営部会（以下「部会」という。）を置く。 (目的) 第2条 部会は、10月入学を円滑に運営するため、必要な事項について審議することを目的とする。 (審議事項) 第3条 部会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 10月入学制度の基本方針に関する事項 (2) 10月入学制度のカリキュラムに関する事項 (3) 10月入学制度の授業運営に関する事項 (4) その他10月入学制度の運営に関し必要な事項
--

【分析結果とその根拠理由】

入試情報委員会等の入試関係の委員会において、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れが行われているかの検証と入学者選抜の改善を行っている。

観点4-3-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

教育学部、各研究科及び専攻科における過去5年間の入学定員に対する実入学者の状況は、資料4-3-①-Aに示すとおりである。

各入学定員に対する過去5年間の平均充足率は、教育学部1.12倍、修士課程1.08倍、教職大学院1.20倍、博士課程1.39倍、専攻科0.93倍であり、一部を除いて、適正な充足率となっている。特に教育学部においては、文部科学省からの「国立大学の学部における定員超過の抑制について（通知）」に基づき、厳正な定員管理を行っている。同時に教職大学院及び専攻科の入学定員は、定員とほぼ合致しており適正な状況にある。

修士課程では、一部の専攻において入学定員を超える又は下回る状況にあり、博士課程では、入学定員を上回る状況にある。入学定員を上回る専攻においては、志願者も多い関係から入学者数も多くなる傾向があるが、入学定員に対する実入学者の適正化に向けた検討を行いつつ、十分な研究指導教員を配置して、学生の教育研究が支障なく十分実施できる環境を作っている。また、入学定員を下回る専攻では、修士課程再編の際に入学定員を縮小するとともに、大学院説明会等による広報活動を行い、定員充足に向け努力をしている。

資料4-3-①-A 入学定員に対する実入学者の状況

	項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	平均充足率
教育学部	入学定員	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035	1.12
	入学者数	1,226	1,158	1,180	1,142	1,168	
	入学定員充足率	1.18	1.11	1.14	1.10	1.09	

教育学研究科 (修士課程)	入学定員	309	309	279	279	279	1.08
	入学者数	335	341	311	292	306	
	入学定員充足率	1.08	1.10	1.11	1.04	1.09	
教育学研究科 (専門職 学位課程)	入学定員			30	30	30	1.20
	入学者数			39	33	36	
	入学定員充足率			1.30	1.10	1.20	
連合学校教育 学研究科 (博士課程)	入学定員	20	20	20	20	20	1.39
	入学者数	29	28	27	29	26	
	入学定員充足率	1.45	1.40	1.35	1.45	1.30	
特別支援教育 特別専攻科	入学定員	30	30	30	30	30	0.93
	入学者数	32	27	29	27	25	
	入学定員充足率	1.06	0.90	0.96	0.90	0.83	

【分析結果とその根拠理由】

教育学部、教職大学院及び専攻科の入学者数は、定員とほぼ合致しており適正な状況にある。大学院については、一部の専攻において定員を上回る又は下回る状況にあるが、入学定員の見直しや広報活動の推進など入学定員と実入学者の適正化に向けた取り組みを進めている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ アドミッション・ポリシーに沿った学生を幅広く受け入れるため、スーパーアスリート推薦入試や海外在住の受験希望者を対象に10月入学特別選抜推薦入試を新たに取り入れるなど、多様な入学者選抜方法を実施している。
- ・ 現職教員の教育学研究科への受入については、入学前の半年間にわたり事前相談体制をとっている。また、現職教員の就学環境に対応できるよう、長期履修制度、短期履修制度を置き、多様な入学者への支援制度を整備している。

【改善を要する点】

- ・ 修士課程の一部の専攻及び博士課程においては、入学定員に対する実入学者の比率が高い又は低い専攻があり、適正倍率を維持するために合格者数の一層の検討が必要である。

(3) 基準4の自己評価の概要

本学の教育の目的等に基づき、教育学部、教育学研究科及び連合学校教育学研究科においては、それぞれアドミッション・ポリシーを定めている。さらに教育学部においては選修・専攻ごとのアドミッション・ポリシーを、教育学研究科においては専攻ごとのアドミッション・ポリシーをそれぞれ定め、ホームページ及び各募集要項に掲載し、公表・周知を図っている。

教育学部の入学者選抜においては、アドミッション・ポリシーに沿って、課程・選修・専攻ごとに学力、実技、小論文、面接などの受入方法を採用し、多様な選抜を実施している。

大学院においては、アドミッション・ポリシーに沿って、専攻・コースごとに受入方法を検討し、多様な選抜

を実施している。

教育学部では、私費外国人留学生選抜により、また教育学研究科（修士課程）では選抜方法の特例により留学生を受入れている。さらに、社会人の受入れに関しては、教育学研究科において現職教員等を対象として特別選抜や選抜方法の特例措置を設けている。また、教育学研究科（修士課程）では、平成 20 年度より海外在住者を対象として 10 月入学の受入れを推薦入試として実施している。

編入学生の受入については、平成 21 年度入試より、教育学部の一部の専攻において、編入学試験を実施している。

教育学部、大学院及び専攻科の入学者数は、大学院の一部の専攻を除いて定員とほぼ合致しており、適正な状況にある。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

＜学士課程＞

観点 5-1-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到る状況】

教育学部のカリキュラムは、学校教育や生涯学習社会における有為の教育者を養成することを目的とし、①現代的教育課題に対応できる実践的な能力を持った教員養成のための実践的・開発的なカリキュラム、②教育界を中心に広く生涯学習社会において活躍する人材を養成するためのカリキュラム、③明確なキャリア（職業）意識をもって学習できるカリキュラム、という特色を有している。さらに、教育系、教養系それぞれのカリキュラムの目的を定めるとともに、課程・専攻ごとに履修基準を設けている（資料 5-1-①-A、資料 5-1-①-B、別添資料 5-1-①-1）。

カリキュラムは、教育系及び教養系とも、「教養科目」、「教育基礎科目」及び「専攻科目」の 3 科目区分と所属に関係なく履修できる「自由選択」からなる。各科目は複数の科目群で構成され、それぞれに修得すべき単位数を設定し、必修科目、選択科目を置いている（別添資料 5-1-①-C、別添資料 5-1-①-1、別添資料 5-1-①-2）

全選修・専攻において 4 年間の標準的履修モデルを示している。標準的履修モデルは全学生に配布する「スタディガイド」に掲載するとともに、年度始めのオリエンテーションで説明をしている（別添資料 5-1-①-3）。

平成 22 年度の学部再編に対応して、教育課程の質的向上を図るため、カリキュラム改訂を行った。教育学部における新カリキュラムでは、特に「教職入門」→「観察実習」→「事前事後指導」→「基礎実習」→「応用実習」→「研究実習」という第 1 学年から第 4 学年までの教育実習科目を教育課程の中軸に位置付け、かつ、学士課程の教員養成の仕上げとなる「教職実践演習」を第 4 学年秋学期に配置して全教員が関与して行い、実践的指導力の育成を重視したカリキュラムとなっている（別添資料 5-1-①-4）。

資料 5-1-①-A 教育系・教養系カリキュラムの目的

教育系	教育系のカリキュラムは、子どもたちの「生きる力」を育むことのできる、資質と能力を持った教員の養成を目的としたカリキュラムです。「ピーク制」を維持しつつ、同時に学校教育における諸課題及び教科内容の総合性に対応したカリキュラムを特色としています。そのために教育系の学生は「プロジェクト学習科目」を必修として、課題解決能力や「総合的な学習の時間」に求められる想像力・探究力等を含む、実践的指導力を有する教員の養成を目的としています。
教養系	教養系のカリキュラムは、生涯学習を基軸とする 21 世紀の人間の課題に対応した、自己変革と社会貢献を実現する教育者の養成を特色とし、系統的な生涯学習能力の基礎を培うとともに、さまざまなライフ・サイクルの中で生じる生涯学習の必要性に有効に対処できる人材の養成を目的としています。

（出典：2009 スタディガイド）

資料5-1-①-B 履修基準 (平成21年度まで)

7 履修基準と卒業要件

各課程の履修基準を次のように定める。

教育系

科目等		初等教育 教員養成課程		中等教育 教員養成 課程	特別支援教育 教員養成課程		養護教育 教員養成 課程	
		小学校	幼児 教育		小 免	中 免		
教 養 科 目	共通科目	総合学芸領域	10	10	10	10	10	10
		健康・スポーツ領域	2	2	2	2	2	2
		語学領域	6	6	6	6	6	6
		各領域最低単位含み 計	18	18	18	18	18	18
	プロジェクト学習科目	4	4	4	4	4	4	
計		22	22	22	22	22	22	
教育基礎科目	教職の意義等	2	2	2	2	2	2	
	教育の基礎理論	6	6	6	6	6	6	
	(障害児の発達・学習過程)	2	2	2			2	
	教育課程及び指導法に関する科目	24	18	14	24	14	8	
	生徒指導及び教育相談	4	4	4	4	4	4	
	総合演習	2	2	2	2	2	2	
	教育実習	6	6	6	9	9	6	
計	46	40	36	47	37	30		
専攻科目	教科・教職に関する科目	25	27	10	25	30	8	
	専攻に関する科目	26	28	50	42	42	55	
	卒業研究	4	4	4	4	4	4	
	計	55	59	64	71	76	67	
自由選択		6	8	8	6	8	9	
合計		129	129	130	146	143	128	

教養系

科目等		全 課 程	
教 養 科 目	共通科目	総合学芸領域	10
		健康・スポーツ領域	2
		語学領域	6
		(総合・健スポ・語学領域及び教育系の プロジェクト学習科目の中から選択)	4
	各領域最低単位含み 計	22	
教育基礎科目	教育の基礎理論等に関する科目	4	
	現代の教育に関する科目	4	
	計	8	
専攻科目	専攻に関する科目	76	
	卒業研究	4	
	計	80	
自由選択		14	
合計		124	

(出典：2009 スタディガイド)

資料5-1-①-C カリキュラム用語集

教養教育	教養科目は、大学生として社会の中に生きる人間として必要な教養を身に付けたり、教育や教科の基礎となる概念や学習技術を幅広い観点から学ぶ科目群です。
共通科目	共通科目は、総合学芸領域、健康・スポーツ領域、語学領域の3領域に分かれています。 総合学芸領域 は、7つの「分野」に科目群が分類されています。なお、総合学芸領域に開設されている「日本国憲法」「人権教育」「情報処理」は全学生の必修科目です。 健康・スポーツ領域 は、知性・感性・身体性の総合的な教育によって教養を深めようとする「共通科目」の理念を実現するために設けられた科目群です。健康・スポーツ領域に開設している「スポーツ・フィットネス実習」「ウェルネス概論」は全学生の必修科目です。 語学領域 は、今日の国際化に対応して設けられた科目群です。語学領域は、全学生必修の「英語コミュニケーションA・B」、初習外国語（選択必修科目）及び選択語学で構成されています。
プロジェクト学習科目	プロジェクト学習科目は、教育系課程に所属する学生の必修科目です。「プロジェクト学習科目Ⅰ、Ⅱ」の2科目で構成され、現代の社会や教育の諸課題にアプローチする科目群です。また、この「プロジェクト学習科目」は教育基礎科目の「総合演習」に連結しています。 注)教育職員免許状の取得を希望する教養系の学生は、教育系同様に必修科目となります。
教育基礎科目	教育職員免許状取得に必要な「教職に関する科目」を中心に構成された科目群です。
専攻科目	所属している専攻（選修）について学習する科目群です。専攻科目は、教育系では「教科・教職に関する科目」「必修科目」「選択科目A」「選択科目B」「卒業研究」に区分されます。教養系では「課程共通科目」「必修科目」「選択科目A」「選択科目B」「卒業研究」に区分されます。
自由選択	自由選択科目という特定の科目群ではありません。 自由選択は自分の専攻・選修の分野を超えて、幅広い知識や技術を身に付けてもらうために、他の課程や専攻・選修で開設している授業科目を履修できるようにしたものです。

(出典：2009 スタディガイド)

- | | |
|-------------|---|
| 別添資料5-1-①-1 | 各課程毎の履修基準 (2009 スタディガイドより抜粋) pp. 14~19 |
| 別添資料5-1-①-2 | カリキュラムの特色 (2009 スタディガイドより抜粋) pp. 5~9 |
| 別添資料5-1-①-3 | 選修・専攻の履修ガイド (2009 スタディガイドより抜粋) pp. 46~140 |
| 別添資料5-1-①-4 | 履修基準 (平成22年度改訂カリキュラム) (2010 スタディガイドより抜粋) pp. 12~19, 25-27 |

【分析結果とその根拠理由】

教育学部並びに教育系及び教養系のカリキュラムの目的に基づき、「教養科目」、「教育基礎科目」及び「専攻科目」の3科目区分と「自由選択」からなるカリキュラムを体系的に編成している。また、全選修・専攻において、4年間の標準的履修モデルを作成している。授業科目は、各科目に修得すべき単位数を設定し、必修科目、選択科目を置いており、全体として教育課程の編成の趣旨に沿っている。

観点5-1-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

学生の多様なニーズに応えるために、履修基準の中に自由選択（教育系6～9単位、教養系14単位）を設け、他選修・専攻の科目履修を含めて、すべての授業科目の履修を可能にしている。

他大学との単位互換に関しては、多摩地区の4大学（東京外国語大学、東京農工大学、電気通信大学、一橋大学）と協定を締結し、単位互換の制度を設け、学生の学修機会の拡充を図っている（資料5-1-②-A）。

インターンシップに関しては、平成20年度から「学校インターンシップ」「総合インターンシップ」を開設し、大学教育に資する学生の学外活動を単位化している。学生は、協定を結んでいる近隣5市の教育委員会及び附属小金井小・中学校、多摩地区の企業や官公庁の協力のもとに、インターンシップを実施している（資料5-1-

②-B)。

編入学への配慮に関しては、平成 21 年度入学者選抜から、養護教育教員養成課程養護教育専攻及び人間社会科学課程生涯学習専攻において、編入学入試を実施している（資料 5-1-②-C）。

諸資格の取得に関しては、司書教諭、保育士、司書、社会教育主事、学芸員、社会福祉士の資格取得に必要な授業科目を設けており、多くの学生が資格を修得している（資料 5-1-②-D）。

学術の発展的動向に関して、各教員は最新の研究成果を取り入れた授業を行っているとともに、現代 GP や教員養成 GP 等が採択され、その成果を授業等に反映している（資料 5-1-②-E）。

さらに、教員養成の質の向上をめざして、平成 20 年度から学部と大学院を通じて継続的な教員養成が可能となる「新教員養成コース」を導入している。同コースは、特定の教科・領域あるいは横断的な領域に関する専門的知識・スキルを基礎とした、高度の実践的教育能力を有する教員を養成することを目的としている。学生は、課程、選修・専攻に属したまま、正課内外の授業や特別ゼミナールに参加し、その学習成果を踏まえて、教職大学院ないし修士課程に進学して、大学院教育学研究科を修了した後に学校教員をめざすこととなる（資料 5-1-②-F）。2 年次生から同コースへの正式登録を開始し、平成 20 年度には 14 名、平成 21 年度には 18 名が登録している。

資料 5-1-②-A 多摩地区 5 大学単位互換制度による派遣学生数一覧（履修許可者数）

	東京外国語大学	東京農工大学	電気通信大学	一橋大学
平成 19 年度	2	12	2	16
平成 20 年度	7	9	0	33
平成 21 年度	10	18	2	56

資料 5-1-②-B 学校インターンシップ及び総合インターンシップ受講者一覧

年度	学校インターンシップ	受入先	総合インターンシップ	受入先
平成 20 年度	4	附属小金井小学校、 小金井市、国分寺市公立小・中学校	6	文部科学省、企業
平成 21 年度	2	附属小金井小・中学校	6	横浜市、企業、

資料 5-1-②-C 編入学選抜試験入学者一覧

	養護教育教員養成課程 養護教育専攻	人間社会科学課程 生涯学習専攻
平成 21 年度入試	2	1
平成 22 年度入試	1	2

資料 5-1-②-D 資格取得状況（単位：人）

	司書教諭	司書	社会教育主事	学芸員	社会福祉士 (受験資格取得)	保育士 (幼児教育選修)
平成 17 年度	236	50	37	31	16	19
平成 18 年度	235	34	34	36	18	23
平成 19 年度	275	43	38	43	22	23
平成 20 年度	237	44	40	39	28	20
平成 21 年度	242	41	30	37	27	21

資料5-1-②-E 文部科学省各種 GP 等に採択されたプログラムの成果関係

平成 17 年度現代 GP 「持続可能な社会づくりのための環境学習活動～多摩川バイオリージョンにおけるエコミュージアムの展開～」	<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）」に「持続可能な社会づくりのための環境学習活動～多摩川バイオリージョンにおけるエコミュージアムの展開～」が採択され、「プロジェクト学習科目」「総合演習」において、地域の持続可能な社会づくりと関連づけながら、学生による地域調査や地域での教育実践活動として取り組まれた。また、本プロジェクトによる支援により、関連科目においても外部講師を招聘しての地域での体験学習、地域調査を展開した授業などを実施した。
平成 18 年度教員養成 GP 「教員養成メンタリング・システムの開発～幼稚園教員養成・教員研修の融合～」	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度文部科学省「資質の高い教員養成推進プログラム（教員養成 GP）」に「教員養成メンタリング・システムの開発～幼稚園教員養成・教員研修の融合～」が採択され、白梅学園大学と共同で、長期にわたる教育プラクティスとメンタリングを通して、学生と現職教員が共に教育の今日的課題に対応する高度な力量を形成することのできるシステムの開発に取り組んだ。 取組の成果は、「幼児心理学演習Ⅲ」に反映し、幼稚園のフィールドでメンタリングを受けることを通して、保育の過程に即した課題と今日的な課題への対処についての応用的な学習が行われている。
平成 18 年度現代 GP 「教員養成のためのモジュール型コア教材の開発～大学連携による臨床・実践・IT 領域 e-Learning 用教材の共同開発～」	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）」に「教員養成のためのモジュール型コア教材の開発～大学連携による臨床・実践・IT 領域 e-Learning 用教材の共同開発～」が採択され、本学を含めた 5 大学が連携し、現在の教育現場の様々なニーズに対応した内容を教えるのに役立つ教材を開発した。 開発された教材の活用について、「情報社会と教育」などの授業で活用している。
平成 19 年度専門職 GP 「確かな理科授業力のある小学校教員の養成」	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム（専門職 GP）」に「確かな理科授業力のある小学校教員の養成」が採択され、理科を専攻しない学生のための実験・観察力の育成を重視した必修授業科目「理科研究」（3 年次）を行うとともに、「初等理科教育法」（2 年次必修）の内容を「理科研究」とのつながりを重視したものに改善し、小学校教員養成課程の学生が理科に対する苦手意識を持たなくなるようなカリキュラムとしている。 従来のカリキュラムを受けていた学生については、小学校教員採用試験合格者等を対象に実験・観察力を重視した理科特別講座を実施した。また、学生の近隣公立小学校における「理科授業ボランティア・理科支援員」の体験について、コーディネータの配置等により支援する取組を行った。
平成 20 年度教育 GP 「特別支援教育時代の教員養成システムの開発～客観的なアセスメントと指導計画の作成できる小中学校等の教員養成を目指して～」	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育 GP）」に「特別支援教育時代の教員養成システムの開発～客観的なアセスメントと指導計画の作成できる小中学校等の教員養成を目指して～」が採択され、特別支援教育を専門としない学生を主たる対象とし、特別支援教育について基本的な知識・技能を持てるようになるよう、授業と教育実習の充実・改善に取り組んでいる。 教員養成課程全学生の必修科目「障害児の発達と教育」（1 年次）において、アセスメントを実際に体験する授業や個別の指導計画の作成を体験する授業を取り入れるなどするとともに、特別支援教育の視点を持った教育実習の実現のため、附属学校での教育実習時に、各校の特別支援教育コーディネータからの特別支援教育に関する説明の実施とその充実（教材開発など）を図っている。
平成 20 年度教育 GP 「小学校教員養成のためのものづくり教育開発」	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育 GP）」に「小学校教員養成のためのものづくり教育開発」が採択され、国内外の先行事例調査の結果等も活用しつつ、平成 22 年度開設の初等教育教員養成課程ものづくり教育選修のコアとなる科目のカリキュラムを作成した。 また、学生たちがものづくり教材の開発に自主的に取り組むことができる教育条件整備を進めている。
平成 19～21 年度 文部科学省特別教育研究事業「理数科教育支援システムの構築」	<ul style="list-style-type: none"> 学校現場の理数科教育を支援し小学校教員の授業力を高めることを目的として、現職教員研修と理科指導員の質を保証するシステムの構築を行った。前者では、研修を通して明らかになった教員養成上の問題点を大学における授業に積極的に還元し教員養成の質の向上を図り、大学院生を TA として中核教員となるべく教育力の育成も図った。後者では、派遣前に大学において学生を対象とした実験を研修として行い、理科指導員の質を保証するとともに教員養成の質を保証するシステムを構築した。

資料5-1-②-F 新教員養成コースについて

<p>13 「新教員養成コース」について</p> <p>本学では、平成 20 年度より、大学院まで修了してから学校教員を目指す学生のために、「<u>新教員養成コース</u>」を独自に設定しました。「新教員養成コース」とは、学部を卒業し、更に本学大学院教育学研究科を修了した後に学校教員を目指す学生のためのコースです。（新教員養成コースの登録）</p> <p>「<u>新教員養成コース</u>」は登録制で、本学大学院修了後に学校教員を志す本学学生であれば、学部の選修・専攻を問わず、登録することができます。</p> <p>ただし、小学校又は中学校一種免許状を学部卒業時に取得することを条件とします。</p> <p>「<u>新教員養成コース</u>」の登録は毎年2年次生のみを対象とし、後期授業開始前に募集します。</p> <p>（大学院教育学研究科の入学試験について）</p>
--

「新教員養成コース」登録の学生は、大学院教育学研究科入学試験を**特別選抜で受験**することができます。特別選抜とは、3年次3月に実施する「特別選抜にむけた内部選考」を経て、4年次7月に実施される大学院(教育実践創成専攻を含む大学院教育学研究科)入学者特別選抜試験のことです。

「新教員養成コース」における特別選抜、内部選考の評価については、面接、小論文、専攻指定科目の成績等を総合的に判断して行ないます。合格者数は専攻ごとに若干名となっています。

(学部段階における学習について)

「新教員養成コース」登録の学生は、自分の課程・選修・専攻に所属したまま次の学習を行ないます。

- ①学部・大学院それぞれに定められた共通指定科目の履修
- ②進学を希望する大学院の専攻が定める学部・大学院の指定科目の履修
- ③正課外に開講される特別ゼミナール(講演会、ワークショップなど)への参加

【「新教員養成コース」についてのQ&A】

Q1. 学部や大学院に新たにコースが設置されたのですか？

→学部でも大学院でも、学生は従来の専攻等に所属したまま、特別のプログラムに参加する形なので、新しい定員を持ったコースが設置されたわけではありません。

Q2. 2年次生のときの登録とは、どのようなものですか？

→2年次生の段階で、学部卒業後大学院のどの専攻(コースまたはサブコース)に所属するかを決め、その専攻(コースまたはサブコース)が指定する学部の授業科目(6~12単位分)を履修します。大学院においても、このコースの主旨に基づいて指定された授業科目(4単位分)を履修します。そのほかの共通に履修する授業や授業外のゼミなどに参加し、大学院修了後、教員になる意志を持っていることが登録の条件です。登録の前にそれらの条件について説明会を実施します。

Q3. コースに登録されるための選抜試験はあるのですか？

→2年次生になった時点で、登録のための説明会を実施し、希望者を対象として面接等で志望動機などを問い、これまでの修学状況とともに、コースの主旨を十分に理解しているか、コースに参加する適性はあるか、確認します。

Q4. 大学院入試はどうなりますか？

→3年次後期末の内部選考に合格すれば、4年次前期の特別選抜によって大学院に入学することになります。その場合、大学院の一般選抜試験(4年次秋)を受ける必要はありません。

Q5. 大学院での所属専攻に、制限や規定はありますか？

→教職大学院(教育実践創成専攻)を含めて、すべての専攻がこのコースに対応しています。このコースから、大学院のどの専攻にも進学することが可能です。ただし、教員養成を目的としたコースであり、大学院でもそれを目的として学習することが想定されています。また、大学院で所属しようとする専攻・コース・サブコースの教育内容が、学部で所属している選修・専攻の教育内容と大きく異なる場合は、進学が現実的に困難であると考えられます。

Q6. どのような教員を養成しようとしているのですか？

→特定の教科・領域あるいは横断的な領域に関する専門的知識・スキルを基礎とした、高度の実践的教育能力を有する教員を養成しようとしています。

Q7. どのような授業があるのですか？

→大学院の専攻が指定する学部の授業科目は正規の授業科目であり、どのような授業科目が大学院の専攻から指定されるかについては、大学院の専攻それぞれの教育内容や教育目標によって異なります。共通の指定科目は、学部4年次前期の「教職コミュニケーション論」、同後期の「研究実習」、大学院1年次前期の「教職コミュニケーション論・実践」です。そのほかに正課外の特別ゼミナールがありますが、その内容は、国内の教育実践の視察や学外の講師を招いての講義などです。

Q8. このコースに参加することによって、どのようなメリットがありますか？

→教員になるための準備に6年間という時間をかけ、早い段階から長期的な展望をもって学ぶことができます。また正規の授業にはない特別のプログラムに参加でき、教職について実践的な準備ができます。大学院進学に際しては、特別選抜の枠で受験できるので、一般選抜の場合よりも学部卒業後の進路を早い段階で確定することができます。

(出典：2009 スタディガイド)

【分析結果とその根拠理由】

自由選択による他選修・専攻開設の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップ科目の単位化、諸資格の取得、各種GP等による成果の授業への反映の取り組みを行っている。さらに、学部と大学院をつなぐ新教員養成コースを導入している。これらのことから、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮している。

観点5-1-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

学生の主体的な学習を促し、単位の実質化を図るため、各学期における履修登録単位数の標準を22単位と定め、オリエンテーションでの説明や「スタディガイド」に掲載し周知している（資料5-1-③-A）。また、年度初めに、全学年、選修・専攻ごとにオリエンテーションを行いきめ細かな履修指導を行っている。オリエンテーションでは、カリキュラム解説と授業選択等についての指導、相談を教室単位で行っているほか、指導教員が随時、授業に関する相談にのっている。

学生による授業アンケート調査の「予習・復習を行った。」の項目の調査結果を見ると、平成21年度における当該項目の全学平均（5段階評価）は、前期2.93、後期3.02であり、学生に予習・復習の重要性を改めて認識させることが必要と思われる。ただし、授業科目によっては、e-Learningシステム（WebClass）を活用して、予習・復習用の教材を毎回提供し、学生が予習・復習を行うことをシラバスに明記するなど、WebClassを活用して授業時に使用した資料の配布、予習・復習教材の提供、課題の連絡・受理等の取り組みも行われている（資料5-1-③-B）。

資料5-1-③-A 東京学芸大学カリキュラム実施細則（抜粋）

（履修登録単位数の上限）

第11条 学生の主体的な学習の促進及び充実した授業展開を促すため、履修科目の登録の制限を行う。

2 各学期における履修登録単位数は、各学期22単位を標準とする。ただし、教育実習及び卒業研究に係る単位並びに集中講義のうち指定された科目の単位については、これに含まない。

資料5-1-③-B e-Learningシステム（Web Class）

東京学芸大学におけるe-Learningサービス
総合メディア機構

HOME | 東京学芸大学HP

English version

東京学芸大学では、学生の皆さんに以下の2種類のe-Learningサービスを提供しています。
東京学芸大学のネットワーク接続に用いるIDとパスワードをお持ちの方ならば誰でもご利用いただけます。

学芸大学e-Learningコンテンツ

学生の皆さんが、授業以外で自学自習を行うためのe-Learning教材を用意しました。本学関係者であれば誰でもご利用いただけます。

> ご利用方法

学芸大学オリジナルコンテンツ

- 教員育成講座
これから教員になることを対象に、東京都の現職教員が現場で求められる基本的なスキルや考え方を説明します（スピーカー等が必要）。
- 経産省連携障害と特別支援教育
平成13年度から開始された小・中学校における特別支援教育について、本学教授の上野一彦先生が解説をします（スピーカー等が必要）。
- 尺八を吹こうー日本の伝統音楽入門
日本の伝統楽器の一つである尺八について、その演奏法を本学教授の筒石賢昭先生の実演映像により解説します（一部スピーカー等が必要）。
- Self-Study Materials of Daily Kanji Characters
日本で学ぶ留学生を対象に、日常でよく使われる漢字について、実例紹介とWeb小テストにより学習する教材です（一部スピーカー等が必要）。英語、ミャンマー語、ポルトガル語版が利用可能です。

日本データバシフィック社コンテンツ

WebClassによる授業支援

WebClassは講義・演習・ゼミなどを電子的にサポートするWebベースのシステムです。

これにより、「Webによる授業資料の配布、予習・復習用教材の提供」「Webを通じた課題の連絡・受理」等を簡単にこなすことができます。

WebClass ログインページへ

学生の方へ

- 授業でWebClassを使うよう言われたら
- 学生用マニュアルのダウンロード（簡易版 / 詳細版 **[NEW]**)

教員の方へ

- WebClass ができること
- WebClass利用申請の方法
- WebClassを学生に使いわせるには
- 次年度へのコース更新について
- 教員用マニュアルのダウンロード **[NEW]**

（出典：学内用ホームページ）

【分析結果とその根拠理由】

各学期における履修登録単位数の標準を 22 単位と定め、オリエンテーション等で説明している。また、予習・復習については、e-Learning システム (Web Class) を通じて授業時に使用した資料の配布、予習・復習教材の提供などの取り組みも行われている。これらのことから、単位の実質化への配慮が行われている。

観点 5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点到に係る状況】

授業形態は、各選修・専攻がそれぞれの分野の教育目的に応じた構成をとり、またバランスにも配慮している。社会科や国語科、国際教育など人文・社会科学に関する選修・専攻においては、当該領域に関する講義だけでなく、合わせて演習において資料収集方法の指導や対話・討論型の授業等が行われている。理科や技術科、情報教育など自然科学に関する選修・専攻においては、講義に加えて、実験や実習を重視した授業構成がなされている。また実験や実習にはコンピュータを活用したものも多い。美術や音楽、保健体育など芸術・スポーツに関する選修・専攻は、講義による理論面での学習に加え、少人数の演習の形でも実技面での指導を多く行っている。学校心理、カウンセリングや特別支援教育など教育科学に関する選修・専攻においては、講義と演習、実験とがバランスよく配置されている。授業では文献講読やコンピュータの活用など多様な学習指導の工夫がとられている。また、授業の形態・内容に応じて、現職教員等の教員養成実地指導講師への採用、TA、SA の活用等の工夫を行っている (資料 5-2-①-A、3-4-①-A、3-4-①-B)。

資料 5-2-①-A 平成 21 年度教員養成実地指導講師活用事例

委嘱者数	授業の例
70 名	教職入門、教育実習オリエンテーション、教育実習事前・事後指導、初等理科教育法、初等家庭科教育法、初等生活科教育法、中等数学科指導法、中等家庭科教育法、生活科研究、学校図書館教育論、

【分析結果とその根拠理由】

授業形態は、各選修・専攻それぞれの分野の教育目的に応じた授業形態をとり、バランスに配慮して開設している。また、対話・討論型、実験・実習、実技、少人数での授業など、さまざまな学習指導法の工夫を行っている。

観点 5-2-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到に係る状況】

教育学部の全授業科目についてシラバスを作成している。シラバスは、それぞれの授業科目について「ねらいと目標」「内容」「テキスト」「参考文献」「成績評価方法」「授業スケジュール」等を記載する様式であり、学生による授業選択、並びに準備学習に対し十分な情報を提供するものとなっている。学生はウェブを通じて、学内外において目的とする授業のシラバスを効率的に検索、参照することが可能となっている (別添資料 5-2-②-1)。入稿率は、平成 19 年度に 84.0%であったものが、平成 21 年度では 92.0%と上昇している。シラバスの活用

状況については、学生による授業アンケート調査の項目に「履修にあたってシラバスを閲覧した」「この授業のシラバスは役に立った」の2つを設けている。平成21年度における当該項目の調査結果は、前者については「はい」が前期46.3%、後期47.9%、「いいえ」が前期53.3%、後期51.7%であり、後者は全学平均値（5段階評価）が前期3.18、後期3.23であった。さらに初回の授業でシラバスを印刷して配布し、ねらいと目標や成績評価方法などについて説明している授業科目もある。

シラバスについては、成績評価方法の明確化や記載内容の充実を毎年図っており、今後、シラバスの一層の有効活用に向けて内容の充実を図る必要がある。

別添資料5-2-②-1 教育学部シラバス検索

URL : <https://tgulc.u-gakugei.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on>

【分析結果とその根拠理由】

教育学部の全授業について、「ねらいと目標」「内容」「テキスト」「参考文献」「成績評価方法」「授業スケジュール」等を掲載したシラバスを作成し、学生はウェブ上で参照し、活用している。

観点5-2-③： 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点到に係る状況】

学生が、自主学习を円滑に行えるように、講義室、演習室以外にも、附属図書館、情報処理センター、学生ラウンジ、インフォメーションホール、芸術館のホールと展示室等が整備されており、学生が自主的に学習・創作活動等ができる環境を整えている。第1学生ラウンジとインフォメーションホールは、講義棟の一角に設けられ、前者は学生の自習・懇談に、後者は持参もしくは設置されたパソコンを使用しての自習に供される。平成21年度新設のコミュニティーセンター内に第2学生ラウンジを設け、学生の自習・懇談に供されている。学生ラウンジ及びインフォメーションホールは、ともに無線LANが使用可能である（資料5-2-③-A）。インフォメーションホールには、情報アシスタントを配置し、学生の質問に答えている。芸術館のホールと7室の展示室は、授業・ゼミ・サークル等の展示・発表に利用され、美術・書道に関する自主的な学習活動の場となっている。附属図書館は、平日授業期は8時30分から22時、平日休業期は8時30分から17時、土・日・祝日は11時（平成22年度から10時）から17時まで利用できる。

また、各年次での修得単位数が22単位以下の修得単位不足の学生に対して個別に履修指導を行うとともに、各教室においても、GPAに基づいて学力不足と判断される学生に対して、個別に面談し適切な対応を行っている（資料5-2-③-B）。

別添資料5-2-③-A
インフォメーションホール、学生ラウンジ

10 施設案内

インフォメーションホール（N棟1階）

インフォメーションホールは、学生の学習、研究の場として整備されました。
利用時間：（授業期間中）9時～20時（休業期間中）10時～16時

◆パソコンルーム

パソコンルームでは、パソコンの貸出しを行っています。受付で学生証と引き換えに、パソコン利用カードと交換し利用して下さい。

また、常駐情報アシスタントの学生が待機していますので、何か操作方法等わからないことがあれば、相談してみてください。

パソコン設置台数
デスクトップパソコン：35台
持ち込み可能スペース：10台

学生ラウンジ

学生ラウンジは、学生の福利厚生の充実を図る場として整備されました。

◆第1学生ラウンジ（インフォメーションホール内、インフォメーションホール開室時のみ利用可）

◆第2学生ラウンジ（コミュニティーセンター内（春未キャンパス）スマップ側）

利用時間：土曜・日曜・祝日を除いた平日9時～20時（アウトデッキは18時まで）

入口は、テンキー方式になっています。番号は学生情報ータルシステム学生掲示板に掲載します（番号は毎月変更になります）

室内には、飲食物の持ち込みができます。また、無線LANによりインターネットの使用ができます。

（出典：学生生活の手引）

資料5- 2- ③-B 学生の履修状況に関する指導の取扱いについて

この内規は、学生の履修状況に関する指導の取扱いに基づき、「(参考)」の取扱いに関し必要な事項を定める。

1. 修得単位不足学生に対する指導について

修得単位数が不足している学生については、カリキュラム実施細則第 11 条第 2 項に定める「各学期における履修登録単位数は、各学期 22 単位を標準とする。」に基づき、前年度修得単位が 22 単位以下（年間標準登録単位数の半分）の者であって、次の事項に該当する者とする。

- 1) 2 年次並びに 3 年次は、前年度での修得単位が 22 単位以下の学生。
- 2) 4 年次は、3 年次までの総修得単位数が 99 単位以下で、前年度での修得単位が 22 単位以下の学生。
- 3) 4 年次（留年）は、卒業必要単位数を相当数（概ね 30 単位以上）残している学生で前年度での修得単位が 22 単位以下の学生。

2. 成績評価の基準点以下の学生に対する指導について

成績評価（GPA）の基準については、2 年次までの履修学期の成績評価（GPA）が 2 未満の学生とする。

なお、各教室は成績評価（GPA）の基準について教室に応じて設ける基準により、個別に履修指導及び助言を行うことができる。

【分析結果とその根拠理由】

講義室、演習室以外にも、附属図書館、学生ラウンジ、インフォメーションホール等の自主学習の設備を整備している。また、修得単位不足の学生には、各教室において、個別の履修指導等適切な対応を行っている。

観点 5-2-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし。

観点 5-2-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む）。若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし。

観点 5-3-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準はカリキュラム実施細則に規定され、入学時に学生全員に配布する「スタディガイド」に明記するとともに、入学時の新入生オリエンテーションにおいて説明を行っている（資料 5-3-①-A）。また、各授業科目における成績評価の方法については、シラバスに「成績評価方法」の項目を設け明記し、周知している。

卒業認定基準は学則に規定され、課程ごとの卒業認定基準（教育系 129～146 単位、教養系 124 単位）を「スタディガイド」に明記するとともに、入学時の新入生オリエンテーションにおいて説明を行っている（資料 5-

3-①-B、別添資料5-1-①-1)。卒業認定は、卒業認定基準に従い、各教室における確認、教務委員会及び学系教授会の議を経て、学長が卒業を認定している。

資料5-3-①-A 成績評価基準

12) 成績評価の方法

- (1) 成績評価は、学期毎に終了する授業科目にあつては学期末、通年編成の授業科目にあつては学年末に行う。ただし、留学生の履修する通年編成の授業科目の成績評価については、学期末に行うことができる。
- (2) 学年を超える授業科目である教育実習の成績評価（以下「総合評価」という。）は、学期ごとに行う評価（以下「中間評価」という。）を総合して行う。
- (3) 中間評価に不合格があつた場合、総合評価を合格とすることはできない。ただし、当該不合格の部分履修し合格した場合は、総合評価を合格とすることができる。
- (4) 留学生（「留学」の許可を受けて海外の大学等に留学する学生）の履修する通年編成の授業科目の成績評価の方法については、前項の規定を準用することができる。

13) 成績通知

学生への成績通知は、次学期始めに行う。

14) 評語及び配点基準

成績に関する評語及び配点基準は、次表のとおりとする。

標 語	区 分	内 容
A・B・C・D 合	合格	高点順にA・B・C・Dに区分する。 合は、学校及び総合インターンシップ科目について適用する。
F 否	不合格	試験等の成績が不合格と判定された者 否は、学校及び総合インターンシップ科目について適用する。
失	失格	出席時数が3分の2に満たない者又は途中で授業を放棄した者（試験の無断欠席を含む。）試験における不正行為により懲戒処分を受けた者
追	追試験	出席時数が3分の2以上で、傷病、災害等やむを得ない事情のために学期末又は学年末試験等を欠いた者 4年次後学期の追試験
N	認 定	学則第42条の規定による留学生の認定単位
N		学則第24条の規定による既修得単位の認定
N		学則第25条の規定による既修得単位の認定
A・B・C・D 合		学則第40条の規定による既修得単位の認定

評 価	配転基準（100点満点）
A	100～90
B	89～80
C	79～70
D	69～60
F	59以下

（出典：2009 スタディガイド）

資料5-3-①-B 卒業要件

(卒業要件)
 本学に4年以上在学し、課程ごとに定める履修基準により所定の単位を修得した者について、教授会の議を経て、卒業を認定します。
 教育系については、更に各課程の卒業要件として、次に掲げる教育職員免許状の取得要件を満たす必要があります。

教育系の卒業要件として指定されている教育職員免許状

課 程	専 攻 (選 修)	取 得 を 要 す る 免 許 状
初等教育教員 養成課程	国語、社会、数学、理科、 音楽、美術、保健体育、 家庭、英語、学校教育、 学校心理	小学校教諭一種免許状
	幼児教育	幼稚園教諭一種免許状
中等教育教員 養成課程	国語、社会、数学、理科、 音楽、美術、保健体育、 家庭、英語、技術、書道	各専攻教科に対応する中学校教諭及び 高等学校教諭一種免許状 ただし、社会専攻の高等学校は地理歴史 又は公民のいずれか一種類とする。 技術専攻の高等学校は工業とする。 書道専攻の中学校は国語とする。
特別支援教育 教員養成課程	聴覚障害教育	特別支援学校教員一種免許状 (聴覚障害者)(知的障害者) (肢体不自由者)(病弱者)の4領域 小学校教諭一種免許状又は 中学校教諭一種免許状のいずれか一種類
	言語障害教育	
	発達障害教育	
	学習障害教育	
養護教育教員 養成課程		養護教諭一種免許状

教育職員免許状を取得するには、教育職員免許法第5条に定める基礎資格と単位修得を要するが単位の修得方法については、さらに同法施行規則で細かく規定されている。
 (教育職員免許法及び同法施行規則については、必要な部分を抜粋し、参考として後記してあるので参照のこと。)

(出典：2009 スタディガイド)

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準や卒業認定基準については、カリキュラム実施細則や学則に規定され、「スタディガイド」への掲載やオリエンテーションで説明をしている。これらの基準に従い、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施しているといえる。

観点5-3-②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

「成績評価に関する学生の異議申立ての方法及び期限について」を定め、成績評価の正確性を担保している。異議申立ての方法等については、学生生活の手引に掲載し学生に周知を図っている(資料5-3-②-A)。

資料5-3-②-A 成績評価に関する学生の異議申立ての方法及び期限について

- | |
|--|
| <p>1. 学部生、専攻科生及び修士生の春学期・秋学期の成績（卒業・修了学期の成績を除く）</p> <p>(1) 成績通知表の配布を開始する。（次学期開始の2週間前）</p> <p>(2) 学生は、成績評価に疑問・質問がある場合、配布期間を含めて10日以内に学務課に成績に関する問合せ「様式1」を提出する。</p> <p>(3) 学務課は、受理後速やかに授業担当教員へ当該学生から提出された成績に関する問合せ「様式1」を送付する。</p> <p>(4) 授業担当教員は、指定された日時までに学務課へ成績に関する問合せ「様式1」により回答する。
なお、成績の訂正がある場合は、成績評価訂正届「様式2」を学務課へ提出する。</p> <p>(5) 原則として、授業開始後2週間以内に、学務課は当該学生へ成績に関する問合せの回答を通知する。（※1）</p> <p>2. 学部生、専攻科生及び修士生の卒業・修了学期の成績</p> <p>(1) 成績通知表の配布を開始する。（9月卒業希望者は9月上旬、後期は2月下旬）</p> <p>(2) 学生は、成績評価に疑問・質問がある場合、配布期間を含めて2日以内に学務課に成績に関する問合せ「様式1」を提出する。</p> <p>(3) 学務課は、当該学生から提出された成績に関する問合せ「様式1」を授業担当教員へ送付する。</p> <p>(4) 授業担当教員は、指定された日時までに学務課へ成績に関する問合せ「様式1」を提出する。
なお、成績の訂正がある場合は、成績評価訂正届「様式2」を学務課へ提出する。</p> <p>(5) 学務課は、授業担当教員から回答があり次第、速やかに学生へ成績に関する問合せの回答を通知する。（※2）</p> <p>※1 履修届の提出が授業開始後3週間となっているので、学生への回答の通知を2週間以内としている。</p> <p>※2 卒業判定までに学生への回答を通知する必要があるため。</p> |
|--|

【分析結果とその根拠理由】

学生からの成績評価に関する異議申立て及び期限についての規定を整備し、成績評価の正確性を担保している。異議申立ての方法等については、学生生活の手引に掲載し、学生への周知を図っている。

<大学院課程>

観点 5-4-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到に係る状況】

教育学研究科（修士課程）の教育課程は、「教育実践開発科目群」「教育実践研究法科目群」「教育内容基礎科目群」の3科目群からなり、科目群によっては必要修得単位数の基準を定めている。また、「教育実践科目群」に共通選択必修科目を設けている。これは、修士課程の目標・趣旨に鑑み、どの専攻の学生も現代の教育実践への知的好奇心を強化しつつ教育実践の現実的課題を研究問題としての的確に再構成して、その問題解決を図ることのできる実践的能力を形成することが望まれ、教育研究活動を基礎づけるために全専攻の学生に対して、自分の専攻を超えて広く教育にかかわる新しい研究動向を学べるようにするためである（資料5-4-①-A、資料5-4-①-B）。さらに、学生が学修・研究計画を作成する上での指針となるよう、高度専門職業人としての教員の養成及び現職教育に沿った履修モデルを作成している。履修モデルは全学生に配布する履修便覧に掲載し、新入生オリエンテーションで説明をしている（別添資料5-4-①-1）。

連合学校教育学研究科（博士課程）の教育課程は、教育科学と教科教育学で体系的に編成され、講座ごとに授業科目が開設され、それぞれの授業科目の下に個別課題に基づく複数の講義・演習等を開講している。教育科学関係の講座には、「広域科学としての教科教育学」を構成する不可欠の要素であること、学校教育の場面で生じている多くの困難な問題に対する実践的解決にかかわる教育研究を課題としていること等を考慮して授業科目を置いている。また、教科領域関係の講座にはそれぞれに、関連する教科の教科教育学の授業科目と、教科に関連する専門諸科学について、学生の研究課題にかかわる高度に専門的な個別課題に関する研究成果に基づく内容を講じる教育内容基礎研究の授業科目を置いている（資料5-4-①-C）。

資料5-4-①-A 教育学研究科（修士課程）履修基準

(2) 履修基準

修士課程の学生は、所属する専攻及び関連する他の専攻の授業科目について、指導教員の指導により、下表の履修基準に基づき、30単位以上を修得しなければなりません。

専攻		全専攻
科目群等		
教育実践開発科目群のうち共通選択必修科目		4単位以上
教育実践研究法科目群	特別研究	4単位以上
	特別研究以外の科目	6単位以上
教育内容基礎研究科目群		0単位以上
合 計		30単位

(共通選択必修科目)

教育学研究科修士課程の目標・趣旨に鑑み、どの専攻の学生も現代の教育実践への知的好奇心を強化しつつ教育実践の現実的課題を研究問題としての的確に再構成して、その問題解決を図ることのできる実践的能力を形成することが望まれます。そこで、教育研究活動を基礎づけるために全専攻の学生に対して共通選択必修科目を設けて、自分の専攻を超えて広く教育にかかわる新しい研究動向を学ぶこととしています。

この授業を通じて、教育研究の新しい課題と方法に接近することを期待しています。

(出典：平成22年度教育学研究科（修士課程）履修便覧)

資料5-4-①-B 教育学研究科（修士課程）科目群と必要修得単位

<p>3. 科目群と必要修得単位</p> <p>教育学研究科修士課程の授業科目は、(I)「教育実践開発科目群」、(II)「教育実践研究法科目群」、および、(III)「教育内容基礎研究科科目群」の3科目群に分類され、科目群によっては必要修得単位数の基準が定められています。</p> <p>また、上記の養成目標を達成する上で、学生により、教育学や教科教育学を基盤にしてアプローチする場合と教科内容の基礎科学を基盤にしてアプローチする場合があります、両アプローチは、相互に関連をもちつつ、ともに重視されます。</p> <p>(I) 教育実践開発科目群： 自他の教育実践を相対化した的確な批評と指示を行うことができ、教育実践を創造的に開発できる能力を養成するための科目群、①「現代教育実践の課題」(A欄科目)、②各専攻・コースが開設する「教育実践論演習」(B欄科目)、③その他の科目からなります。 すべての学生は、①、②から4単位以上を修得しなければなりません。</p> <p>(II) 教育実践研究法科目群： 教育実践に関わる広範な学術的研究方法を实地に学び、批判的思考力、論理構成力、表現・コミュニケーション能力、問題解決能力などを養成するための科目群。 ①各専攻・コースが開設する「教育フィールド研究」、②教育学や教科教育学の研究方法を扱う「教育研究法」、③教科内容の基礎科学に関する研究方法を扱う「教育内容基礎研究法」、④「特別研究」、の科目からなります。 すべての学生は、①、②、③から6単位以上を修得しなければなりません。また、現職教員等でない一般学生（以下、一般学生と略記）で学校教員志望の者は、6単位の中に①を2単位以上含むことが望ましいです。</p> <p>(III) 教育内容基礎研究科科目群： 教科に関する科目として開設された科目群。教科内容の基礎となる人文・社会・自然などの諸科学や芸術・体育等、当該学術の本質にせまり、その基本概念の理解と探究を通して、科学的洞察力や応用力などを養成するとともに、授業を想定した知見へとそれらを再構成していく能力の基礎を育む科目群。 この科目群に関する必要修得単位数の基準は設けられていません。</p> <p style="text-align: right;">(出典：平成22年度教育学研究科（修士課程）履修便覧)</p>

別添資料5-4-①-1 教育学研究科（修士課程）履修モデル（平成22年度履修便覧より抜粋）pp.5-6

資料5-4-①-C 連合学校教育学研究科の教育課程及び履修方法

<p>2 教育課程及び履修方法等</p> <p>各講座には別に示すように体系的に授業科目が開設され、それぞれの授業科目の下に個別課題に基づく複数の講義・演習等が開講されます。</p> <p>このうち、教育学関係の講座には、一方ではそれらが「広域科学としての教科教育学」を構成する不可欠の要素であること、もう一方では学校教育の場面で生じている多くの困難な問題に対する実践的解決にかかわる教育研究を課題としていることを考慮した授業科目が置かれています。また、教科領域関係の講座にはそれぞれに、関連する教科の教科教育学の授業科目と、教科に関連する専門諸科学について、学生の研究課題にかかわる高度に専門的な個別課題に関する研究成果に基づく内容を講じる教育内容基礎研究の授業科目が置かれています。</p> <p>なお、博士課程という高度に専門的な研究・教育の場であることを考慮して、開設する講義・演習等はいずれも当該分野の概説的な内容のものではなく、専門的な内容のものとなっています。また、学部や修士課程ですでに修得した概説的・一般的な内容の反復になる恐れが強い、全講座に共通する必修科目は置かず、指導教員の指導の下で、個々の学生に最も適切な科目を選択履修させることとしています。</p> <p>学生はこれらの講義・演習等のうちから指導教員の指導の下に20単位以上を選択履修します。この場合、本研究科では2つの特色ある履修の形態が学生に望まれます。</p> <p>第1に、広域科学としての教科教育学の研究・教育にふさわしく、学生はそれぞれの研究課題にふさわしい授業科目を選択すると同時に、教育学、教科教育学・教科専門科学のいずれについても履修することが望まれます。</p> <p>第2に、連合大学院としての特色を活かした履修が望まれます。学生は主として研究を行う大学において大部分の単位を履修しますが、必要に応じて他の構成大学において開設される講義・演習等を履修します。こうして一大学では揃えることができない広がりのある講義・演習等を開設し、質的にも高度な教育研究を行うことによって、連合大学院の特色を発揮します。</p> <p style="text-align: right;">(出典：学生便覧2010連合学校教育学研究科（博士課程）)</p>

【分析結果とその根拠理由】

修士課程、博士課程の教育課程は、それぞれの目標・趣旨に基づき、体系的に編成され、修士課程においては、履修モデルを作成している。授業科目は、修士課程においては、共通選択必修科目を設け実践的能力の育成の形

成を図るなど、それぞれの目標・趣旨に基づいた内容となっており、全体として教育課程の編成の趣旨に沿っている。

観点 5-4-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点到に係る状況】

教育学研究科（修士課程）では、「教育実践開発科目群」の共通選択必修科目として広領域的な「現代教育実践の課題」「教育実践論演習」ならびに各専攻に関する教育フィールド研究を設け、現代的な課題に多面的に触れることができるようにしている。さらにそれらの授業科目はすぐれて現代的な課題を対象とする点で、学術の動向や社会のニーズを反映するものである。

連合学校教育学研究科においては、各講座の所属教員数は16名～44名、全体で263名に及んでいる。各教員が各講座における教育の目的・目標を達成するために、各自の高度な専門性を活かした授業科目の設定を行っており、授業科目の内容は、研究成果を反映しつつ学生の多様なニーズに応えるものとなっているだけでなく、学術の発展動向や社会からの要請に配慮したものになっている。

教育学研究科（修士課程）では、平成20年度から新たに10月入学制度を導入した。これに伴い、従来の前学期・後学期を春学期・秋学期に改め、また、秋学期の始期を従来の10月中旬から10月初旬とする等、授業歴の改善を行った。また、教育学研究科（修士課程）では、平成20年度入学生から、年間8単位までであった学部開設授業科目聴講を14単位まで履修できるようにしている。これは、社会人や現職教員の要請に応じて、修士課程に学びながら社会人が教員免許状を取得することや現職教員が他種の教員免許状を取得することの可能性を拡大するための措置である。平成20年度は96名の学生が平均6.7単位、平成21年度は88名の学生が平均7.7単位、学部開設科目を履修している。他大学との単位互換に関しては、多摩地区の3大学（東京外国語大学、東京農工大学、電気通信大学）、東京女子大学及び日本女子大学と協定を締結し、単位互換の制度を設け、修士課程学生の学修機会の拡充を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

高度な専門性を活かした授業科目の設定を行っており、授業科目の内容は、研究成果を反映しつつ学生の多様なニーズに応えるものとなっているだけでなく、学術の発展動向や社会からの要請に配慮したものになっている。10月入学制度に合わせて、学期名を春学期・秋学期に、秋学期の始期を10月始めとしている。学部開設授業科目聴講可能単位数の増加、他大学との単位互換を行い、学修機会の拡充を図っている。

観点 5-4-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

各研究科では、入学時のオリエンテーションやオフィスアワー等における履修指導や履修相談、少人数授業や研究指導などを通じて学生の主体的な学習を促している。また、教育学研究科（修士課程）では、入学後の一定期間内に、指導教員の指導により、修学年限全体にわたる修学計画と研究計画を作成し、提出することとしている。1年次末にその年度の成果と課題を確認し、2年次初めに改めて修学計画と研究計画を作成し、提出するこ

ととしている。

【分析結果とその根拠理由】

各研究科では、オリエンテーションやオフィスアワー等による履修指導や履修相談、少人数授業や研究指導、各学年の初めの履修計画と研究計画の作成などを通じて、学生の主体的な学習を促しており、単位の実質化への配慮がなされている。

観点 5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点到に係る状況】

教育学研究科（修士課程）では、講義、演習、実習、修士論文・課題研究の指導研究、フィールド研究等をバランスがとれるよう組み合わせており、ほとんどの授業が 10 人以下の少人数で行われており、きめ細かな学習指導、研究指導が行われている。学校教育専攻を例にとると、「教育課程特論」「教育課程特論演習」「教師教育特講」「教師教育論演習」というように、基本的に講義と演習が組み合わされている。このことは他専攻においても同様である。各専攻のフィールド研究は、実際の教育現場を視野に入れたものであり、理論研究と教育実践を有機的に結びつけることを意図している。

連合学校教育学研究科では、1つの授業あたり多くて数名でほとんどの場合は1名の少人数で行われている。そのため、教育・研究は対話と討論形式で進められることが多い。また、フィールド研究あるいは資料収集・調査が必要に応じて行われている。

【分析結果とその根拠理由】

教育学研究科（修士課程）では、講義・演習・実習・修士論文・課題研究の指導研究、フィールド研究等がとれるよう組み合わせている。また、各研究科とも、ほとんど授業が少人数で行われ、少人数によるきめ細かな教育指導、研究指導が行われており、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされている。

観点 5-5-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到に係る状況】

教育学研究科（修士課程）の全授業科目について、学士課程と共通の項目で構成したシラバスを作成している。シラバスは、オリエンテーション時に説明し、ウェブを通じて学内外において検索・参照でき、学生の履修に活用されている（別添資料 5-5-②-1）。

連合学校教育学研究科の全授業科目について、「授業科目の概要」「講義の概要」を記した開設授業科目とその概要を作成し、学期初めのオリエンテーションにおいて全学生に配付し説明をしている（別添資料 5-5-②-2、別添資料 5-5-②-3）。学生は、当該概要を活用して履修計画を立てている。ただし、各授業は、博士課程での高度に専門的な研究・教育の指導を実践するため、開設する講義・演習等は、学生の研究テーマに即した内容となる。そのため、各授業の初回にて学生と相談の上、授業内容を決定している。

別添資料 5-5-②-1 教育学研究科（修士課程）シラバス検索

URL : <https://tgulc.u-gakugei.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on>

別添資料 5-5-②-2 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）開設授業科目・講義題目とその概要

別添資料 5-5-②-3 連合学校教育学研究科 教育課程及び履修方法

URL : <http://www.u-gakugei.ac.jp/~graduate/rengou/taisei/risyu.html>

【分析結果とその根拠理由】

教育学研究科（修士課程）においては、教育学部と共通の項目で構成したシラバスを作成し、学生はウェブを通じて、学内外から参照し、活用している。連合学校教育学研究科においては、オリエンテーション時に「授業科目の概要」「講義の概要」を記した開設授業科目とその概要を全学生に配布し、初回授業時に詳細な授業内容を決定していく。

観点 5-5-③： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

教育学研究科（修士課程）では、昼夜開講制を導入し、夜間の6時限目（18:00～19:30）と7時限目（19:40～21:10）に多くの授業を実施している。平成21年度の総授業枠数920枠のうち夜間（6・7時限目）に開講されたのは344枠であり、総授業枠数の37.4%が夜間に開講されている。さらに、教育実践開発科目群の共通選択必修科目は原則6・7時限に開講している。その他の授業科目についても夜間の開講数（平成21年度289枠開設）を増やすとともに、集中講義を実施することで、多様な学生のニーズに応えられるよう配慮している。また、秋学期授業開始前に「秋季特別授業期間」を設け、現職教員等の履修の機会が増えるよう対応している。

【分析結果とその根拠理由】

夜間の6・7限に多くの授業を実施しており、共通選択必修科目も原則6・7限に開講している。また多くの科目についても夜間の開講を増やすなど、多様な学生のニーズに配慮している。

観点 5-5-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし。

観点 5-6-①： 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

【観点に係る状況】

教育学研究科（修士課程）では、入学後に指導教員を決定し、1年次からほぼ全在学期間、論文指導に関わつ

ており、各専攻分野でのより深い研究・実践のための指導が行われている（資料5-6-①-A）。平成20年度からは、年度当初に、学生が履修計画及び研究計画を、指導教員が指導計画を作成することで、指導体制の充実を図っている。1年次末にその年の成果と課題を確認し、2年次初めに改めて修学計画と研究計画を作成し、提出することとしている。学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「課題研究の成果」という。）については、教育の実践やその基礎にかかる研究について作成することを原則とするなど、主指導教員の指導のもと1年次の10月末（10月入学者は翌年の4月末）までに学位論文又は課題研究の成果の題目を定めることとしている（資料5-6-①-B）

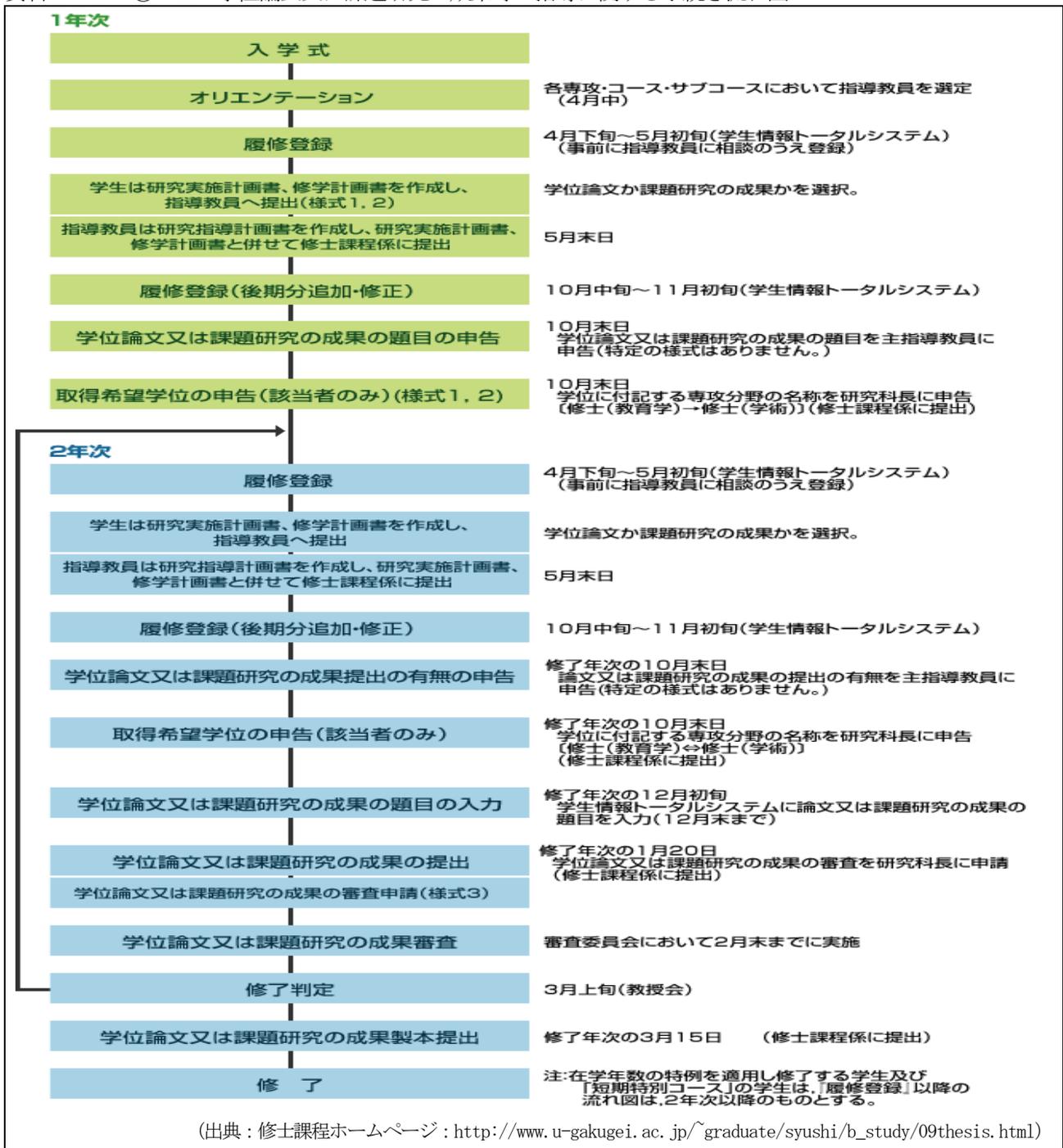
連合学校教育学研究科では、「広域科学としての教科教育学」の創造・発展を図り、この新しい科学の研究者の育成と、それを通じての今日の学校教育が抱えている課題の解決を目指す研究・教育を行うため、原則として教科教育学・教育科学・教科専門科学の3分野から1名ずつ、計3名の複数大学から選ばれた教員が研究指導を行っている（資料5-6-①-C）。学生が研究実施計画を、指導教員が研究指導計画を作成し、指導方針等を確認している。また、毎年度末に研究経過報告を受けて、研究指導を密に行っている（資料5-6-①-D）。学位論文にかかる指導は、主・副の3名の指導教員が当たり、計画的に行われ、講座ごとに中間発表や博士論文の作成「見極め」の研究会を行っている。また、年1回、博士課程全体の行事として合同ゼミナール及び研究討論会を開催し、1・2年生全員に研究成果を発表させている（別添資料5-6-①-1、別添資料5-6-①-2）。合同ゼミナールにおいては、学位取得者（連合学校教育学研究科修了生）による学位論文執筆経験談及び院生の集いを実施している。これらの取り組みにより、研究が計画的に展開するよう指導している。

資料5-6-①-A 東京学芸大学大学院学則（抜粋）

（指導教員）

第13条 研究科長は、学生の入学後、当該学生の指導教員を決定する。

資料5-6-①-B 学位論文又は課題研究の成果等の指導に関する手続き流れ図



資料5-6-①-C 指導教員体制

1 研究指導体制

本研究科の趣旨に基づいて、学生は入学後に3名の指導教員の指導の下で研究を行うこととなります。

主指導教員は、入学者選抜可否判定時に決定します。他の2名の副指導教員は、入学決定後、主指導教員の指導の下に、各自の研究計画等に基づき、研究科所属教員の教育研究分野等を記載した一覧表の中から候補者を選ぶこととなります。連合学校教育学研究科委員会は、この希望に基づいてそれぞれ2名の副指導教員を決定します。

学生は主指導教員の所属する大学に籍を置き、主としてその大学において開設される講義・演習等を受講し、研究指導を受けます。同時に、各大学において開設されるすべての講義・演習等の中から、自己の主として研究を行う大学以外において開設される講義・演習等を受講することができます。また、随時、他大学に所属する副指導教員の指導も受けることとなります。

(出典：連合学校教育学研究科(博士課程)履修便覧2010)

資料 5-6-①-D 学位論文審査

<p>6 学位論文審査</p> <p>学位論文等の提出</p> <p>次の書類を最終年次の12月10日（12月10日が土曜日、日曜日、祝日である場合は、直前の金曜日）までに提出するものとします。ただし、標準修業年限を超えて在学している者で、9月修了を希望する者は5月10日（5月10日が土曜日、日曜日、祝日である場合は、直前の金曜日）までに提出するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学位申請書 1部 2 論文目録 1部 3 学位論文 正1・副5部 4 学位論文要旨 [和文2000字又は英文1200語程度] 11部 5 履歴書 1部 6 その他必要と認めるもの 1部 <p>（1～5様式については、HPの様式集からダウンロード出来ます）</p> <p>審査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 論文審査 2 公開論文発表会 3 最終試験 <p>7 研究実施計画等の提出</p> <p>博士課程の目的は、自立した研究能力の育成にあり、博士課程を修了するためには、所定の単位の履修にとどまらず、学位論文を提出してその審査を受けることが要件になります。そして、このためには円滑に課程博士の学位の授与が行われるよう、学生一人一人の適切な研究実施計画とそれに対応した研究指導計画が重要になります。</p> <p>そこで、毎年別添様式の「研究実施計画」及び「研究指導計画書」を5月15日までに提出することを求めています。</p> <p>また、毎年度3月にその年度の研究の進捗状況を別添様式の「研究経過報告書」により報告することを求めています。</p> <p>なお、様式は「大学院⇒博士課程⇒様式集」よりダウンロードが可能です。</p> <p style="text-align: right;">（出典：連合学校教育学研究科（博士課程）履修便覧2010）</p>

別添資料 5-6-①-1 平成22年度東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科 合同ゼミナール実施要項

URL : http://www.u-gakugei.ac.jp/~graduate/rengou/zaigaku/gyouji/seminar_ws_h22.html

別添資料 5-6-①-2 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科 第6回研究討論会

URL : http://www.u-gakugei.ac.jp/~graduate/rengou/zaigaku/gyouji/kenkyu_h21.html

【分析結果とその根拠理由】

各研究科では、指導教員の指導のもと、研究計画及び指導計画を作成するとともに、年度末には研究経過を報告し、研究指導を密に行うなど、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われている。

観点 5-6-②： 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

【観点に係る状況】

教育学研究科（修士課程）については、学生が入学してから1月以内に学生の所属する専攻・コース（サブコース）の研究科担当教員のうちから主指導教員1名を選定する。また、必要に応じて副指導教員を選定することができる。平成20年度から、主指導教員は、学生が作成した修学計画書及び研究実施計画書に基づき、研究指導計画を作成し、指定された期間内に修学計画書及び研究実施計画書を提出している。この計画に基づき、履修指導、研究指導を担当し、研究テーマ、学位論文指導を行っている。また、修士課程学生をTAとして採用し、教育指導能力の育成の機会としている。

連合学校教育学研究科については、複数の教員による研究指導体制を採っており、研究テーマの設定に当っては主指導教員（1名）、副指導教員（2名）と学生との間で検討し、決定している。また、RAとしての活動を通し

て得られた成果について主指導教員を通じて報告書として提出させ、研究能力の育成を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

各研究科では、指導教員の指導のもと、研究計画及び指導計画を作成するとともに、研究テーマを設定している。また、大学院生を TA または RA として採用し、それらの活動を通して、教育指導能力・研究能力の育成を図っている。これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組を行っている。

観点 5-7-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点到に係る状況】

教育学研究科（修士課程）の成績評価基準については、教育学研究科（修士課程）カリキュラム実施細則に規定され、A、B、C、D及びF又は失格の5段階評価とし、AからDを合格としている。また、各授業科目における成績評価の方法はシラバスに明記し、学生に周知している。修了要件及び履修基準については、大学院学則及び教育学研究科規程に規定され、原則として2年以上在学し、専攻ごとに定める修了認定基準（30単位）を修得し、学位論文又は課題研究の審査及び最終試験に合格とした者について、学系教授会の教育学研究科運営委員会の議を経て、学長が修了認定を行うこととしている。これらの成績評価基準、修了要件及び履修基準は、入学時に学生全員に配布する履修便覧に明記し、新入生オリエンテーションにおいても学生に周知している（資料5-7-①-A）。

連合学校教育学研究科の成績評価基準については、評価基準で定め、A・B・C・D及び失の5段階評価とし、AからCを合格としている。修了要件及び履修基準については、大学院学則及び連合学校教育学研究科規程に規定され、3年以上在学し、所定の単位（20単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導等を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者について、連合学校教育学研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定することとしている。これらの評価基準、修了要件及び履修基準は、入学時に全学生に配布する学生便覧に明記し、オリエンテーションにおいても学生に周知している（資料5-7-①-B）。

資料5-7-①-A 教育学研究科（修士課程）修了要件と履修基準

2. 修了要件と履修基準

(1) 修了要件

教育学研究科修士課程を修了するには、【1】原則として2年（短期特別コースは1年、長期履修学生は3年又は4年）以上在学し、【2】その所属する専攻及び関連する他の専攻の授業科目について、各専攻によって定められている履修基準と指導教員の指導の下に、30単位以上を修得し、【3】在学中に修士論文または課題研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければなりません。

なお、修士課程の修了要件や専修免許状に係わる修得単位数に含めることはできませんが、指導教員が教育研究上必要と認める場合に限り、年間14単位までの範囲で学部において開設される授業科目を聴講することができます。聴講を希望する者は、指導教員の指導により所定の手続きを行ってください。

(2) 履修基準

修士課程の学生は、所属する専攻及び関連する他の専攻の授業科目について、指導教員の指導により、下表の履修基準に基づき、30単位以上を修得しなければなりません。

	専攻	全専攻
科目群等		
教育実践開発科目群のうち共通選択必修科目		4単位以上

教育実践研究法科目群	特別研究	4 単位以上
	特別研究以外の科目	6 単位以上
教育内容基礎研究科目群		0 単位以上
合 計		30 単位

(略)

(各専攻の履修基準)**学校教育専攻**

ア. 学校教育コース: 学校教育専攻のうち学校教育コースに所属する学生は、教育実践開発科目群の共通選択必修科目である現代教育実践の課題 (A 欄)、教育実践論演習 (B 欄) から 4 単位、その所属するコースが開設する教育実践研究法科目群の学校教育フィールド研究、国際教育実践研究法、教育思想研究法、生徒指導研究法、教育制度論研究法、教育社会学研究法、日本教育史研究法、西洋教育史研究法から 6 単位、特別研究 I、II の 4 単位を含めて、その所属する専攻及び関連する他の専攻の授業科目について、指導教員の指導により 30 単位以上を修得しなければならない。

イ. 幼児教育コース: 学校教育専攻のうち幼児教育コースに所属する学生は、教育実践開発科目群の共通選択必修科目である現代教育実践の課題 (A 欄)、教育実践論演習 (B 欄) から 4 単位、その所属するコースが開設する教育実践研究法科目群の幼児教育フィールド研究、幼児教育研究法、幼児音楽表現研究、保育内容「健康」基礎研究法から 6 単位、特別研究 I、II の 4 単位を含めて、その所属する専攻及び関連する他の専攻の授業科目について、指導教員の指導により 30 単位以上を修得しなければならない。

(略)

6. 成績評価の方法

- (1) 成績評価は、学期末に行い、在学生への成績通知は次学期始めに行います。
- (2) 標語及び配点基準: 成績に関する標語及び配点基準は、次表のとおりとします。

標語	区分	内容
A・B・C・D	合格	高点順に A・B・C・D に区分する。
F	不合格	試験等の成績が不合格と判定されたもの。
失	失格	出席時数が 3 分の 2 に満たない者又は途中で授業を放棄した者 (試験の無断欠席を含む。)
N (R)	認定	大学院学則第 31 条の規定による単位の認定
N (G)		大学院学則第 16 条の規定による他の大学において修得した単位の認定
N (K)		大学院学則第 17 条の規定による入学前の既修得単位の認定

評価	配転基準
A	100～90
B	89～80
C	79～70
D	69～60
F	59以下

(出典:平成22年度教育学研究科(修士課程)履修便覧)

資料 5-7-①-B 連合学校教育学研究科(博士課程)修了の要件、成績評価**4 修了の要件**

本研究科では、学生への専門的研究の指導を行うとともに多数の授業科目を開設して、学生に選択履修を求めます。課程の修了のためには3年以上在学し、指導教員の指導の下に20単位以上を選択して修得し、博士論文の審査及び論文の内容や専門分野に関する口述ないし筆記試験に合格することを要件とします。

標準修業年限は3年ですが、特に成績優秀な者に対しては、在学期間を1年間短縮することができます。

(略)

9 成績評価

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における成績評価の取扱いについては、次の通りとする。

標語	区分	内容
A・B・C	合格	試験等の成績が、合格と判定された者(高点順に A・B・C に区分する。)
D	不合格	試験等の成績が、不合格と判定された者

失	失 格	出席時数が3分の2に満たない者，途中で授業を放棄した者等	
標 語 基 準			
A	100点～80点	C	69点～60点
B	79点～70点	D	59点以下

(出典：学生便覧 2010 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科 (博士課程))

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準や修了認定基準については、履修便覧や学生便覧に明記し、オリエンテーションにおいても周知している。これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定を適切に実施している。

観点 5-7-②： 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

教育学研究科（修士課程）における学位論文又は課題研究の成果（以下「学位論文等」という。）に係る審査は、「学位規程」及び「大学院教育学研究科学位論文審査又は特定の課題についての研究の成果審査手続等要領」に定め、学生生活の手引き及びホームページに掲載し、周知している。審査は、当該学生の指導教員を含めた3名以上の教員で構成する審査委員会を設置し、審査及び最終試験を実施している。審査結果等は、教授会に報告され、修士課程の修了の可否の議決を行っている。当該議決の結果は、学長に報告し、学長は報告に基づき、修了の認定を行っている（資料5-7-②-A、別添資料5-7-②-1）。

連合学校教育学研究科の学位論文に係る審査は、「学位規程」及び「連合学校教育学研究科における博士の学位取扱細則」に規定されている。さらに、学位論文を提出する際の条件について、連合学校教育学研究科における課程修了による博士の学位の取扱に関する申し合わせ等に規定し、それぞれの講座が定める学位論文提出時において求める研究業績についても規定している。これらの規程等は、学生便覧やホームページに掲載し、オリエンテーション時でも説明している。審査は、主査としての当該主指導教員又はこれに代わる教員1人、副査として主査の所属する講座の主任が選出した4人以上の教員で、構成大学のうち少なくとも3大学の所属教員から構成された審査委員会が審査に当たっている。審査結果は、連合学校教育学研究科委員会に報告され、学位の授与の可否の議決を行っている。当該議決の結果は学長に報告し、学長は報告に基づき、学位を授与すると決定した者に学位記を授与している（資料5-7-②-A、別添資料5-7-②-2～別添資料5-7-②-4）。

資料 5-7-②-A 東京学芸大学学位規程（抜粋）

<p>第3章 修士の学位 (略) (学位論文又は課題研究の成果の提出)</p> <p>第8条 大学院修士課程の学生は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果（この章において「課題研究の成果」という。）を教育学研究科長（この章において「研究科長」という。）に提出するものとする。</p> <p>2 前項の学位論文又は課題研究の成果は1編とし、必要に応じ、他の論文を参考として添付することができる。 (審査)</p> <p>第9条 研究科長は、前条の学位論文又は課題研究の成果の提出を受けたときは、速やかに教授会に当該学位論文又は課題研究の成果の審査を付託しなければならない。</p>
--

- 2 教授会は、前項の付託を受けたときは、当該学生の指導教員を含め3名以上で構成する審査委員会を設置し、当該学位論文又は課題研究の成果の審査及び最終試験を実施させるものとする。
- 3 前項の審査委員会には、指導教員以外の研究科担当教員1名以上を含むものとする。
(最終試験)
- 第10条 最終試験は、学位論文又は課題研究の成果の審査に合格した者について、当該学位論文を中心として関連ある科目について、口述又は筆記により行うものとする。
(教授会への報告)
- 第11条 審査委員会は、学位論文又は課題研究の成果の審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその氏名及び学位論文又は課題研究の成果の審査結果の要旨並びに最終試験の結果を文書で教授会に報告しなければならない。
(修士課程の修了の議決)
- 第12条 教授会は、前条の報告に基づき、修士課程の修了の可否を議決する。
- 2 前項の議決において、修士課程の修了を可とする議決は、当該議決権を有する出席者の3分の2以上の賛成がなければ行うことができない。
(審査結果等の報告)
- 第13条 教授会は、前条の規定により修士課程の修了の可否を議決したときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。
(修士課程の修了の認定)
- 第14条 学長は、前条の報告に基づき、修士課程の修了の認定を行う。
(略)
- 第4章 博士の学位
(博士の学位授与の要件)
(略)
(在学者の学位論文の提出)
- 第19条 大学院博士課程の学生は、学位論文を連合学校教育学研究科長（以下この章において「研究科長」という。）に提出するものとする。
- 2 前項の学位論文は1編とし、必要に応じ、他の論文を参考として添付することができる。
- 3 研究科長は、審査のため必要があるときは、学位論文の訳文又は関係資料を提出させることができる。
(略)
(審査の付託)
- 第22条 研究科長は、第19条の規定による学位論文を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託しなければならない。
- 2 学長は、第20条の規定による学位論文の提出があったときは、研究科長にその審査を付託するものとする。この場合、研究科長はその審査を研究科委員会に付託しなければならない。
(審査委員会の設置)
- 第23条 研究科委員会は、学位論文の審査を付託されたときは、第4項に規定する主査の所属する大学の連合学校教育学研究科運営委員会（この章において「研究科運営委員会」という。）の議を経て、学位論文審査申請者ごとに、速やかに審査委員を選出し、審査委員会を設置する。
- 2 前条第1項に基づいて付託された場合の審査委員会は、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成8年規程第7号）第8条第4項に基づいて決定された指導教員を含め、連合学校教育学研究科の構成大学（以下「構成大学」という。）のうち少なくとも3大学の研究科所属教員を含む5名以上で構成するものとする。
- 3 前条第2項に基づいて付託された場合の審査委員会は、論文にかかわる専門分野の属する講座に所属する教員（主指導教員資格者を含む。）に、教育科学講座群の中の講座に所属する教員及び教科領域講座群の中の講座に所属する教員を加えた5名以上で構成するものとする。また、この5名には、構成大学のうち少なくとも3大学の研究科所属教員を含むものとする。
- 4 審査委員会に主査を置く。主査は、第2項の場合には主指導教員又はこれに代わる者として研究科委員会において認められた者、第3項の場合には論文にかかわる専攻分野の属する講座に所属する主指導教員資格者のうちの1名とする。
- 5 審査委員会は、学位論文審査のため必要と認めた場合は、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。
(学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認)
- 第24条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行うものとする。
- 2 第19条の規定により申請のあった者に対する最終試験は、学位論文を中心として、関連ある科目又は専門分野等について、口述又は筆記により行うものとする。
- 3 第20条の規定により申請のあった者に対する学力の確認は、学位論文に関連ある科目、専攻分野及び外国語について口述又は筆記により行うものとする。
- 4 審査委員会は、前項の規定にかかわらず、学位の授与を申請した者の経歴及び学位論文以外の業績を審査して学力の確認の全部又は一部を行う必要がないと認めるときは、研究科委員会の承認を経てその全部又は一部を省略することができる。
(審査期間)
- 第25条 第19条の規定により申請のあった者の学位論文の審査及び最終試験は、申請者の在学中に終了するものとする。
- 2 第20条の規定により申請のあった者の学位論文の審査及び学力の確認は、学位論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由のある場合は、研究科委員会の議を経てその期間を延長することができる。
(審査結果の研究科運営委員会への報告)

<p>第26条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、学位論文の内容の要旨、審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を添え、主査の所属する大学の研究科運営委員会に文書で報告しなければならない。</p> <p>2 審査委員会は、学位論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、最終試験又は学力の確認を行わないことができる。この場合には、審査委員会は、前項の規定にかかわらず、最終試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨を添付することを要しない。</p> <p>(研究科運営委員会の審議)</p> <p>第27条 研究科運営委員会は、前条の報告に基づき、学位の授与の可否を議決する。</p> <p>2 第12条第2項の規定は、前項の場合に準用する。</p> <p>(研究科委員会への報告)</p> <p>第28条 研究科運営委員会委員長は、前条の規定により学位授与の可否を議決したときは、審査委員会の報告に研究科運営委員会の審議の結果を添えて、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。</p> <p>(研究科委員会における審議)</p> <p>第29条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を議決する。</p> <p>2 第12条第2項の規定は、前項の場合に準用する。</p> <p>(審議結果の学長への報告)</p> <p>第30条 研究科長は、前条の規定により学位授与の可否を議決したときは、その結果を文書をもって学長に報告しなければならない。</p> <p>(学位の授与)</p> <p>第31条 学長は、前条の報告に基づき、学位を授与すると決定した者には学位記(別紙様式Ⅲ又はⅣ)を交付し、学位を授与できないと決定した者にはその旨を通知するものとする。</p>

別添資料5-7-②-1	東京学芸大学大学院教育学研究科学位論文又は特定の課題についての研究の成果審査手続等要領 URL: http://www.u-gakugei.ac.jp/~graduate/syushi/j_student/data/02_11_01.pdf
別添資料5-7-②-2	東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における博士の学位の取扱細則 URL: http://www.u-gakugei.ac.jp/~graduate/rengou/zaigaku/kitei/data/kitei03.pdf
別添資料5-7-②-3	東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における課程修了による博士の学位の取扱に関する申し合わせ URL: http://www.u-gakugei.ac.jp/~graduate/rengou/zaigaku/kitei/data/kitei04.pdf
別添資料5-7-②-4	課程修了による博士の学位論文審査申請時において求める研究業績について URL: http://www.u-gakugei.ac.jp/~graduate/rengou/gakui/data/katei_gyouseki_H22.pdf

【分析結果とその根拠理由】

学位論文に係る審査等について、学位規程等に定め、ホームページ等に掲載し、オリエンテーションで説明し、周知を図っている。審査委員会を組織し、適切な審査体制により審査を行っている。

観点5-7-③: 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

教育学研究科(修士課程)においては、「成績評価に関する学生の異議申立ての方法及び期限について」を定め、連合学校教育学研究科においては、「東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における成績評価に関する学生の異議申立ての方法及び期限について」を定め、成績評価の正確性を担保している。異議申立ての方法等については、学生生活の手引、学生便覧及びホームページに掲載し学生に周知を図っている(資料5-3-②-A、資料5-7-③-A)。

資料5-7-③-A 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における成績評価に関する学生の異議申立ての方法及び期限について

<p>1. 博士課程学生の成績(修了年度の成績を除く)</p> <p>(1) 成績通知表の配布を開始する。(年度始めオリエンテーション時)</p> <p>(2) 学生は、成績評価に疑問・質問がある場合は、配布開始日を含めて10日以内に東京学芸大学学務課博士課程係「以下「博</p>
--

士課程係」という。)に成績に関する問合せ「様式1」を提出する。

- (3) 博士課程係は、受理後速やかに授業担当教員へ当該学生から提出された成績に関する問合せ「様式1」を送付する。
- (4) 授業担当教員は、指定された期日までに博士課程係へ成績に関する問合せ「様式1」により回答する。なお、成績の訂正がある場合は、成績評価訂正届「様式2」を博士課程係へ提出する。
- (5) 原則として、授業開始後3週間以内に、博士課程係は当該学生へ成績に関する問合せの回答を通知する。

2. 博士課程学生の修了年度（学位論文提出者）の成績

- (1) 成績通知表を学位論文審査が終了する1ヶ月前までに配達記録にて送付する。
- (2) 学生は、成績評価に疑問・質問がある場合、送付日を含めて1週間以内に博士課程係に成績に関する問合せ「様式1」を提出する。
- (3) 博士課程係は、当該学生から提出された成績に関する問合せ「様式1」を授業担当教員へ送付する。
- (4) 授業担当教員は、指定された期日までに博士課程係へ成績に関する問合せ「様式1」を提出する。なお、成績の訂正がある場合は、成績評価訂正届「様式2」を博士課程係へ提出する。
- (5) 博士課程係は、授業担当教員から回答があり次第、速やかに学生へ成績に関する問合せの回答を通知する。(※1)

※1 学位論文の審査が終了するまでに学生への回答を通知する必要があるため。

【分析結果とその根拠理由】

学生からの成績評価に関する異議申立て及び期限についての規定を整備し、成績評価の正確性を担保している。異議申立ての方法等については、学生生活の手引等に掲載し、学生への周知を図っている。

＜専門職学位課程＞

観点 5-8-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到に係る状況】

教職大学院では、教育活動を「プロデュース（創成）する」という①学校内外の協働とプロデュースのサイクル<課題（再）発見－開発－運用－点検評価>を実際に体験できるようなプログラム、②フィールドワーク、ワークショップ、ロールプレイング、ケース・スタディ、ケース・カンファレンス、キャリアカウンセリング等のアクティブな学習スタイルを大胆に取り入れた教育方法、というような2つの基本的視点に立って、教育課程の大枠を編成している。

具体的な教育課程は、設置の要件となる5領域を踏まえた必修の共通科目と、社会の変化に伴って対応すべき現代的課題に応じた選択科目A、普遍的かつ常に改善を図っていくべき教育課題に応じた選択科目Bと実習科目及び課題研究科目から構成している。講義科目では教員としての実践的指導力を培う基礎となる5領域・7科目の必修教科の上に、理論と実践の往還を意識し学校現場における教育課題を積極的に取り上げる科目を配置している。実習については、ほぼ2年間にわたる期間を通して、学校の教育活動全体について総合的に体験し、省察する機会として設けられている。また、課題研究は学修の総まとめ的な位置にあり、学生自身が学校現場から問題意識や課題を立ち上げ、その課題の解決を試みる授業科目であり、理論的色彩が強い講義科目と実習とをつなぎ、理論と実践の往還を保証する接合点に位置している（資料5-8-①-A）。

資料 5-8-①-A 履修基準等

4. 履修基準等

(1) 「共通科目」「選択科目」「課題研究科目」「実習科目」の4つの科目群から、指導教員の指導のもとに、履修する科目と時期を決定します。

共通科目	(7科目全科目必修)	20単位
選択科目	選択科目A (6科目から2科目選択必修)	4単位
	選択科目B (13科目から3科目選択必修)	6単位
課題研究科目	課題研究 (I、II) (必修)	6単位
実習科目	実習 I (ストレートマスター)、IV (現職教員)	3単位
	実習 II (ストレートマスター)、III (現職教員)	7単位
計		46単位

(2) 現職教員の教育方法の特例

- ・ 標準年限2年のうち、前半の1年次はフルタイムで修学し、課程修了に必要な46単位のうちなるべく多くの単位を修得する。
- ・ 後半の2年次は、在職校に復帰し、勤務を続けながら夜間等において残りの単位を修得する。

(出典：平成22年度教職大学院履修便覧)

【分析結果とその根拠理由】

教職大学院の教育課程は、共通科目、選択科目、実習科目及び課題研究科目からなり、体系的に編成されている。講義科目は、教員としての実践的指導力を培う基礎となる5領域・7科目の必修教科の上に、理論と実践の往還を意識し学校現場における教育課題を積極的に取り上げる科目を配置するなど、教育課程の編成の趣旨に沿っている。

観点 5-8-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点到係る状況】

教職大学院は教員の養成に特化しているが、実践的指導力の育成に重点を置く教育課程を編成している。必修科目については、東京都教育委員会との協定により、その3割程度を東京都の提示する「共通カリキュラム」の内容を含むように構成している。また、選択科目A及びBの各教科も学校の具体的課題に対応した授業内容になっている。

研究者教員はそれぞれ専門に対応した授業科目を開設しており、大学院としての学術研究の成果を踏まえた授業内容となっている。また実務家教員もそれぞれの実践的研究及び実務家としての専門的経験に基づく授業内容を構成している。

教育実習は、学部新卒者（ストレートマスター）の場合、本人の課題研究のテーマと連携協力校の研究課題ができる限りマッチするように配慮している。現職教員の実習は課題達成実習が主であり、所属校等の課題に対応した研究を進めることができる仕組みをとっている。

さらに、課題研究は、理論と実践の往還を保証する接合点に位置するとともに、実践的指導力の形成過程を確かめ、進捗状況・課題を把握し、それらを基に修正プランを作成するベースキャンプに位置するものであり、様々な選択科目を用意してもカバーしきれない学生のニーズに柔軟に答えるために設定したいいわゆるオンデマンド型の科目でもある。また、平成20年度「文部科学省専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム（専門職GP）」に「実践的指導力育成を保証する評価指標の開発」が採択され、教育実践力の向上に関してリーダーシップと授業力及び現代の教育課題の解決力などに関して、その評価基準の開発と、教育プログラムの効果などに関して研究開発を行っており、その成果を適宜、各授業、実習、課題研究に反映させ、より効果的な教育プログラム開発を継続してきている（別添資料5-8-②-1）。

別添資料5-8-②-1 平成20年度 文部科学省専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム
「実践的指導力育成を保証する評価指標の開発」
URL： <https://www.u-gakugei.ac.jp/~kyo-gp/index.html>

【分析結果とその根拠理由】

教職大学院では、学問分野・職業分野の特徴等を踏まえ、教育課程の編成の趣旨に沿った授業科目を配置していることから、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮している。

観点 5-8-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

学生が各年次にわたって適切に履修するために、履修登録単位数の上限を、年間37単位、1年履修プログラム履修生（現職教員）は、41単位と定めている（資料5-8-③-A）。

また、授業日を月曜日から水曜日までとし、木・金曜日は教育実習及び授業時間外の学習時間の確保に充てている。

課題研究では、キャリアポートフォリオを作成することとし、時期を定めて教員と学生とが話し合いながらルー

ブリック評価を行い、年間を通した学生の学習の履歴を見ながら指導する仕組みをとっている（別添資料5-8-③-1）。

資料5-8-③-A 履修登録単位数の上限

5. 履修登録単位数の上限

年間の履修登録単位数の上限は37単位です。ただし、1年履修プログラム履修生は41単位です。

(出典：平成22年度教職大学院履修便覧)

別添資料5-8-③-1 課題研究ハンドブック pp.1-64

【分析結果とその根拠理由】

履修登録単位数の上限設定、授業時間外の学習時間の確保、ルーブリック評価の実施など、学生の主体的な学習を促しており、単位の実質化への配慮がなされている。

観点5-9-①： 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

【観点に係る状況】

教職大学院では、東京都教育委員会との協定に基づき、必修科目20単位中に、東京都教育委員会の求める共通カリキュラムの内容を3割程度含めている。「東京都教育委員会と教職大学院との連携にかかわる協議会」による評価を実施し、適正実施を確認している。

また、教育実習においては、学部新卒者（ストレートマスター）の場合、ほぼ2年間にわたって学校現場で実習を行い、実習指導教員と各学校の校長・教員との協議を通して、学生の実践的な指導力の育成を図る仕組みをとっており、新人教員となったときに、教育現場の即戦力として動けるような体験と、実習指導教員との省察を通して、教育現場に貢献しうる人材を育成しようと試みている。

さらに、課題研究では、現職教員の場合、所属校等の具体的問題から課題を立ち上げ、その解決を図る科目としており、他の学校にもその成果が還元できるような成果物の作成に取り組んでいる。また、いずれの課題研究も学校の課題に応える内容を取り上げるようルーブリック評価において「実践性」「現代の教育課題」などの観点を強調し、その方向の研究の中で課題解決力に優れた教員を育成しようと試みている。学部新卒者（ストレートマスター）も狭く、自身の興味関心のみならず、それが、教育現場にどのように反映されるのかを意識化させる上で、ルーブリック評価が学習過程の中で適宜行われ、教育現場に即した研究を行えるようにし、教育現場で新たな課題が生じたときにも、即応できる実践力が育まれるようにしている。

【分析結果とその根拠理由】

講義科目、教育実習、課題研究のいずれにおいても、学校現場及び教育委員会の期待に応える内容及び仕組みとなっている。

観点5-10-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

授業内容は、すべての科目で、実践と理論との往還を意識した授業を行い、常に学校現場における教育課題を積極的に取り上げている。たとえば、「カリキュラム開発の方法」では、学校現場のカリキュラム調査のためのフィールドワークの実施、先進的な事例や理論を学んだうえでの現代的な教育課題に関するカリキュラムの開発、模擬授業の実践を行った上での開発したカリキュラムの検討を行っている。

授業方法は、教育課題の解決を図る条件・方法を探る事例研究やワークショップ、実地に調査・試行を行いその成果を発表・討議するフィールドワーク等の、適切な方法によって行われている。また、双方向、多方向に行われる討論もしくは質疑応答、その他の適切な方法により授業を行うなどの配慮がなされている。

学校等における実習では、教育課程、教科指導、学級経営、学校経営、生徒指導、進路指導などをはじめ、学校の教育活動全体について総合的に体験し、省察する機会が設けられている。学生と連携協力校に配布した「教職大学院実習実施ガイド」により、学校の教育活動全体について総合的な実習が展開できるように配慮している（別添資料5-10-①-1）。

別添資料5-10-①-1 平成21年度教職大学院実習実施ガイド

【分析結果とその根拠理由】

教育における専門性と専門職業におけるスキルの獲得につながるように科目を編成するとともに、それぞれの教育内容にふさわしい授業形態の採用と学習指導法の工夫がなされている。

観点5-10-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

教職大学院の全授業科目について、教育課程の編成の趣旨に沿って1年間の授業計画、授業の内容・方法、単位認定の仕方等が明記された適切なシラバスを履修便覧に明記するとともに、教育学部と共通の項目のシラバスをウェブを通じて、検索・参照でき、学生の履修に活用されている（別添資料5-10-②-1）。

別添資料5-10-②-1 教職大学院シラバス検索

URL : <https://tgulc.u-gakugei.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on>

【分析結果とその根拠理由】

教職大学院では、教育目的を踏まえて、教育分野で必須とされる項目を盛り込んだシラバスを作成し、履修便覧に明記するとともに、ウェブに掲載し、学生に活用されている。

観点5-10-③： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし。

観点 5-10-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし。

観点 5-11-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

教職大学院の成績評価基準については、「教育学研究科（教職大学院の課程）カリキュラム実施細則」に規定され、A、B、C、D及びF又は失格の5段階評価とし、AからDを合格としている（資料5-11-①-A）。各授業科目における成績評価の方法はシラバスに明記し、学生に周知している。また、教育実習については、「教職大学院実習実施ガイド」「実習実施報告」に成績報告書様式及び自己評価票を掲載している（別添資料5-10-①-1、別添資料5-11-①-1）。さらに、課題研究については、指導の過程の中でルーブリックを作成し、学生に提示するとともに、研究報告書と研究成果物、キャリアポートフォリオ及び成果発表会におけるルーブリック評価をもとに評価する旨、周知し実施している（資料5-8-③-1）。修了要件及び履修基準については、大学院学則及び教育学研究科規程に規定され、2年（1年履修プログラムによる履修者は1年）以上在学し、修了認定基準（46単位）以上を修得した者について、学系教授会の教育学研究科運営委員会の議を経て、学長が修了認定を行うこととしている。これらの成績評価基準、修了要件及び履修基準は、入学時に学生全員に配布する履修便覧に明記し、新入生オリエンテーションにおいても学生に周知している（資料5-11-①-B）。

資料5-11-①-A 教職大学院 成績評価の方法

9. 成績評価の方法

(1) 成績評価は、学期末に行い、学生への成績通知は次学期始めに行います。

(2) 標語及び配点基準

成績に関する標語及び配点基準は、次表のとおりです。

標語	区分	内容
A・B・C・D	合格	高点順にA・B・C・Dに区分する
F	不合格	試験等の成績が不合格と判定されたもの
失	失格	出席時数が3分の2に満たない者又は途中で授業を放棄した者（試験の無断欠席を含む）
追	追試験	傷病、災害等やむを得ない事情のために学期末又は学年末試験等を欠いた者 修了年次後学期の追試験
N	認定	大学院学則第31条の規定による留学生の認定単位 大学院学則第16条の規定による他の大学院において修得した単位の認定 大学院学則第17条の規定による入学前の既修得単位の認定 大学院学則第18条第2項の規定による修得したものとみなすことができる単位の認定

評価	配点基準
A	100～90

B	89～80
C	79～70
D	69～60
F	59以下

(出典：平成22年度教職大学院履修便覧)

資料 5-11-①-B 修了要件

3. 修了要件

2年(1年履修プログラムによる履修者は1年)以上在学し、「共通科目」20単位、「選択科目A」4単位、「選択科目B」6単位、「課題研究科目」6単位、「実習科目」10単位、計46単位以上の修得が必要です。

(修了単位修得の外に学位論文を提出する必要はありません。)

※1年履修プログラムとは、現職教員を対象とし、主として教育実践等の実務の経験を有することについて審査し、なおかつ、「実習Ⅲ」7単位を修得したものとみなすことを認めた者に対するプログラムです。

(出典：平成22年度教職大学院履修便覧)

別添資料 5-11-①-1 教職大学院平成21年度実習実施報告

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準や修了認定基準については、履修便覧に明記し、オリエンテーションにおいても周知している。これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定を適切に実施している。

観点 5-11-②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。**【観点に係る状況】**

成績評価基準や修了認定基準に従い、成績評価、単位認定、修了認定は適切に実施している。また、平成20年度文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム(専門職GP)」に「実践的指導力育成を保證する評価指標の開発」が採択され、教職大学院において、学校現場での課題解決をねらいとする授業科目「課題研究」を取り上げ、学生の実践的指導力を育成するための評価指標の開発と学生指导向けのハンドブックの作成などにより、教職大学院カリキュラム全体に関する質保証を図っている。異議申立ての方法等については、「成績評価の問合せ：成績開示開始日から10日以内」とし、成績開示開始日の通知を掲示板に出しており、そこにも問合せ期間を明記して、学生に周知を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

学生からの成績評価に関する異議申立てにより、成績評価の正確性を担保している。異議申立ての方法等については、掲示板に掲示し、学生への周知を図っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点**【優れた点】**

- 教育学部の選修・専攻別に履修モデルを、また、教育学研究科(修士課程)の学校教員の養成用と現職教員用の履修モデルを作成して「スタディガイド」又は「履修便覧」に掲載し、学生の効果的な授業選択・研究活

動の助けとしている。

- ・ 教育学部においては、平成 22 年度カリキュラム改訂に当たり、「教職入門」→「観察実習」→「事前事後指導」→「基礎実習」→「応用実習」→「研究実習」という第 1 学年から第 4 学年までの教育実習関連科目を教員養成の中核に位置づけ、かつ、学士課程の教員養成の仕上げとなる教職実践演習を第 4 学年秋学期に配置して全教員が関与して行う、実践的指導力の形成を重視した教員養成カリキュラムを整備した。
- ・ 平成 17 年度文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）」に「持続可能な社会づくりのための環境学習活動～多摩川バイオリージョンにおけるエコミュージアムの展開～」が採択され、「プロジェクト学習科目」「総合演習」において、地域の持続可能な社会づくりと関連づけながら、学生による地域調査や地域での教育実践活動として取り組んだ。
- ・ 平成 18 年度文部科学省「資質の高い教員養成推進プログラム（教員養成 GP）」に「教員養成メンタリング・システムの開発～幼稚園教員養成・教員研修の融合～」が採択され、長期にわたる教育プラクティスとメンタリングを通して、学生と現職教員が共に教育の今日的課題に対応する高度な力量を形成することのできるシステムの開発に取り組んだ。取組の成果は、「幼児心理学演習Ⅲ」に反映し、幼稚園のフィールドでメンタリングを受けることを通して、保育の過程に即した課題と今日的な課題への対処についての応用的な学習を行っている。
- ・ 平成 18 年度文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）」に「教員養成のためのモジュール型コア教材の開発～大学連携による臨床・実践・IT 領域 e-Learning 用教材の共同開発～」が採択され、現在の教育現場の様々なニーズに対応した内容を教えるのに役立つ教材を開発した。開発した教材の活用について、「情報社会と教育」などの授業で活用している。
- ・ 平成 19 年度文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム（専門職 GP）」に「確かな理科授業力のある小学校教員の養成」が採択され、理科を専攻しない学生のための実験・観察力の育成を重視した必修授業科目「理科研究」（3 年次）を行うとともに、「初等理科教育法」（2 年次必修）の内容を「理科研究」とのつながりを重視したものに改善し、小学校教員養成課程の学生が理科に対する苦手意識を持たなくなるようなカリキュラムとしている。
- ・ 平成 20 年度文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育 GP）」に「特別支援教育時代の教員養成システムの開発～客観的なアセスメントと指導計画の作成できる小中学校等の教員養成を目指して～」が採択され、特別支援教育を専門としない学生を主たる対象とし、特別支援教育について基本的な知識・技能を持てるようになるよう、授業と教育実習の充実・改善に取り組んでいる。教育系全学生の必修科目「障害児の発達と教育」（1 年次）において、アセスメントを実際に体験する授業や個別の指導計画の作成を体験する授業を取り入れるなどするとともに、特別支援教育の視点を持った教育実習の実現のため、附属学校での教育実習時に、各校の特別支援教育コーディネータからの特別支援教育に関する説明の実施とその充実（教材開発など）を図っている。
- ・ 平成 20 年度文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育 GP）」に「小学校教員養成のためのものづくり教育開発」が採択され、国内外の先行事例調査の結果等も活用しつつ、平成 22 年度開設の初等教育教員養成課程ものづくり教育選修のコアとなる科目のカリキュラムを作成している。
- ・ 平成 20 年度文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム（専門職 GP）」に「実践的指導力育成を保証する評価指標の開発」が採択され、教職大学院では、課題研究の成果、さらには学生の実践的指導力を評価するための指標の開発を行った。課題研究は、学校現場や自分の興味・関心から、解決すべき課題を設定し、その課題解決に向けてプランを作成し提案をするものであり、修了後に学校現場の様々な課題に立ち向かう力の育成を目指すものである。こうした実践的指導力の評価指標を明確にするとともに

に、今後の学生の指導に生かすための「課題研究ハンドブック」を作成し、教職大学院のカリキュラム全体に関する質保証を図っている。

- ・ 修士課程においては、主に現職教員である社会人学生が在籍していることから、専攻科目も可能な限り夜間（6・7限）に配置している。
- ・ 博士課程の大学院学生1名に対して、教育科学・教科教育学・教科専門科学の3分野から各1名、計3名の教員が、研究計画の立案から論文指導までを行っている。また、学位論文の中間発表や博士論文の作成「見極め」についても、先の3分野の複数の教員を中心に行い、さらに、学位論文審査についても、専門分野に偏ることなく、広域科学としての教科教育学に適しているかどうかを複数の教員の視点で審査している。これらの取り組みは、従来の専門性の枠を超えているという点で、これまでの博士課程の教育と異なっている。
- ・ 博士論文執筆に当たり、毎年度実施している合同ゼミナール（例年10月開催）時において、学位取得者（連合学校教育学研究科修了生）による学位論文執筆経験談及び院生の集いを実施している。

【改善を要する点】

該当なし。

（3）基準5の自己評価の概要

（学士課程）

教育学部並びに教育系及び教養系のカリキュラムの目的に基づき、「教養科目」、「教育基礎科目」及び「専攻科目」の3科目区分と「自由選択」からなるカリキュラムを体系的に編成している。

学生の多様なニーズ及び研究成果の反映等に応えるため、自由選択による他選修・専攻開設の授業科目の履修、各種GP等による成果の授業への反映、学部と大学院をつなぐ新教員養成コースの導入などを行っている。

単位の実質化を図るため、各学期における履修登録単位数の標準を22単位と定めている。また、各選修・専攻それぞれの分野の教育目的に応じた授業形態をとり、対話・討論型、実験・実習、実技、少人数での授業など、学習指導法の工夫を行っている。

シラバスについては、教育学部の全授業について、「ねらいと目標」「内容」「テキスト」「参考文献」「成績評価方法」「授業スケジュール」等を作成し、ウェブ上に掲載している。

成績評価基準や卒業認定基準については、「スタディガイド」に掲載するなどしている。また、成績評価の正確性については、「成績評価に関する学生の異議申立て及び期限について」の規程により担保している。

（大学院課程）

各研究科の教育課程は、それぞれの目標・趣旨に基づき、体系的に編成されている。修士課程においては、実践的能力の育成を図る授業科目や現代的な課題に多面的に触れることができる授業科目などを設けており、また、博士課程においては、高度な専門性を活かした授業科目を設けている。

単位の実質化を図るため、各研究科では、オリエンテーションやオフィスアワー等による履修指導や履修相談、少人数授業や研究指導、履修計画と研究計画の作成などを通じて、学生の主体的な学習を促している。

修士課程においては、教育学部と共通の項目で構成したシラバスを作成し、ウェブ上に掲載している。

昼夜開講制を導入し、夜間の6・7限に多くの授業を実施し、共通選択必修科目も原則6・7限に開講しており、多様な学生のニーズに配慮している。

各研究科では、大学院生をTAまたはRAとして採用し、これらの活動を通して、教育指導能力・研究能力の育成を図るなど、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組を行っている。

成績評価基準や修了認定基準については、履修便覧や学生便覧に明記している。また、成績評価の正確性につ

いては、「成績評価に関する学生からの異議申立て及び期限について」の規程等により担保している。

(専門職学位課程)

教育課程は、共通科目、選択科目、実習科目及び課題研究科目からなり、体系的に編成されている。講義科目は、実践的指導力を培うための基礎となる科目や学校現場における教育課題に関する科目などを配置している。

単位の実質化を図るため、履修登録単位数の上限設定、授業時間外の学習時間の確保、ルーブリック評価の実施など、学生の主体的な学習を促している。

教育課程や教育内容は、講義科目、教育実習、課題研究のいずれにおいても、学校現場及び教育委員会の期待に応える水準となっている。

授業形態は、教育における専門性と専門職業におけるスキルの獲得につながるような科目編成になっており、それぞれの教育内容にふさわしい授業形態の採用と学習指導法の工夫がなされている。

シラバスについては、教育目的を踏まえて、教育分野で必須とされる項目を盛り込んだものを作成し、履修便覧に明記するとともに、ウェブ上に掲載し、学生に活用されている。

成績評価基準や修了認定基準については、履修便覧に明記している。また、成績評価の正確性については、学生からの成績評価に関する異議申立てができる。

基準6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-①： 学生が身に付ける学力，資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして，その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到係る状況】

教育の達成状況の検証に当たっては、成績評価、単位修得、卒業研究・修士論文・博士論文の評価、卒業・修了判定、就職状況等により検証している。成績評価、卒業・修了の状況に関しては、関係する教授会、教室主任会、教育学研究科運営委員会、教職大学院運営会議、連合学校教育学研究科委員会等において検証し、就職状況は、学生キャリア支援センター、教授会等において検証している。

さらに、平成19年度には、学部4年生、修士課程2年生、博士課程3年生を対象に、学習成果等に関して「学業の到達度や満足度に関する調査」を実施した。その結果、学業の成果について、学部に関しては、5段階評価の平均値で3点以上の項目がほとんどで、おおむね達成できたと評価されている。学年ごとの教育目標・教育内容の達成状況については、学年が上がるにつれ高い評価になっており、教育系・教養系の違いはあまりない。将来の有効性については、教育系では教職での教科指導場面で役立つとの評価が最も高い資料6-1-①-A)。修士課程については、「自分の領域以外の授業を受けることができ視野が広がった。」「理論的な側面はもちろん実践的な内容を学べた。」「現職教員が多く議論する場があったのは貴重な体験」「現場を離れて学び直すことで理論面での指導・支援への根拠となる学習ができた」など意見が多数あった(資料6-1-①-B)。博士課程については、「他大学、他講座の教員の授業を受け、指導を頂いたこと」「副指導教員からセッションをいただいたこと」を学業の成果として有益であると指摘した学生が多かった。また、毎年実施している合同ゼミナールを含めて、「他講座の院生との共同研究・討論が有益であった」とする回答もあり、4大学連合としての教育体系の優位性が評価されると言える(資料6-1-①-C)。

資料6-1-①-A 教育学部「学業の到達度と満足度に関する調査」(抜粋)

東京学芸大学では、教育活動の点検評価の一環として皆さんが本学での学習の成果をどのようにとらえ教育内容にどの程度満足しているか調査します。調査結果をもとに教育活動全般にわたり再点検します。回答結果が回答者の学習活動や学業成績に影響することは絶対にありません。回答結果は統計的に処理され個人が特定されることはありません。回答結果は点検評価委員会が責任をもって管理し、点検評価活動以外の目的で使用することは絶対にありません。

I 回答者自身のことについて

- Q1 課程及び専攻・選修
- Q2 卒業後の進路先(予定を含む) 教員、公務員、企業、大学院進学、自営、未定、その他
- Q3 取得予定の教員免許 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭
- Q4 取得する資格(予定を含む) 社会福祉士、司書、司書教諭、学芸員、社会教育主事、その他
- Q5 クラブ・サークル活動(学外含む)の有無
- Q6 学校の指導補助、ボランティア、社会諸活動経験の有無
- Q7 留学経験の有無
- Q8 GPA値
- Q9 授業への出席状況 良い・普通・良くない

- Q10 卒業研究、卒業制作、卒業課題への取組み状況 熱心・普通・熱心に取り組んでいない
- II 所属専攻・選修の教育内容と学習成果について
- Q11 教育目標
- SQ1 所属専攻・選修の1年～4年の教育目標をどの程度達成できたか（学年ごと）
達成できたー達成できなかった（5択）
- SQ2 教育目標の中で達成できたと思う点、不十分であった点（自由記述）
- SQ3 教育目標について改善すべき点（具体記述）
- Q12 専門科目のカリキュラム構成
- SQ1 所属専攻・選修の1年～4年のカリキュラムについてどの程度学習できたか（学年ごと）学習できたー学習できなかった（5択）
- SQ2 専門科目のカリキュラムの中で学習できたと思う点、不十分であった点（自由記述）
- SQ3 専門科目のカリキュラムについて改善すべき点（自由記述）
- Q13 習得してほしい能力・技能
- SQ1 能力・技能についてどの程度習得しているか 習得できたー習得できなかった（5択）
- SQ2 能力・技能の中で習得できたもの、不十分であったもの（自由記述）
- SQ3 能力・技能についてどのような内容を習得したいか（自由記述）
- III 教育実習の成果（実習履修者のみ）
- Q14 教育実習によって習得できた能力や技能、できたといえない能力や技能（自由記述）
- IV 教養系の実習の成果（履修者のみ）
- Q15 実習名
- Q16 実習によって習得できたと思われる能力や技能、できたといえない能力や技能（自由記述）
- V 共通科目・プロジェクト学習科目・学部基礎科目（教職科目・教育関連科目）の達成度、満足度
学習できたー学習できなかった 満足できたー満足できなかった（各5択）
- Q17 共通科目（総合学芸、健康・スポーツ、語学、情報） Q18 プロジェクト学習科目
- Q19 教職科目 Q20 教育の基礎理論・現代の教育に関する科目（教養系のみ）
- VI 本学の学習内容が卒業後にどのような効果をもたらすか
役立つと思うー役立つとは思わない 自信がついたー自信がつかなかった（各5択）
- Q21 職場内で新たな対人関係を築く場面に対して
- Q22 教職での生活指導場面に対して
- Q23 教職での教科指導場面に対して
- Q24 教職での保護者との関係を築く場面に対して
- Q25 企業など職場で新たに業務内容を学習しなければならない場面に対して
- Q26 企業などでの業務において対人コミュニケーションを行う場面（営業やミーティングなど）に対して
- （出典：学務課）

「学業の到達と満足度に関する調査」アンケート集計結果（各平均値）

	Q11-SQ1				Q12-SQ1				Q13-SQ1	Q17		Q18		Q19	
	1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次		学習	満足	学習	満足	学習	満足
A類	3.50	3.39	3.42	3.58	3.46	3.44	3.52	3.48	3.30	3.60	3.40	3.63	3.41	3.69	3.44
B類	3.47	3.50	3.65	3.88	3.45	3.55	3.68	3.92	3.42	3.82	3.66	3.89	3.46	3.70	3.43
C類	3.13	3.13	3.27	3.60	3.13	3.13	3.27	3.53	2.93	3.13	2.93	3.47	3.13	3.53	3.27
L類	3.50	3.79	3.68	3.66	3.68	3.85	3.55	3.70	3.63	3.79	3.64	3.21	3.25	3.67	3.62
N類	3.83	4.00	3.80	4.07	4.00	4.27	3.73	4.00	3.47	4.21	4.15	3.86	3.17	4.14	3.57
K類	3.71	3.86	3.86	3.71	3.90	3.90	3.86	3.81	3.45	4.09	3.86	3.00	2.71	4.13	4.00
F類	3.00	3.26	3.26	3.50	3.19	3.24	3.19	3.08	3.00	3.46	3.23	2.67	1.93	3.42	3.19
J類	3.47	3.53	3.87	3.93	3.31	3.44	3.75	3.88	3.57	3.94	3.56	3.78	3.44	3.75	3.56
G類	3.56	3.31	3.53	3.66	3.58	3.48	3.55	3.81	3.23	4.13	3.77	3.23	3.23	3.64	3.52
教育系	3.46	3.40	3.48	3.68	3.43	3.45	3.55	3.62	3.31	3.63	3.44	3.70	3.41	3.68	3.43
教養系	3.45	3.57	3.60	3.69	3.57	3.64	3.54	3.64	3.36	3.88	3.64	3.21	2.95	3.71	3.55
全体	3.46	3.48	3.53	3.68	3.49	3.53	3.55	3.63	3.33	3.74	3.53	3.56	3.28	3.69	3.47

	Q20		Q21		Q22		Q23		Q24		Q25		Q26	
	役立つ	自信												
A類	3.30	3.23	3.32	3.18	3.37	3.07	3.65	3.26	2.50	2.43	2.87	2.75	2.94	2.88
B類	3.85	3.59	3.12	3.21	3.55	3.17	3.97	3.50	2.61	2.42	2.63	2.71	3.02	3.04
C類	3.14	2.86	3.07	3.27	2.86	2.71	3.29	2.86	2.14	1.86	2.86	2.79	3.00	2.86
L類	3.59	3.49	3.73	3.84	3.69	3.66	4.03	3.60	2.94	3.00	3.66	3.54	3.86	3.69
N類	4.00	3.00	3.53	3.67	3.40	3.40	3.40	3.40	3.00	2.80	3.50	3.57	3.93	3.79
K類	3.95	3.90	4.09	3.73	4.21	3.86	4.15	3.77	3.50	3.25	3.41	3.50	3.91	3.68
F類	2.94	2.97	3.36	3.33	3.27	2.91	3.30	3.05	2.75	2.60	3.31	3.36	3.14	3.08
J類	3.56	3.56	3.81	3.44	3.46	3.38	3.38	3.38	3.00	2.77	3.75	3.88	3.56	3.44
G類	3.63	3.27	3.57	3.43	3.55	3.32	3.50	3.36	2.68	2.50	3.31	3.48	3.45	3.45
教育系	3.44	3.31	3.24	3.20	3.39	3.08	3.72	3.31	3.51	2.38	2.80	2.74	2.97	2.92
教養系	3.54	3.35	3.65	3.57	3.60	3.42	3.69	3.44	2.93	2.81	3.47	3.52	3.59	3.48
全体	3.50	3.34	3.43	3.37	3.47	3.21	3.71	3.35	2.66	2.54	3.11	3.10	3.26	3.19

A類：初等教育教員養成課程、B類：中等教育教員養成課程、C類：障害児教育教員養成課程、
L類：生涯学習課程、N類：人間福祉課程、K類：国際理解教育課程、F類：環境教育課程、
J類：情報教育課程、G類：芸術文化課程

資料6-1-①-B 修士課程「学業の到達度と満足度に関する調査」(抜粋)

Q1 成果としてあげることができる内容	
授業内容について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初等教育をはじめ教育学についてほとんど専門的に学んだことがなかったが、専門的に、広域に教育学を学ぶことができた。子どもの見取りや授業研究など多岐にわたり有益な授業であった。 ・ 授業中で討論したものを具体化し実践的に行うという点がよい。 ・ 実習において様々な臨床の場(学校や療育機関)で経験が積み重なったこと。 ・ 専門分野に特化した先生方がいて興味ある分野の知識を深めることができた。 ・ 卒業後に自分の仕事の強みとなる心理検査のスキルを修得した。 ・ 様々な検査を経験できた。論文の書き方、作成の仕方が身についた。 ・ 様々な視点から心理学を捉えることができた。 ・ 学校心理と英語教育の科目を履修した。教員である自分にとって魅力的な授業が多く、復帰後役立つと確信している。 ・ 自分の領域以外の授業を受けることで視野が広がった。特に1年次の間は焦点をどこに絞るかをじっくり考えられて良かったと思う。 ・ 自分の専門分野だけでなく、幅広く学習できた。結果として自分の研究に広がりや深みが出た。 ・ 今まで興味を向けてこなかった分野にも興味が向いた。授業での先生のアドバイスにより継続することで英語論文講読の習慣が身についた。 ・ 演習が中心で、学生同士の意見交換により学問を深められ、また刺激もあえた。 ・ 教育に関する実践的な授業(教材開発など)が学べて教員になるための力が身についた。高等学校教員のための専門的な技術の指導も受けられた。先生になるための大きな土台となった。 ・ 専門的な授業分析の技術や、今日的な問題に対する社会科のあり方。 ・ 授業自体を自分たちで考えていく授業では自分が何をすべきか、そのために何が必要かを考えることができて自分の成長につながったと思う。 ・ 共通選択必修科目で特別支援教育について少しでも学べたこと。院では自専攻に偏りがちなので選択必修で学べてよかった。 ・ 少人数の授業が殆どで授業の中で個々の研究に沿った内容の質問ができた。 ・ 現職教員の方と1対1の授業に取り組めたこと。 ・ 現職教員の方が多く、現場の生の声が聞けることができた。議論する場があったのは貴重な体験。 ・ 実技中心で有効かつ実践的な授業であった。 ・ いろいろな先生のレッスンを受けることができた。アンサンブルをやる機会も多く、新たな境地が開けた。 ・ 長いスパンで同じ課題に取り組むことができ、自分の研究内容を深めることができた。 ・ 与えられるだけの学習と違い、自分で何が問題なのかを考える視点を与えてくれた。 ・ 学部で学んだことをより深く掘り下げた内容を学ぶことができた。理論的な側面は勿論、それを踏まえた実践内容についても多くを学ぶことができた。 ・ 自身の授業や生徒の学習を客観的に診る力がついてきたように思う。 ・ 問題意識を持ちながら教員になれるという点で成果があると思う。授業そのものがすぐに現場に活かせるとは思わないが問題を考え解決への糸口を見つける練習になるのではないかな。 ・ 現場を離れて学び直すことで理論面での指導、支援への根拠となる学習ができた。 ・ 90分の授業が毎回短く感じた。とても有意義だった。
Q2 不十分な点、改善すべき点	
授業内容について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容と一致しない授業科目名がある。 ・ 授業テーマが曖昧なものも多く論文や資料等せつかくの素材が生かされていないが多かった。 ・ 教員が自分の専門を講義されることが、授業の中でどのように位置付けられているかなど、大きく相対的に見ることができるよう工夫してほしい。 ・ 学生がレジュメをつくって授業で発表するが、教員の意見や関連知識を詳しく教えてほしい。 ・ 理論と実践の橋渡しについての指導をもっと受けたい。 ・ 同じ専攻の中でも実技系と理論系では壁のような溝のようなものを感じた。改善の余地がある。 ・ 外部実習の際は、事前に心構えや最低限必要な知識を教えてほしい。 ・ 語学ブラッシュアップを目的に英語科目を履修したがディスカッションよりも講義中心で失望した。学生の反応に教員も敏感に反応してほしい。 ・ 英語の文献を教員も理解し切れていない部分があり英文解釈に終始することが度々あった。内容を理解し関心をもてる授業にしてほしい。 ・ 一部の授業には良い意味でも悪い意味でも緩さを感じた。 ・ 授業が同じ時間で重複している場合が多かった。 ・ 7限(19:40-21:10)に履修したい授業が少ない。
研究活動に	<ul style="list-style-type: none"> ・ コースにより指導体制に優劣がある。公平にどの領域でも指導体制を統一してほしい。

について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究室（指導教員）の専門性にしばられる。もっとさまざまな教員の意見が聞ける機会がほしい。 ・ 指導に横のつながりがなく、修論も指導教員ひとりの指導だった。 ・ 学生の主体性を尊重するのはいいが、そこに指導をどう滑り込ませるかが難しい課題である。 ・ 他の研究室の院生の研究テーマについて専攻で議論できる機会が多くあればよかった。 ・ さまざまな分野の研究発表会が定期的であればよかった。めんどうなので実現は難しい。 ・ 教員の研究発表機会があるといい。論文の書き方、発表の仕方、レジュメの作成など参考になる。 ・ 院生個人で海外図書館の論文請求ができない、土日の文献複写依頼や受領ができない。 ・ 図書館に十分な資料が入らなくなった。 ・ 備品や設備が壊れていたりメンテナンスをしていなかったりしているものが多い。 ・ 他大学にある装置が借りられるといい。
------	---

(出典：学務課)

資料6-1-①-C 博士課程「学業の到達度と満足度に関する調査」(抜粋)

所属講座	学業の成果について		連合学校教育学研究科全体として特に改善すべき点
	(授業内容)	(研究活動)	
教育構造論講座	<p>(有益である点)</p> <p>連合大学院という点から、様々な大学の教員からの意見を伺う機会があること(研究・講義の両側面から)。</p> <p>他大学所属の博士課程学生との交流は知的に触発されるよい機会になっていると思う</p>	<p>連合大学院という点から、様々な大学の教官からの意見を伺う機会もあること(研究・講義の両側面から)。また、「研究発表奨励費」や研究室単位研究費の支給など、経済的な支援についても有益であると考えます。</p>	<p>博士課程系の事務の対応が丁寧かつ親切であり、いつも感謝している。研究活動や博士号取得のプロセスは孤独な作業であり、かつ目標達成できたとしても未来が約束されているわけではなく厳しい世界です(感想ですが)。</p> <p>私の指導教員はそのあたりのことをよく理解して対応して下さるが、今大学の教員をされている先生方が院生だった時代と異なり、課程博士号取得が、決して約束された将来を生み出さないことをきちんと理解して学生に対応して欲しい。ポスドクを何かの形で雇用するシステムがあると素晴らしいと思う。</p>
	<p>(不十分な点、改善すべき点)</p> <p>大学間が離れているのでどの大学に通うにも、片道1時間以上往復3時間近くかかってしまう。</p> <p>4大学にわたる、専門領域も多岐にわたる先生方が揃っていて、貴重な機会を逃しているのはわかるが、物理的距離の前に、断念してしまう。(交通費もかかってしまうので)</p>	<p>研究活動については恵まれた環境にあると思う。しかし、経済的な問題どうしてもつきまとう。今年度は、民間の研究助成を受けることができ余裕があるが。</p> <p>博士課程の学生一人について、各研究室に配当されている研究費を知りたいと思うことがある。</p>	
教育方法論講座	<p>(有益である点)</p> <p>指導教授と長い時間で付き合いができて、これが学問や研究に対する最良の指導体制であると思います。</p> <p>指導教授からRAの受け入れという体制があって研究活動に有益である。</p>	<p>本学での研究活動は大学で行うだけではなく、外部で活動をする場合もあると思います。特に本研究科は研究発表に対して旅費が支援できるように整えられている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 院生用の個室研究室が用意されていないので、院生は大学での拠点を確保できない。例えば共通使用のできる部分、プリンターのトナーなどの消耗品の自己負担も課題だと思います。 ・ 博士と修士が共通利用する大学の所蔵図書が不十分である現在、外国の文献(特に学位論文)の検索できるソフトウェア、ウェブサイドへの権利譲渡などが申請ができるよう整備することを期待します。
	<p>(不十分な点、改善すべき点)</p> <p>修士課程のように、自販機で成績の証明書とかが申し込むことができれば、博士課程系の仕事の減量になる。</p>	<p>特になし</p>	
発達支援講座	<p>(有益である点)</p> <p>授業を受けるにあたり、発達支援講座に関して多くの領域の先生方がいるので、授業選択に困らない点が良いと思います。</p>	<p>今年度より、研究活動に専念をするため、非常勤講師などをやめています。そのため学会などに参加するにあたり経済的負担が気になるのが、研究奨励費の制度があるため大変助かっています</p>	<p>欲張りな話ですが学部生の寮とは異なる宿舍など、生活面でのサポートがあるとよいと思います。</p>

	(不十分な点、改善すべき点) 特にありません。	子ども達を実際に呼んで指導を行うことが多いのですが、指導する教室や場所の確保が難しい点が困っています。	
言語文化系教育講座	(有益である点) 中古文学の最新の研究を、学ぶことができること。疑問点や研究方法について、すぐ伺うことができること。 (不十分な点、改善すべき点) 修士課程の頃より、教えていただきたい先生の研究室に入ったので、不十分な点等はありません。	様々な学会や出版物を通して、最新の研究を学ぶことができること。 学芸国語国文学会等、研究の発表の場があること。 私個人の問題ですが)仕事との両立です。どうしても、仕事優先になり、毎日の勉強時間を確保できません。	いつもご丁寧にご連絡いただいているので、特にありません。
社会系教育講座	(有益である点) 有益である点は、広域科学としての教育というテーマを中心軸に、多分野の研究が交流できるということ。個々の授業のあり方や質は、先生によってまったく異なるから一概にいえない。	指導のあり方を一律化していくのは、結局は研究環境の自由度を奪うことになるだろう。むしろ、個々の研究というよりも、今年度から始まっている、院生連携プログラムのようなものを奨励して行って、横のつながりを増やしていくのが面白い。 合同ゼミナールは、本当に素晴らしい企画だとわたしは思う。あそこでしか会えない人もいるし、連合の底力や独自性が発揮されると思う。	3年で修了というプレッシャーをかけることは研究促進の意味では良いが、「博士論文はあまり壮大にならず、なるべくコンパクトに」というのは、自分としては納得しがたい。 自分の歩みで研究をすすめてつ、休学という選択肢も視野に入れる研究の進め方もあるのだということ、あえて主張したい。
	(不十分な点、改善すべき点)	複数指導教官制度は、どれくらい機能しているのだろうか。入学直前に、先生の専門や自分の専門のすりあわせが不十分なまま副指導教官を決めざるをえなかった。指導教官を複数にするより、講座ごとの研究会を充実させたりしたほうが良い。 制度的な強制的な発表会も必要だが、院生の自主的な研究会を奨励する動きがもっと良い。この観点で今回の院生の共同研究プロジェクトは意味のあることだったのではないかと。	
健康・スポーツ系教育講座	(有益である点) 1・2年生対象のオリエンテーションでは、3年間の過ごし方を懇切丁寧に説明してくれたり、10月の合同ゼミなどでは、指導教官以外の教官の意見を聞けたり、他専攻の学生の発表を聞けたり有意義である。	指導教官と月1回程度ゼミを開き、論文の進捗情報と今後の方針について情報交換できていることは非常に有意義である。	教育の分野で学芸大に博士課程が設置されていることは画期的だと思う。博士号取得の目的は様々だろうが、大学での研究職のみならず視野を広げて教育活動に携われ、それに見合った収入も得られるよう地位の向上と職に関する情報提供を継続していっ

	(不十分な点、改善すべき点) 勤務が忙しいため、なかなか授業に参加できなかったこと。	テーマの絞り方、研究方法の確立、実験結果の分析の仕方等まだ、初歩的などころで克服すべき課題があった。この点に関して指導教官、副指導教官ともっと情報交換を密にしていきたい。	てもらいたい。
--	---	---	---------

(出典：学務課)

【分析結果とその根拠理由】

教育の達成状況の検証に当たっては、教授会、学生キャリア支援センターにおいて、学力や就職状況などの状況を検証している。また、平成19年度に学業の到達度や満足度に関する調査を実施し、学習成果等の把握に努めている。しかし、教育の成果・効果について、各種委員会による検証等や平成19年度にアンケート調査を行い、検証に努めているが、今後は定期的に学生に成果を確認する機会を設け、教育の成果・効果の把握を行う取組が必要である。

観点6-1-②： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

卒業・修了状況については、平成21年度は教育学部4年次在籍者1,469名のうち78.7%にあたる1,156名が卒業し、修士課程2年次在籍の414名のうち、65.2%にあたる270名が修了したが、その数値はおおむね良好であり、大多数の学生が必要な単位の修得を通して、本学が学生に修得を期待する学力や資質・能力を獲得している（資料6-1-②-A、資料6-1-②-B）。平成20年度に発足した教職大学院においては、すべての学生が標準修業年限（1年又は2年）で修了している（資料6-1-②-C）。

教員免許状の取得状況については、平成22年3月の学部卒業生で、卒業時に教員免許状一括申請を行い、教員免許状を取得した学生は、866名であった。資格別では、小学校が501名、中学校723名、高等学校が837名、特別支援学校が75名、幼稚園が184名であった。また、教育学研究科（修士課程）修了生で、修了時に教員免許状一括申請を行い、教員免許状を取得した学生は、83名であった。資格別では、小学校が36名、中学校が79名、高等学校が86名、養護学校が2名、幼稚園が10名であった（資料6-1-②-D～資料6-1-②-F）。

資格取得については、司書教諭、司書、社会教育主事、学芸員、社会福祉士（受験資格）及び保育士（幼児教育選修のみ）と多くの学生が多岐にわたって取得している（資料6-1-②-G）。

3年次の教育実習については、一定の学習到達度を要求する趣旨から、平成19年度入学生より受講条件（履修制限）を設けている（資料6-1-②-H）。受講条件の1つ「2年次までの修得単位の合計数が62単位以上」については、95%以上の学生が当該条件を満たしている（資料6-1-②-I）。

平成8年度に連合学校教育学研究科が設置されて以来、平成19年度までの入学者数は298名(うち留学生は39名)、平成21年度までの課程修了による学位授与者数は167名(うち留学生は26名)であることから、学位授与率は56.0%(うち留学生は66.7%)となっている(資料6-1-②-J)。また、学位論文の内容については内外の書籍や学術雑誌に公表されたものからなっており、高度な水準である。

資料6-1-②-A 教育学部卒業状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
(A) 4年次在籍者	1,405	1,387	1,469
(B) 卒業生	1,153	1,117	1,156
(C) 卒業延期者	253	270	313
卒業率(C)/(A)	82.06	80.53	78.69

注) 4年次在籍者は、卒業判定時の全在籍者数。(出典:学務課)

資料6-1-②-B 教育学研究科(修士課程)修了状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
(A) 修了要件年限以上の在籍者	427	431	414
(B) 修了者	312	300	270
(C) 修了者(標準修業年限2年の者)	301	294	251
(D) 修了者(長期履修学生)	9	3	16
(E) 修了者(短期履修学生)	2	3	3
(F) 修了延期者	115	131	144
修了率(B/A)	73.07	69.61	65.22

注) 修了要件年限以上の在籍者は、修了判定時の全在籍者数。(C)～(E)の修了者は内数。(出典:学務課)

資料6-1-②-C 教職大学院 修了状況

	平成20年度	平成21年度
(A) 標準修業年限以上の在籍者	17	39
(B) 修了者(1年履修プログラム履修者)	17	18
(C) 修了者(標準修業年限2年の者)		21
(D) 修了率(C)/(A)	100	100

(出典:学務課)

資料6-1-②-D 教育学部 教員免許状取得状況(一括申請)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
教員免許全体	900	847	866
小学校1種	507	456	487
〃 2種	15	8	14
中学校1種	757	679	719
〃 2種	2	1	4
高等学校1種	878	827	837
聾学校1種	7	19	
〃 2種	5	3	
養護学校1種	43	49	
〃 2種	14	8	
特別支援学校1種			55
〃 2種			20
幼稚園1種	134	141	132
〃 2種	60	38	52

卒業者（教育系）	630	596	655
卒業者（教養系）	523	521	501

(出典：学務課)

資料6-1-②-E 教育学研究科（修士課程）教員免許状取得状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
教員免許全体	100	125	83
小学校専修	31	34	36
中学校専修	90	111	79
高等学校専修	96	122	86
養護学校専修	3	1	2
幼稚園専修	4	7	10
修了者	312	300	270

(出典：学務課)

資料6-1-②-F 教職大学院 教員免許状取得状況

	平成20年度	平成21年度
教員免許全体	13	37
小学校専修	6	25
中学校専修	11	30
高等学校専修	9	35
修了者	17	39

(出典：学務課)

資料6-1-②-G 資格取得状況（単位：人）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
司書教諭	236	235	275	237	242
司書	50	34	43	44	41
社会教育主事	37	34	38	40	30
学芸員	31	36	43	39	37
社会福祉士（受験資格取得）	16	18	22	28	27
保育士（幼児教育選修）	19	23	23	20	21

(出典：学務課)

資料6-1-②-H 3年次教育実習の受講条件（履修制限）

3. 基礎実習の受講条件（履修制限）〈重要〉

基礎実習を履修するためには、以下の3つの事項を満たすことが条件となります。この点も十分注意してください。

A) 2年次までの修得単位の合計数が62単位以上であること。

B) 全学共通科目及び各類に応じて、62単位のうちに、以下の科目・単位数を含むこと。

〈全学共通〉

「教職入門」（教職の意義等に関する科目）2単位

〈A類（幼児教育選修を除く）及びC類小免コース〉

「小学校各教科指導法」4単位以上

〈A類（幼児教育選修）〉

「保育内容」科目4単位以上

〈B類及びC類中免コース、及び教養系免許取得希望者〉

「中学校各教科指導法（自専攻科目）」及び「中等教育の内容と方法」の中から2単位以上

〈D類〉

「初等教育の内容と方法」及び「中等教育の内容と方法」の中から2単位以上

C) 3年次7月に「事前・事後指導」の仮合格を得ること。

(出典：2009 スタディガイド)

資料 6-1-②-I 3年次教育実習履修制限（2年次までの修得単位 62 単位以上）状況

	平成 21 年度	平成 22 年度
(A) 3年次教育実習対象者数	976	993
(B) 3年次教育実習履修制限者数	29	48
教育実習履修制限率 (B) / (A)	2.97%	4.83%

(出典：学務課)

資料 6-1-②-J 連合学校教育学研究科課程修了状況

	平成 10 年度～平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
課程修了者	113	21	16	17
(うち留学生)	16	3	3	4

(出典：学務課)

【分析結果とその根拠理由】

卒業・修了状況については、最高学年在籍者に対する卒業・修了率は、教育学部約 80%、修士課程約 70%と、おおむね良好であり、多数の学生が必要な単位の修得を通して、本学が学生に修得を期待する学力や資質・能力を獲得している。教職大学院では、すべての学生が修了している。資格取得も多岐にわたり、多くの学生が取得している。

観点 6-1-③： 授業評価等，学生からの意見聴取の結果から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

毎学期末に実施している学生による授業アンケート調査について、平成 21 年度の調査結果（5 点尺度）の平均値を見ると、「内容がよく理解できるように授業が準備されていた」については前期 3.85、後期 3.84、「授業内容が充実していた」については前期 3.94、後期 3.93、「教員の説明は分かりやすかった」については前期 3.87、後期 3.86、「全体としてこの授業を受けてよかった」の設問は、前期 3.97、後期 3.96 というように、授業に関する設問に対して学生の約 7 割から肯定的な回答を得ている（資料 6-1-③-A）。

資料6-1-③-A 「学生による授業アンケート調査」実施状況及び各質問項目の全体平均値

	19年度		20年度		21年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
実施対象科目数(a)	1,352	1,244	1,342	1,242	1,109	965
実施科目数(b)	1,104	997	1,143	999	942	808
未実施科目数(c)	248	247	199	243	167	157
実施率(d=b/a) %	81.7	80.1	85.2	80.4	84.9	83.7
実施対象学生数(延べ)(e)	56,733	51,118	56,926	50,327	55,790	49,301
実施科目履修者(延べ)(f)	48,768	42,424	51,071	42,947	49,413	42,801
回答学生数(延べ)(g)	38,436	31,636	38,920	31,715	38,044	31,386
回答率(h=g/e) %	67.7	61.9	68.4	63.0	68.2	63.7
〃 (h'=g/f) %	78.8	74.6	76.2	73.8	77.0	73.3

※H21実施対象科目 10名以上の履修者

5: と思う。4: 少し思う。3: 普通。2: あまり思わない。1: 思わない。

Q1 履修にあたってシラバスを閲覧した。						
Q2 授業の出席率はどのくらいでしたか。						
Q3 授業に積極的に取り組んだ。	3.88	3.84	3.82	3.83	3.88	3.85
Q4 予習・復習を行った。	2.91	2.98	2.89	3.00	2.93	3.02
Q5 この授業を適切に評価する自信がある。	3.64	3.67	3.59	3.64	3.61	3.65
Q6 この授業のシラバスは役に立った。	3.10	3.20	3.10	3.19	3.18	3.23
Q7 授業の目標が明確に示されていた。	3.73	3.78	3.69	3.75	3.74	3.78
Q8 内容がよく理解できるように授業が準備されていた。	3.81	3.85	3.77	3.82	3.85	3.84
Q9 授業内容が充実していた。	3.95	3.98	3.89	3.93	3.94	3.93
Q10 教員の熱意が感じられた。	4.06	4.10	4.00	4.05	4.07	4.06
Q11 教員の説明は分かりやすかった。	3.83	3.88	3.79	3.84	3.87	3.86
Q12 授業方法に工夫がなされていた。	3.69	3.73	3.66	3.71	3.74	3.73
Q13 全体としてこの授業を受けてよかった。	3.94	3.98	3.90	3.93	3.97	3.96

(出典：FD・SD推進本部)

【分析結果とその根拠理由】

毎学期末に実施している、学生による授業アンケート調査結果では、「授業内容が充実していた」、「全体としてこの授業を受けてよかった」等の授業に関する設問について、約7割の肯定的な回答を得られており、教育の効果や成果が上がっている。

観点6-1-④： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到る状況】

教育学部における平成17年3月から平成21年3月の卒業生の進路状況については、教育系においては、進学者を除く教員就職率（臨時的任用を含む）は64.5～68.1%であり、進学者を除く全体の就職率は79.7～91.3%である。教養系においては、教員（臨時的任用を含む）に7.2～12.0%、企業等に44.0～51.5%、官公庁に3.0～6.3%であり、進学者を除く全体の就職率は70.3～82.3%である。また、大学院等への進学者については、教育系が11.6～15.7%、教養系が15.4～19.4%である（資料6-1-④-A、資料6-1-④-B）。

教育学研究科（修士課程）における平成17年3月から平成21年3月の修了生の進路状況については、教員就職率（臨時的任用を含む）は25.1～38.2%、進学者は5.8～10.8%であり、進学

者を除く全体の就職率は63.2～75.0%である。平成21年3月修了者の教員就職率は大幅に上昇している（資料6-1-④-C）。

教職大学院については、平成22年3月に、平成20年度入学の修了生（1年履修プログラムの現職教員を除く）を初めて輩出したが、修了生21名全員が教員として採用されている。

連合学校教育学研究科では、平成22年4月現在、合計241名の就職者のうち、国・公・私立大学・短期大学に127名、研究所等研究員に12名、小・中・高等学校の教員等に26名、計165名が就職し、その割合は就職者の68.5%を超えており、広く教育界で活躍している（資料6-1-④-D）。

資料6-1-④-A 教育学部（教育系）卒業者の就職状況

(教育系)		平成21年3月卒業者の就職状況							
卒業年月	(a) 卒業者数	就 職 者			(e)就職者計 率=(e)/(a)	(f)進学者 率=(f)/(a)	(g)その他 率=(g)/(a)	(h)進学者を除く 就職率 率=(e)/(a)-(f)	(i)進学者を除く 教員就職率 率=(b)/(a)-(f)
		(b)教員 率=(b)/(a)	(c)企業等 率=(c)/(a)	(d)官公庁 率=(d)/(a)					
平成21年3月	593人	343人 57.8%	103人 17.4%	24人 4.0%	470人 79.3%	71人 12.0%	52人 8.8%	90.0%	65.7%
平成20年3月	629人	361人 57.4%	108人 17.2%	15人 2.4%	484人 77.0%	99人 15.7%	46人 7.3%	91.3%	68.1%
平成19年3月	615人	351人 57.1%	95人 15.4%	16人 2.6%	462人 75.1%	71人 11.6%	82人 13.3%	84.9%	64.5%
平成18年3月	586人	330人 56.3%	88人 15.0%	15人 2.6%	433人 73.9%	74人 12.6%	79人 13.5%	84.6%	64.5%
平成17年3月	603人	344人 57.0%	61人 10.1%	20人 3.3%	425人 70.5%	70人 11.6%	108人 17.9%	79.7%	64.5%

※数字は、各年とも教員養成学部調査(9月30日現在)のデータをもとに作成。

※卒業者数は、前年9月卒業及び留学生は除く。

※平成21年3月卒業者の官公庁に、保育士8名を含む。

資料6-1-④-B 教育学部（教養系）卒業者の就職状況

(教養系)		平成21年3月卒業者の就職状況							
卒業年月	(a) 卒業者数	就 職 者			(e)就職者計 率=(e)/(a)	(f)進学者 率=(f)/(a)	(g)その他 率=(g)/(a)	(h)進学者を除く 就職率 率=(e)/(a)-(f)	(i)進学者を除く 教員就職率 率=(b)/(a)-(f)
		(b)教員 率=(b)/(a)	(c)企業等 率=(c)/(a)	(d)官公庁 率=(d)/(a)					
平成21年3月	507人	61人 12.0%	261人 51.5%	31人 6.1%	353人 69.6%	78人 15.4%	76人 15.0%	82.3%	14.2%
平成20年3月	506人	53人 10.5%	260人 51.4%	32人 6.3%	345人 68.2%	83人 16.4%	78人 15.4%	81.6%	12.5%
平成19年3月	471人	34人 7.2%	235人 49.9%	14人 3.0%	283人 60.1%	87人 18.5%	101人 21.4%	73.7%	8.9%
平成18年3月	508人	44人 8.7%	232人 45.7%	16人 3.1%	292人 57.5%	97人 19.1%	119人 23.4%	71.0%	10.7%
平成17年3月	505人	39人 7.7%	222人 44.0%	25人 5.0%	286人 56.6%	98人 19.4%	121人 24.0%	70.3%	9.6%

※数字は、各年とも教員養成学部調査(9月30日現在)のデータをもとに作成。
 ※卒業者数は、前年9月卒業及び留学生は除く。

資料6-1-④-C 教育学研究科（修士課程）修了者の就職状況

(大学院修士課程)		平成21年3月修了者の就職状況						
修了年月	(a) 修了者数	就 職 者			(e)就職者計 率=((b)(c)(d))/(a)	(f)進学者 率=(f)/(a)	(g)その他 率=(g)/(a)	(h)進学者を除く 就職率 率=(e)/(a)-(f)
		(b)教員 率=(b)/(a)	(c)企業等 率=(c)/(a)	(d)官公庁 率=(d)/(a)				
平成21年3月	199人 (現職教員等43人) (留学生58人)	76人 38.2%	45人 22.6%	16人 8.0%	137人 68.8%	15人 7.5%	47人 23.6%	74.4%
平成20年3月	207人 (現職教員等51人) (留学生54人)	59人 28.5%	63人 30.4%	22人 10.6%	144人 69.5%	15人 7.3%	48人 23.2%	75.0%
平成19年3月	207人 (現職教員等43人) (留学生80人)	61人 29.5%	58人 28.0%	12人 5.8%	131人 63.3%	12人 5.8%	64人 30.9%	67.2%
平成18年3月	211人 (現職教員等51人) (留学生 62人)	53人 25.1%	62人 29.4%	7人 3.3%	122人 57.8%	18人 8.5%	71人 33.6%	63.2%
平成17年3月	231人 (現職教員等42人) (留学生 67人)	83人 35.9%	61人 26.4%	6人 2.6%	150人 64.9%	25人 10.8%	56人 24.2%	72.8%

(注)

- 数字は、各年とも教員養成学部調査(9月30日現在)のデータをもとに作成。
- 修了者数欄の()内は外数で参考のために示す。
- 官公庁に、スクールカウンセラー、相談員等を含む。(平成20年3月 12人、平成21年3月 10人)

資料資料 6-1-④-D 連合学校教育学研究所（博士課程）修了者の就職状況

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究所就職動向

平成22年4月現在

	国立大学				公立大学				私立大学				短期大学				高等 専門 学校	研究 員等	高 等 学 校	中・ 小・ 養 護	そ の 他	非常勤			未就 職・ 不明	合計				
	教 授	准 教 授	講 師	助 教	計	教 授	准 教 授	講 師	助 教	計	教 授	准 教 授	講 師	助 教	計	教 授						准 教 授	講 師	助 教			計	常 勤 就 職 者 計	大 学 の 非 常 勤	そ の 他 の 非 常 勤
課程修了者	4	24	8	1	37	1			1	7	18	19	7	51	3	2	3			8		9	8	7	5	126	24	5	12	167
単位修得満期退学		5	2	2	9	1			1	3	5	7	3	18			1	1		2		3	7	4	3	47	11	3	13	74
合計	4	29	10	3	46	0	2	0	0	2	10	23	10	69	3	2	4	1		10	0	12	15	11	8	173	35	8	25	241

研究員等…PD, 国立特別支援教育総合研究所, その他研究所の研究員

その他…外国文部省, 療育支援センター等

【分析結果とその根拠理由】

教育学部においては、教育系の卒業者の進学者を除く教員就職率は、65%前後で推移し、教養系の卒業者の進学者を除く就職率も上昇している。教育学研究科（修士課程）では、教員の就職率が大幅に向上し、教職大学院の修了者は、全員教職に就いている。連合学校教育学研究所（博士課程）においては、就職者の約7割が教育界で活躍している。

観点 6-1-⑤： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到係る状況】

教育委員会や企業・団体等を訪問する際に、卒業生の勤務状況、能力、評判などの意見聴取をしており、学生の学修成果等の能力については、高い評価を得ている。

平成19年度に平成17～19年度に教員として採用された本学学部及び大学院（修士課程）出身者について、東京都区市教育委員会及び近隣の各県市教育委員会にアンケート調査を行った。学部卒業生に対しては、「教員として特に優れていると思われる点」としては、きめ細かい学習指導と多面的な児童理解ができ、教科専門性の高さや幅広い見識を持つなどの高い評価を得ている。

「改善を希望する点」としては、社会性やコミュニケーション能力の育成などの指摘を受けている（資料6-1-⑤-A）。修士課程修了者に対しては、「教員として特に優れていると思われる点」としては、専門的知識の豊富さ、教育活動の取り組みに対する真面目さ、向上心と研究への熱心さなどについて高い評価を得ている。一方で「不十分な点、改善すべき点」としては、理論と現実の差について認識しつつ児童生徒の目線に立った理解と指導ができるようにといった指摘も受けている（資料6-1-⑤-B）。連合学校教育学研究所においては、平成19年度に、就職者のいる大学等の教育・研究機関に対してアンケート調査を行った。それによると、①本研究科修了生の優れている点として、実践家、研究者・教育者として優れている、熱心な教育者である、教育現場の実態を踏まえた実践的・具体的な教員養成指導を行うなど、全体的に高い評価を受けている。②改善すべき点としては、「特になし」がほとんどである。③他大学院出身者との違いに

については、回答は少なかったものの、附属学校での経験が生きている、事務業務が的確に遂行できる、教育・研究・臨床実践にバランスがよいなど、実践者としての能力が評価されている。④本研究科への要望としては、実践と理論の統合を追い求める先生を養成してほしい、という意見程度で、他は「特になし」であった。また、平成18年度より国内外の修了生を訪問し、面談を行うとともに、博士課程修了生の上司に相当する人物からも意見聴取している。いずれもそれぞれの就職先で活躍しており、上司に相当する人物からの評価も「実践力と研究推進力の両方を兼ね備えている」と、高い評価を得ている（資料6-1-⑤-C）。

また、平成21年度に文部科学省の委託事業として「教員の資質能力追跡調査事業」による「小学校教員の資質能力と教員養成カリキュラムに関する意識調査」を実施した。本事業は、東京都公立小学校に教員として5年程度の経験を有する本学卒業生を対象として、本学のカリキュラム等と、小学校教育の現場において教員に求められる資質能力との関係を調査したものである。また併せて近隣4市の小学校長を対象として、東京都公立小学校の教員となった者が、学校現場でどのような活動をしているかについても調査を行った。調査結果は報告書「5年経験の小学校教員に焦点を当てた追跡調査」としてまとめられ、一定の成果が確認された。なお、平成22年度から、教員養成の充実・強化を図り、初等・中等教育の優れた教員を多数養成する全学的体制の構築を目的とする「教員養成カリキュラム改革推進本部」を設置し、本調査のさらなる分析と教育の質の向上、改善に向けて、さらに検討していくこととしている。

資料6-1-⑤-A 学部・大学院出身者の教育委員会調査（回答：学部出身者部分の抜粋）

教育委員会	平成17～19年度に教員として採用された本学学部出身者について	
	教員として特に優れていると思われる点	教員として改善を希望する点
A	・純朴であり、子どもと何でもやろうとする姿勢 ・保護者と積極的に関わろうとする姿勢 ・児童理解も多面的にできる。	特になし
B	教材研究、教材準備、校務分掌や合同行事等に熱心に取り組む協調性があり、持ち味を生かしてリーダー性を発揮している者もいる。	教材研究、指導技術、組織人としての職務遂行等についてさらに研鑽に励んでほしい。
C	・小学校の教員としては教科の専門性が高い。 ・中学校教員としては教員養成系の大学出身者ということもあり教科教育については幅広い識見を有している。	大学の所在地との関連もあるが東京都東部地区の教育事情についてももう少し理解を深めてほしい。
D	教育活動に真面目に取り組んでいる。	特に認められない
E	・教職に対する情熱をもち自己におかれている立場を認識している。 ・理解力、自己処理能力に優れている。 ・研修にまじめに取り組む資質向上をめざして学んだことを活かそうとする姿勢がある。	社会性の育成 子ども、保護者、同僚との人間関係づくりに努めるとともに組織の一員として協働する自覚と行動力を身につけることに結びつために。
F	授業力の6つの構成力の1つ「使命感・熱意・感性」が特に優れている。明るく何事にも積極的に取り組む姿勢が見られる。教材研究をしっかり行い授業に対する意識が高い。	指導の技術については今後も追及してもらいたい。
G	・まじめに職務にあたる。 ・物事を前向きにとらえ積極的に自己表現できる。 ・自分の得意分野を持っている。	・（どの大学の出身者にもあてはまるが）深い教材研究が必要であること。 ・謙虚に他人の意見を聞くこと。
H	担当として即戦力となる課題があるが子どもとしっかり関わり努力していく姿勢がよい。	一部の教員ではあるが提出物などが遅れるなど課題がみられる。社会人としての基本的な姿勢をしっかりと指導していただきたい。
I	配置された学校において教員としての力を着実に身につけている。	社会人としての基本的なマナー、明るさ、礼儀、人とのコミュニケーション能力、向上心など。

J	教員として成長を始めた時期です。学ぼうという意欲は評価できます。力量は個人によります。	まわりの意見に謙虚に耳を傾け自ら努力をおしまない姿勢が重要です。一部の教員には課題があります。
K	教員としての使命感をもち一人一人の児童、生徒を大切にしながら指導にあたっています。	学生時代に大人同士のコミュニケーション力及び実体験に基づいた教員としての指導力をさらに身につけさせていただけると幸いです。
L	教員としての能力向上に努めている。研究授業などに積極的に取り組もうとしている。	教員になった当初社会人、教員としての自覚があまりない。
M	明るく意欲的に研修等に取り組んでいる。	個々の人物によって異なるため全体的には、なし。
N	子どもたちに誠実な態度で接する。・研究会等で進んで発表し意欲を感じる。・チームワーク良く協力して行動できる。	特になし。
O	上司の命に対し忠実に従い自らの課題を克服しようと努力をし続ける点。	与えられたことだけでなく、自らの良さを生かした創造的な仕事に取り組もうとする点。
P	多面的に状況を考察しバランス感覚をもっていること。	決められた時刻時間を守ること。
Q	きめ細やかな心配りで学級経営を行う。採用され僅かな期間で学校にも慣れて戦力として活躍する。着実に職務をこなす。	生徒指導に課題のある学校に配置され、教科指導にとまどいがみられた。
R	卒業後5年までの採用が8割で、そのほとんどはまじめで上司や先輩教職員の助言を素直に聞いて勤務している。特に体育系の教員は情熱的であるという評価が多い。	30歳、40歳を越えて採用になった教員については控えめの方が多いようで積極的な動きを期待する学校からすると今一步というところ。
S	教員として資質向上をめざし取り組んでいる。	特になし。
T	・保護者対応が丁寧。特に言葉遣いが良い。 ・子どもの気持ちをよく考え、児童、生徒指導にあたっている。	教材研究に一層の力を入れて授業に臨んでほしい。

資料6-1-⑤-B 学部・大学院出身者の教育委員会調査（回答：修士課程出身者部分の抜粋）

教育委員会	平成17～19年度に教員として採用された本学大学院出身者について		
	教員として特に優れていると思われる点	教員として改善を希望する点	学部出身者と大学院出身者との違い
A	・専門的知識が豊富である。 ・初任者とは思えないほど落ち着いていてきちんとした授業が展開できている。	・自信過剰なところがある。 ・素直さがほしい。	・学部出身者よりもプライドが高く失敗を恐れるためか、挑戦意欲が低い。
B			・児童・生徒理解の方法論をしっかり身につけている。
C	教育活動に真面目に取り組んでいる。言葉遣いが丁寧である。	本人も努力しているが指導力の更なる向上をのぞむ。	学部出身者、大学院出身者としての顕著な面が認められない。従って違いも判別できない。
D		・規律の徹底や生活指導にねばり強く取り組む姿勢（たくましさ）をもつこと。 ・理論と現実の差について認識しつつ対応し児童・生徒の目線に立った児童・生徒理解のあり方及びコミュニケーション能力を身につけること。	
E	児童をしっかり把握し、きめ細やかな指導を行っている。		指導力・勤務状況・研修態度など大きな違いはない。
F	これから力を発揮してくれるものと期待する。	専門性を生かして自ら指導力を高めようと努力を続ける姿勢をもつことである。	専門性があるという点では教科指導において自信をもっている。
G			該当者が少ないが現状では違いは感じられない。
H	・向上心があり研究熱心で好感が持てる。		・大学院出身者は、概して落ち着きを感じる。

	・比較的、現場への適応が早く学校での評価も高い。 ・専門性の高い者が多い。		・学部出身者は若さとエネルギーを感じる。
I	論理的に思考のできる教員が多い。		
J	教員として資質向上を目指し取り組んでいる。		
K	資質、意欲ともによいと思われる。	現場での今後の経験を積んで力量を高めていってほしい。	概ね両者とも教職をしっかりと勤めている。

資料6-1-⑤-C 博士課程 就職先アンケート調査

	1. 平成17～19年度に貴組織に採用された本学大学院連合学校教育学研究科(博士課程)修了生について。			2. 研究科に対するご要望やご意見
	①優れていると思われる点	②改善すべき点	③他の大学院出身者との違い	
A	・仕事が早い ・何事にも積極的		・いい教師を育てたいという情熱が高い	・実践と理論の統合を追い求める先生を養成してほしい
B	・博士を取得しており研究力・教育力において優れている ・研究機関等において実践を重ねてきており、知識のみではなく現実の様々な人や生活への共感性に富んでいる	・大きな組織の中で自分が果たすべき役割認識や使命感に基づいた行動が少し弱い	・自分の大学に対する信頼感がある	
C	・実践家、研究者、教育者としてのあらゆる面においてしっかりした現実認識を踏まえている ・基本的にヒューマニストであってその人柄の暖かさがどの面においても活かされている			
D	・大変熱心な教育者である ・大変優れた組織人であり、職務への積極性がある点	・あらゆることを真剣に受け止めすぎる様子がうかがえる		・修了生とのネットワーク構築による情報の共有
E	・人当たりがやわらかい ・学生指導などにおいて良好な対人関係を築く	・自他共に厳しく臨む側面がマイナスに現われないように私学の現状と学生の実態を理解すること		・独自の目標を学内外に明確に掲げて広く周知させること
F	・学生の理解を助ける努力 ・実践、観察の場の提供、事前事後の準備 ・高い水準での卒論の指導		・目立たないもののすべき事務的業務を的確に遂行できる ・学生の指導にあたって、独善的でなく一人一人の特性を見極めそれぞれに寄り添った指導が出来る ・研究面において着実に研究の地歩を固め論文を作成していること	
G	・高校教員としての現場経験が長いこと、実態を踏まえた実践的・具体的な教員		・より教育実践と教育論理の融合を目指そうと努力している	

	養成を行える			
H	・研究能力に優れ計画性がある ・学生の指導にも熱心に取り組んでいる		・大変優れた人材である	・定員があまりに少ないのでは
I	・協調性がある ・研究面においても活躍している		・謙虚な態度であり、誠実 ・研究等にバランスよく取り組む姿勢	

【分析結果とその根拠理由】

本学出身の教員に対しては各教育委員会から改善点の指摘もあるものの、特に優れた点として、児童理解、教科の専門性の高さ、使命感・熱意・まじめさなど、教員としての資質について高く評価されている。博士課程修了者についても、実践力ある研究者・教育者として高い評価を得ている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 「小学校教員の資質能力と教員養成カリキュラムに関する意識調査」は、本学の卒業生を対象とした先駆的かつ体系的な調査であり、この結果から小学校の教員に求められる資質能力が明確になるとともに今後の教員養成の改善に資するものである。
- ・ 連合学校教育学研究科の設置目的にある教育の理論と実践に関する諸分野に従事する研究職と小中高への就職者が、修了生の約7割となっており、広く教育界で活躍している。

【改善を要する点】

- ・ 教育の成果・効果について、各種委員会による検証等やアンケート調査を行い、検証に努めているが、今後は定期的に在籍する学生に成果を確認する機会を設け、教育の成果・効果の把握を行う取組が必要である。

(3) 基準6の自己評価の概要

教育の達成状況の検証に当たっては、教授会、学生キャリア支援センター等において、学力や就職状況などの状況を検証している。また、平成19年度に学業の到達度や満足度に関する調査を実施し、おおむね良好との回答を得ている。

卒業・修了状況については、最高学年在籍者に対する卒業・修了率は、教育学部約80%、修士課程約70%であり、おおむね良好である。教職大学院では、すべての学生が修了している。資格取得も多岐にわたり、多くの学生が取得している。

平成21年度の学生による授業アンケート調査について、調査結果の平均値を見ると、授業に関する設問に対して学生の約7割から肯定的な回答を得られている。

教育学部においては、教育系の進学者を除く卒業生の教員就職率（進学者を除く）は、65%前後で推移し、教養系の卒業生の進学者を除く就職率も上昇している。教育学研究科（修士課程）では、教員の就職率が大幅に向上し、教職大学院の修了者は、全員が教職に就いている。連合学校教育学研究科（博士課程）においては、就職者の約7割が教育界で活躍している。

教育委員会からの意見聴取の結果、本学出身の教員は、改善点の指摘はあるものの、特に優れた点として、児童理解、教科の専門性の高さ、使命感など、教員としての資質について高い評価を得ている。博士課程修了者についても、実践力ある研究者・教育者として高い評価を得るとともに、大きな期待を獲得している。

基準7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点7-1-①: 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到る状況】

教育学部の新入生には、入学時に、全選修・専攻に共通の履修オリエンテーションを実施した後、選修・専攻ごとにカリキュラム、履修方法、資格取得等について説明を行っている。その後、選修・専攻ごとに履修相談会を開催し、教員による指導・助言を得る機会としている。また、2年生以上の学部学生には、年度始めに、各学年別に履修オリエンテーションを行うとともに、新2年生以上対象の履修相談会を開催している。(別添資料7-1-①-1)。

さらに、教育実習に関しては、各学年で行われる「観察実地研究」「基礎実習」「応用実習」「研究実習」について、それぞれオリエンテーションを実施し、教育実習の概要・心得や手続きの方法等について説明を行っている(別添資料7-1-①-2)。

新教員養成コースについては、学部1、2年生対象に、ガイダンスを実施し、2年次後期から登録申請を行うこととしている(別添資料7-1-①-3)。

教育学研究科の新入生には、入学時に、専攻・コース等ごとに履修方法等のオリエンテーションを行っている(別添資料7-1-①-4、別添資料7-1-①-5)。

連合学校教育学研究科では、入学時に、オリエンテーションを2日間行っている。1日目は新入生を対象に、2日目は1～3年生を対象に履修方法等についてオリエンテーションを行い、特に1年生については、主指導教員の参加を得て、オリエンテーションの充実を図っている(別添資料7-1-①-6)。

別添資料7-1-①-1	平成22年度学期始め行事一覧表
別添資料7-1-①-2	教育実習関係オリエンテーション関連資料
別添資料7-1-①-3	新教員養成コース リーフレット
別添資料7-1-①-4	平成22年度新入生学期始行事予定表(大学院修士課程)
別添資料7-1-①-5	平成22年度新入生学期始行事予定表(教職大学院)
別添資料7-1-①-6	連合学校教育学研究科(博士課程)平成22年度学期始め行事日程

【分析結果とその根拠理由】

教育学部では、年度始めに、新入生から4年生までを対象に、それぞれカリキュラムや履修方法等について全体・選修・専攻単位でオリエンテーションを行っている。また、新入生から4年生を対象に履修相談会を開催している。さらに教育実習の種類ごとにオリエンテーションを、新教員養成コースについてはガイダンスを行っている。

大学院新入生には、入学時に、カリキュラムや履修方法等についてオリエンテーションを行っている。さらに連合学校教育学研究科では、1年生から3年生を対象にオリエンテーションを開催し、特に1年生の主指導教員の参加を得て、オリエンテーションの充実を図っている。これらのことから、授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されている。

観点7-1-②: 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生のニーズを汲み上げるために、大学と学生自治会が話し合う中央懇談会を年2回、学長と学生が直接話し合う懇談会、留学生の意見を聴く会及び学長主催の留学生懇談会を年1回開催している。また、現職教員を対象に、大学院に在籍する現職教員との交流会を年1回開催している。中央懇談会では、カリキュラム、施設設備、課外活動環境について話し合いが行われ、懇談会では、テーマを特に設定せず、フリートーク形式で行っている。また、現職教員との交流会では、履修、修士論文に関する状況や大学生生活全般等についての情報交換の場とするとともに、併せて研究上の悩みや大学の研究支援体制に対する意見・要望等を問うアンケート調査を実施している（別添資料7-1-②-1）。

学習相談、助言、支援については、各学生に対して入学時より指導教員を配置し、授業履修や学習上の問題に関し、相談・助言を行えるようにしている。平成17年度において、「東京学芸大学教育学部運営規程」の中に「指導教員」の条項を新たに設け、これに基づいて「指導教員に関する要項」を定めてその役割を明確化している（資料7-1-②-A、別添資料7-1-②-2）。また、学習相談、助言等をより広く行うため、全教員がオフィスアワーを実施している（資料7-1-②-B）。各教員のオフィスアワーの時間帯については、学生は学生情報トータルシステム上で確認できる（別添資料7-1-②-2）。

履修未登録学生及び修得単位不足学生に対しては、平成17年度に「学生の履修状況に関する指導の取扱いについての要領」を定め、指導教員による履修指導を行っている（資料7-1-②-C、資料7-1-②-D）。また、平成19年度からは、卒業延期者及び修得単位不足学生の連帯保証人に対し、当該学生の学修状況等を通知し、連帯保証人と連携して当該学生の履修指導を充実させる取組みも行っている（別添資料7-1-②-3）。

教育実習に関して、平成19年4月に「教育実習における学生のメンタルヘルス支援に関する方針」を策定し、教育実習メンタルヘルス支援委員会を設置している。具体的な取組・支援としては、①支援が必要と思われる学生の状況把握、②附属学校・園教諭との協議、③当該学生への面談、④関係部署との連携等を図りながら教育実習における学生のメンタルヘルス支援に関する総合的な支援を行っている。さらに、9・10月の附属学校・園での教育実習時には、本学の修士課程で心理学・カウンセリングを学ぶ大学院生を「教育実習サポーター」として配置し、メンタル面で不安を抱える実習生のピアサポーターとして支援にあたっている（資料7-1-②-E、別添資料7-1-②-4）。

教育学研究科及び連合学校教育学研究科では、学生のニーズに基づき、学会発表の際に奨励費を支給する「研究奨励事業」制度を導入している（別添資料7-1-②-5、別添資料7-1-②-6）。学会に発表する際には、教育学研究科では、国内の場合2万円、海外の場合4万円を支給している。連合学校教育学研究科では、国内の場合5万円、海外の場合10万円を支給している。さらに、連合学校教育学研究科では、院生同士の共同研究に対する「院生連携研究プロジェクト」を導入している。研究期間は2年間で、1年間1件最大100万円を支給し、研究活動を支援している。

(資料7-1-②-A) 指導教員に関する要項 (抜粋)

<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要項は、東京学芸大学教育学部運営規程第20条第2項の規定に基づき、指導教員の役割等について定めるものとする。 (指導教員)</p> <p>第2 教室は、当該教室が指導を担当する学生に対して、当該学生が在学期間中学習目標を持ち、健全な学生生活を送れるよう、入学時から各学生に指導教員1名を定め、当該教室の構成員を持って充てるものとする。</p> <p>第3 教室は、前項の規定にかかわらず、担当する学生数が他の教室と比較して多いなど特別な事情がある場合は、他の教室に指導教員を依頼することができる。 (指導教員の変更)</p>
--

<p>第4 教室は、該当学生の指導上必要があると認める場合は、指導教員を変更することができる。 (届出)</p> <p>第5 教室は、第2項又は前項により、指導教員を定め又は変更した場合は、学長に届け出るものとする。 (指導教員の代行)</p> <p>第6 指導教員が不在等により緊急的な事項に対して対応できない場合は、当該教室の教員がその役割を臨時に代行することができる。 (役割)</p> <p>第7 指導教員は、担当する学生の修学、進路等学生生活全般にわたり指導・助言を行うものとし、次の役割を担うものとする。 (1) 適切な機会(オフィスアワー、教室による学生面談週間等)を設定し、定期的に学生と面談する。 (2) 学生の単位の修得や成績などの修学状況を把握し、学生の進路希望等に応じて適切に指導・助言を行う。 (3) 学生からの相談に応じ、必要な指導・助言を行う。その際、メンタルヘルス面での対応が必要と判断される場合は、学生相談窓口又は保健管理センターに相談する。 (4) 学則第47条により懲戒処分を受けた学生に対して、適切に指導・助言を行う。 (5) 学生の異動、各種奨学金の申込み、教育実習の申請等に際しては、公正な意見書を作成し、そのための面接を行う。 (6) 学生に係る不測の事態が発生した場合は、必要な対応を行う。 (責務)</p> <p>第8 指導教員は、学生指導に際しては、学生の人権に十分配慮しなければならない。 2 指導教員は、指導教員として知り得た学生の個人情報、学生指導以外の目的に使用してはならない。 (出典：教務委員会資料)</p>
--

(資料7- 1- ②-B) オフィスアワーについて

<p>(定義) オフィスアワー制度とは、教員があらかじめ用意した特定の時間帯に、教員の研究室等に学生が訪問し、学生の授業内容や修学・進学などに関する質問・相談等に応じるものです。</p> <p>(対象) 本学学生</p> <p>(時間等) 授業期間中に週1日、1コマ以上(授業時間割第1時限～第5時限の任意の時限に設定) 前、後期の時間変更及び随時の時間変更も可(臨時変更の場合、研究室等前に貼り出すことで対応)</p> <p>(場所) 研究室等、教員の指定する場所</p> <p>(学生への周知) 大学のホームページ上に一覧を掲示し、オリエンテーション及び学生生活の手引への掲載等を実施する。</p> <p>(その他) 学生から別途予約がある場合は、その都度対応するものとする。</p> <p>(今後の日程) 年内もしくは遅くとも1月までに全教員が日時場所を設定し、教室主任がとりまとめて学務課に提出する。 (出典：教務委員会資料)</p>

(資料7- 1- ②-C) 学生の履修状況に関する指導の取り扱いについて

<p>学生の履修状況に関する指導の取り扱いについて</p>
<p>1. 趣旨・目的 履修未登録学生及び修得単位不足学生に対する履修指導を行う際の取扱いを定めるものである。 学生個々の修学状況に応じたきめ細かな履修指導を行い、履修指導体制の充実を図ることを目的とする。</p> <p>2. 履修未登録学生に対する指導について 前期履修登録後(5月下旬)に、副学長(学務課)から教室主任及び指導教員あて未登録学生の氏名を通知する。これを受けて指導教員は以下の対応を行う。 (1) 当該学生又は保証人(保護者)に連絡を取り、履修未登録の理由等を把握し、必要に応じて単位修得状況データを学務課より取り寄せて履修指導を行う。 (2) 保証人及び家族とも連絡が取れない場合、又は指導教員のみでの対応が困難と思われる場合は、関係部署(学務課、学生サービス課、保健管理センター)と連携して履修指導を行う。 (3) 6月末までに、履修指導の実施結果又は途中経過状況を、教室主任及び副学長(学務課)に報告する。 なお、当該学生から事前にご相談を受けて状況を把握している場合は、その内容を報告する。</p> <p>3. 修得単位不足学生に対する指導について 4月当初に、副学長(学務課)から教室主任及び指導教員あて前年度の修得単位が不足している学生(※1)について、氏名と修得単位数一覧を通知する。これを受けて指導教員は以下の対応を行う。</p>

- (1) 当該学生に連絡を取り面談の日時を設定し、成績通知表を基に履修指導及び助言を行う。
- (2) 4月末までに、履修指導を実施した結果を、教室主任及び副学長（学務課）に報告する。
なお、当該学生から事前に相談を受けて状況を把握している場合は、その内容を報告する。

4. 成績評価の基準点以下の学生に対する指導について

4月並びに10月初に、副学長（学務課）から教室主任及び指導教員あて前の学期の成績評価（GPA）が基準以下の学生（※2）について、氏名と成績評価一覧を通知する。これを受けて指導教員は以下の対応を行う。

- (1) 当該学生に連絡を取り面談の日時を設定し、成績通知表を基に履修指導及び助言を行う。
- (2) 当該月末までに、履修指導を実施した結果を、教室主任及び副学長（学務課）に報告する。
なお、当該学生から事前に相談を受けて状況を把握している場合は、その内容を報告する。

（参考）

- ※1 修得単位数が不足している学生について、必要な事項は別に定める。
- ※2 成績評価（GPA）の基準について、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この取扱いを、平成19年4月1日から施行する。

（出典：教務委員会資料）

（資料7- 1- ②-D）学生の履修状況に関する指導の取り扱いについて

学生の履修状況に関する指導の取り扱いについて

平成21年3月9日

教務委員会申合せ

この申合せは、「学生の履修状況に関する指導の取り扱いについて」に基づき、必要な事項を定める。

1. 修得単位数不足学生に対する指導について

修得単位数が不足している学生については、カリキュラム実施細則第11条第2項に定める「各学期における履修登録単位数は、各学期22単位を標準とする。」に基づき、前年度修得単位数が22単位以下（年間標準登録単位数の半分）の者であって、次の事項に該当する者とする。

- 1) 2年次並びに3年次は、前年度での修得単位数が22単位以下の学生。
- 2) 4年次は、3年次までの総修得単位数が99単位以下で、前年度での修得単位数が22単位以下の学生。
- 3) 4年次（留年）は、卒業必要単位数を30単位以上残している学生で、前年度の修得単位数が22単位以下の学生。

2. 成績評価（GPA）が基準点以下の学生に対する指導について

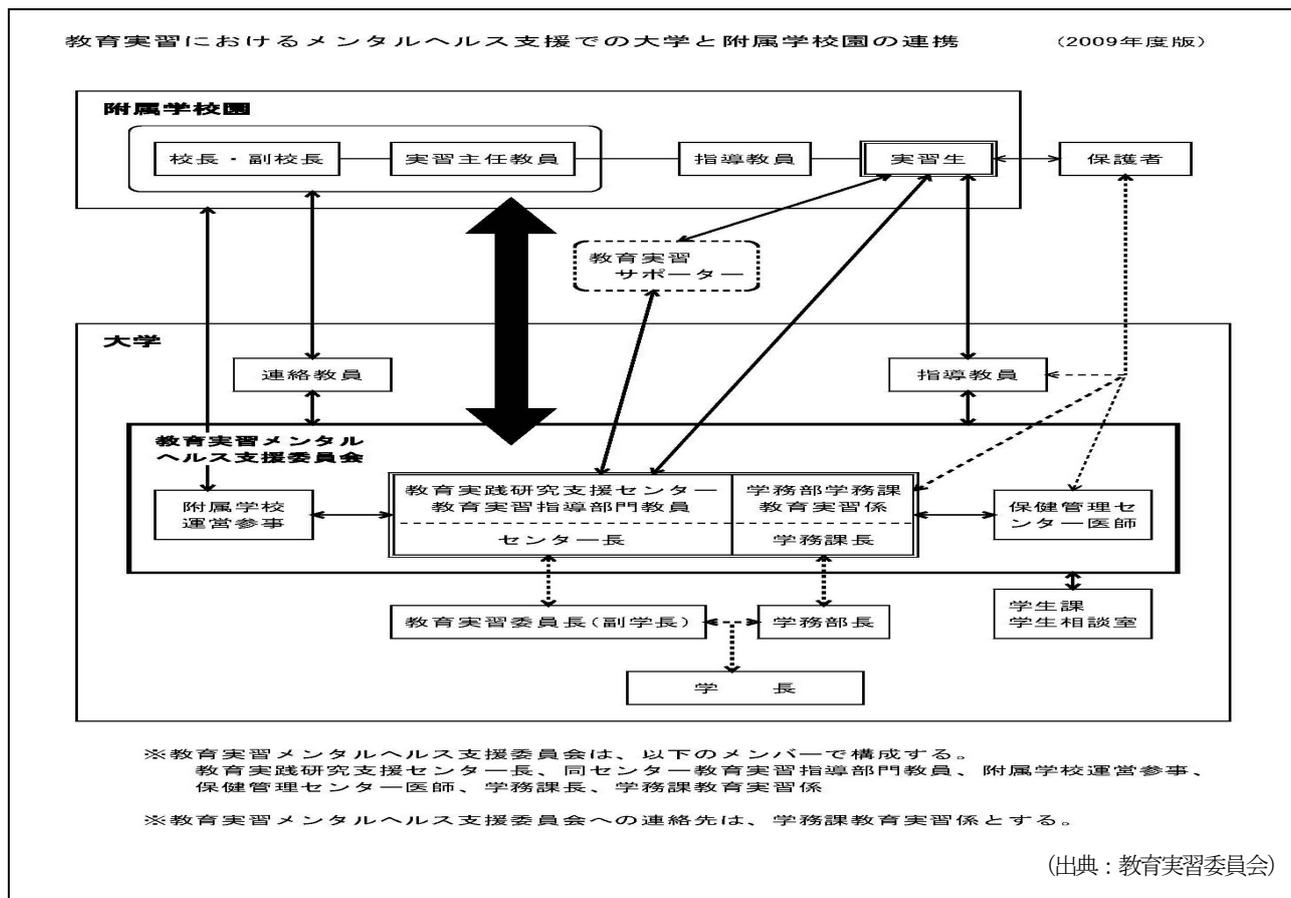
成績評価（GPA）が基準点以下の学生に対する指導は、1、2年次生を対象とし、成績評価（GPA）が2.0未満の学生とする。

附 則

- 1 この申合せは、平成21年4月1日から施行する。
- 2 学生の履修状況に関する指導の取り扱いについて（平成19年2月16日付け教務委員会申合せ）は、廃止する。

（出典：教務委員会資料）

資料7-1-②-E 教育実習における学生のメンタルヘルス支援の連携図



別添資料7-1-②-1 大学院に在籍する現職教員との交流会

URL : http://www.u-gakugei.ac.jp/~graduate/syushi/e_teacher/supoort_center/data/h20/01-03.pdf

別添資料7-1-②-2 指導教員制度、オフィスアワー (学生生活の手引き p.14)

別添資料7-1-②-3 履修指導を必要とする学生の連帯保証人に対する学修状況等の通知に関する取扱い要項

別添資料7-1-②-4 教育実習における学生のメンタルヘルス支援

別添資料7-1-②-5 東京学芸大学大学院教育学研究科教育研究奨励事業実施要項

別添資料7-1-②-6 平成22年度連合学校教育学研究科研究奨励事業募集要項

【分析結果とその根拠理由】

学習支援に関するニーズは、学生や現職教員との話し合いの場を設けるなどの取り組みを通して適切に把握できるようにしている。学習相談、助言、支援に関しては、指導教員制度、全教員によるオフィスアワー等を行っている。また、大学院生に対しては、学会に発表する際の旅費を支給している。これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われている。

観点7-1-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし。

観点7-1-④： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

本学には、特別な支援を行うことが必要と考えられる者として、留学生、社会人学生（現職教員）、障がいのある学生が在籍している。

留学生の支援については、チューター、論文添削、パソコンの貸出を行っている。チューターについては、来日1年未満の留学生に対し、学習支援・生活支援のために設けている。平成21年度にチューターを希望した留学生は、前期80名、後期75名であった。チューターに対しては、国際課及び留学生センター生活指導部門によるチューター説明会を年2回開催している。論文添削については、修士論文の作成時に日本人学生に日本語添削を依頼する制度である。平成21年度に論文添削を申し込んだ留学生は計29名であった。ノートパソコンの貸出は、すぐに自分のパソコンを用意できない留学生のために貸出用パソコンを用意している。貸し出しは、パソコン必携となっている学部留学生を優先し、貸出期間は3カ月となっている。平成21年度に利用した留学生は、3名であった。また、留学生への日本語支援に関しては、留学生センターにより、全学留学生対象の日本語科目・日本の文化と社会に関する科目を開設しており、ホームページで周知している（別添資料7-1-④-1）。提供している日本語科目に対する満足度については、留学生センターにより日本語、中国語、韓国語及び英語で作成した「授業アンケート」を実施し、極めて高い評価を得ている。

社会人学生については、該当者が主に現職教員であり大学院に在籍していることから、修士課程及び教職大学院での履修と研究についての支援が中心になっている。制度面・カリキュラムでは、短期特別コース・長期履修学生制度や1年履修プログラムの導入や修士課程では多くの授業科目を6限（18時から）・7限（19時40分から）の夜間に開講している。

障がいのある学生については、バリアフリーの基本方針に基づき各施設についての細目及びソフト面の細目のチェックリストを整備し、運用している。例えば、聴覚障がい者には、授業時及び学内行事に2名の支援学生をノートテイカーとして配置している。また、学生キャリア支援センターにおいて、教育・生活環境の整備などを中心に個々の学生に必要なニーズへの対応を行っており、平成22年度からは、教務委員会の下に「障がい学生支援部会」を設け、引き続き、修学環境の向上を図ることとしている（別添資料7-1-④-2）。

別添資料7-1-④-1 留学生センター開設 日本語科目

URL： <http://www.u-gakugei.ac.jp/~gisec/g02zaigaku/g02zaigaku.html#g0202.jp>

別添資料7-1-④-2 東京学芸大学教務委員会障がい学生支援部会要項

URL： http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h220414_7yko.html

【分析結果とその根拠理由】

留学生については、チューター制度、論文添削、パソコン貸出等を行っている。社会人学生（現職教員）については、短期特別コース、長期履修学生制度及び1年履修プログラムの導入や修士課程では多くの授業科目の夜間開講が行われている。障がいのある学生に対しては、ノートテイカー等を配置するなど、必要な対応を行っている。また、関係委員会において、修学環境の向上を図っている。これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援が適切に行われている。

観点 7-2-①： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。**【観点に係る状況】**

全学的な自主的学習環境として、グループ討論や自習室として活用できるインフォメーションホール（PC端末設備）及び学生ラウンジ2室並びに学生が自由に使用できる情報端末室4室（収容人数合計は164名）を設置している。また、附属図書館にも通常の閲覧室と端末設置閲覧室の他に、3名以上のグループで1日3時間まで使うことのできる共同学習室を4室設けている。附属図書館は、平日授業期は8時30分から22時、平日休業期は8時30分から17時、土・日・祝日は11時（平成22年度から10時）から17時まで利用できる。一方、個別の自主的学習施設としては、各ゼミ室、実験室、観測施設、運動施設、ピアノ練習室、声楽練習室、書道実習室、金属加工室等、実に多岐にわたる施設が開放され活用されている。

大学院学生に対しては、附属図書館の3階に、授業期間は21時30分まで利用できる自習スペースを28席（うち2席は車椅子用）及び第2むさしのホール3階にパーソナルコンピューターを設置した自習室を1室を設けている。さらに博士課程学生専用に、パーソナルコンピューター及びポスターセッション用のポスターが印刷できる大型プリンターを設置した院生ミーティングルームを1室を設けている。

【分析結果とその根拠理由】

自主的学習環境に関して、インフォメーションホール、学生ラウンジ、情報端末室、附属図書館に加え大学院学生用の自習スペースを整備している。しかしながら、大学院においては、自習室、ゼミ室等が絶対数として不足しており、特に平成20年度に開講した教職大学院においては、大学院生の自主的学習環境の整備が急がれる。

観点 7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。**【観点に係る状況】**

学生の課外活動は人間形成の場として重要な学生の課外活動に関して、平成21年度は文化系サークル73団体、体育系サークル70団体及び小金井祭実行委員会1団体の計144の団体が、公認活動団体として活動している。学生のサークル活動が円滑に行われるよう、各サークルには顧問教員を置いている（別添資料7-2-②-1、別添資料7-2-②-2）。サークル活動のための施設として、体育関連施設や課外活動共用施設を整備している。また、サークル団体のリーダー研修会を実施し（毎年参加者約200名）、リーダーの心得とともに、アルコール・ハラスメント対策や緊急時の人命救助の方法など、サークル活動に必要な知識を習得する機会を設けている。

さらに、学術研究活動、課外活動、社会活動等において高い社会的評価を受けた学生に対し学長が表彰する制度を平成21年度から設け、第1回表彰においては、3名の学生が表彰された（資料7-2-②-A）。

別添資料7-2-②-1 サークル一覧（2010大学案内 pp.57-59）

別添資料7-2-②-2 顧問教員に関する要項

資料 7-2-②-A 東京学芸大学学生表彰規程（抜粋）**（趣旨）**

第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第46条第2項の規定に基づき、東京学芸大学（以下「本学」という。）の学生（大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を含む。以下同じ。）及び学生団体（以下「学

<p>生等」という。)の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(表彰の基準)</p> <p>第2条 表彰は、学生等のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。</p> <p>(1) 学術研究活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの</p> <p>イ 国際的又は全国的規模の学会等から賞を受けたもの</p> <p>ロ その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの</p> <p>(2) 課外活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの</p> <p>イ 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等(以下「競技会等」という。)において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの</p> <p>ロ 全国的又は地区的規模の競技会等において、特に顕著な功績を挙げたもの</p> <p>(3) 社会活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの</p> <p>イ ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの</p> <p>ロ 人命救助、犯罪防止、火災救援等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの</p> <p>ハ その他社会活動において、特に高い評価を受けたもの</p> <p>(4) その他前各号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められるもの</p> <p>(表彰候補者の推薦)</p> <p>第3条 副学長(教育等担当)は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生等がある場合は、学生委員会の議を経て、表彰候補者として学長に推薦するものとする。</p> <p>(表彰の決定)</p> <p>第4条 学長は、前条の推薦に基づき、表彰する学生等を決定する。</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行うものとする。</p> <p>2 前項の表彰状に併せて、記念品等を贈呈することができる。</p>
--

【分析結果とその根拠理由】

サークル等の課外活動が円滑に行われるよう、顧問教員制度や、体育関連施設や課外活動共用施設を整備している。また、サークル団体のリーダー研修を行い、サークル活動に必要な知識を習得する機会を設けている。さらに、学術研究活動、課外活動、社会活動等において高い社会的評価を受けた学生に対し学長が表彰する制度を設け、学生の表彰を行っている。

観点7-3-①：生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、学生のキャリア形成支援、各種相談、健康サポートなどを行うため、学内の諸機関を「総合学生支援機構」として有機的に結び付け、トータルに学生支援を行う体制を整備している(資料7-3-①-A、資料7-3-①-B)。総合学生支援機構は、学生相談センター、学生キャリア支援センター、学芸カフェテリア、保健管理センター、留学生センター、キャンパスライフ委員会及び関係事務が連携して、学生支援の充実に資するため、必要な業務を行っている。

学生キャリア支援センターは、学生のキャリア支援及び就職活動を支援することを目的としている。当該センターには、「啓発推進」「教員就職対策」「企業・公務員等就職対策」「学芸カフェテリア」「広報活動」の5つの専門部会(平成22年度は3部会)を置き、部会ごとの目標に応じた活動を行っている。就職相談については、教員関係に3名、企業・公務員関係に2名の相談員を置いている。また、教員就職相談員については、5月から7月の期間、5名増やして8名体制として、相談受入体制の充実に図っている(資料7-3-①-C)。

学生相談センターは、学生の生活上の相談に応じ、豊かで快適な学生生活の支援に寄与することを目的としてい

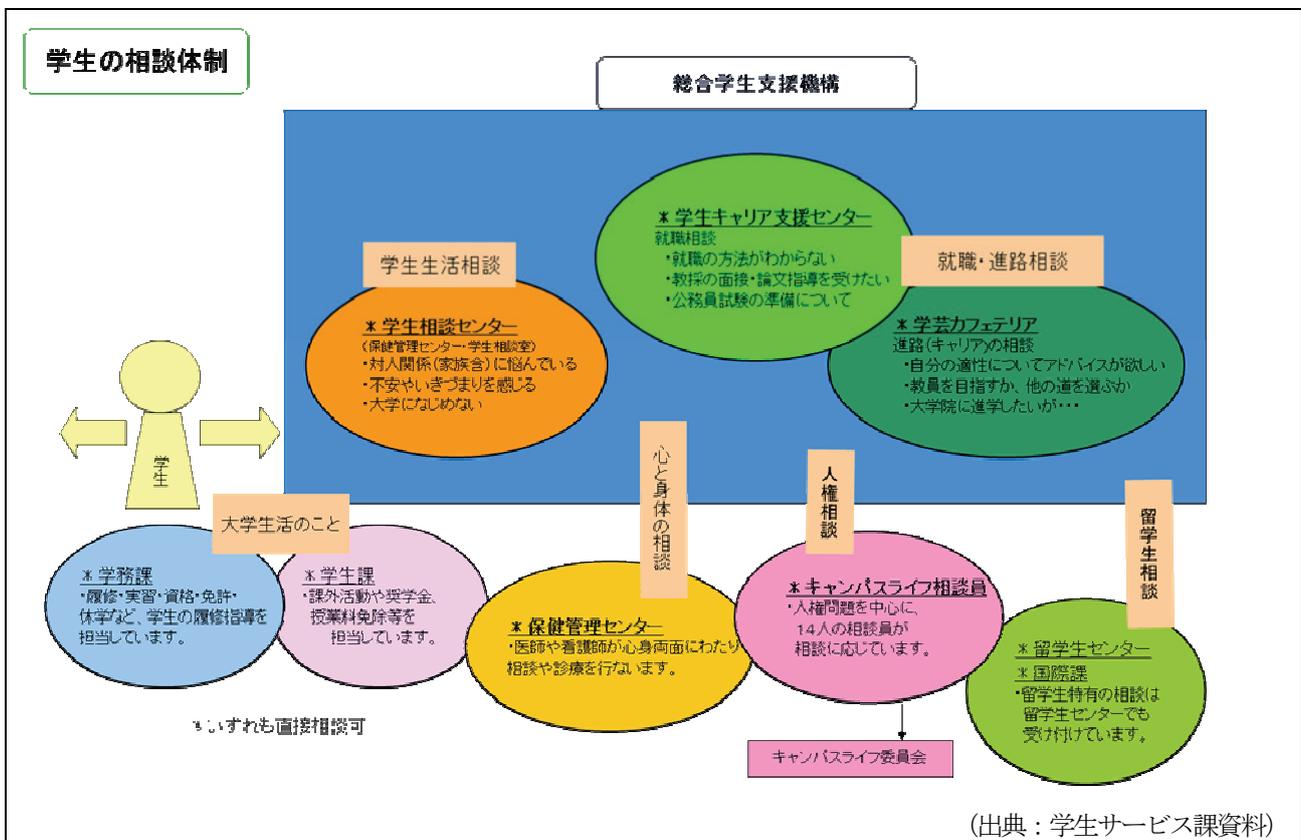
る。当該センターには、心と身体の相談関係に3名の精神科医及び1名のカウンセラー、学生生活相談関係に2名のカウンセラーを置いている（資料7-3-①-D）。

保健管理センターは、保健管理に関する専門的業務を行うことを目的としている。当該センターには内科医及び精神科医各1名を置き、学生の健康相談等を実施している（資料7-3-①-E）。

さらに、平成19年度文部科学省新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラムに採択された「学芸カフェテリアによる学修・キャリア支援事業—全学の援助資源の活用と最適化された学生支援プログラムの開発—」により、学修と将来設計を支援する「学芸カフェテリア事業」を実施している。平成20年5月から本格的な業務を実施し、支援メニューを「学芸カフェテリア」というウェブサイトで開設するとともに、実際に講義棟にカフェテリアオフィスを開設している。これらにより、学生支援プログラムの入手、参加申し込みが簡便になり、学生が自由に集う「学生カフェテリア」という空間も機能している。提供されるメニューは「学修支援」と「キャリア支援」の2つがあり、平成21年度は、学修支援メニュー20講座、キャリア支援メニュー40講座、計60講座を開講し、学修支援メニュー386名、キャリア支援メニュー1,004名の延べ1,390名の参加している。また、ウェブサイトによる、講座の周知や申し込み、諸情報の提供、キャリア・ナビ（キャリア相談）の予約といった機能を充実させている。また「キャリアナビ」の名称でキャリアプランナーによる相談も実施している（別添資料7-3-①-1～別添資料7-3-①-3）。

人権侵害に関する相談については、キャンパスライフ委員会の委員11名と、教員・職員からなる14名の相談員が対応する体制をとっており、英語、中国語、韓国語での相談も可能である（資料7-3-①-F）。

資料7-3-①-A 総合学生支援機構



資料 7-3-①-B 東京学芸大学総合学生支援機構規程 (抜粋)

(設置)

第1条 東京学芸大学 (以下「本学」という。) に東京学芸大学総合学生支援機構 (以下「機構」という。) を置く。

(目的)

第2条 機構は、学生相談センター、学生キャリア支援センターその他学内の学生支援組織を統括し、指導教員の協力のもと、本学における学生支援の充実に資するため、必要な業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 機構は、学生相談、学生のキャリア支援その他学生支援に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生支援の現状を把握すること。
- (2) 新たな方策及び改善策の企画・立案並びにその実現に必要な措置を実施すること。
- (3) 学内の関連する機関との連絡・調整に関すること。
- (4) その他学生支援体制の整備のために必要なこと。

資料 7-3-①-C 東京学芸大学学生キャリア支援センター規程 (抜粋)

(目的)

第2条 センターは、東京学芸大学 (以下「本学」という。) における学生のキャリア形成及び就職活動を支援することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生のキャリア形成に向けた能力及び態度の発達に関すること。
- (2) 学生の進路相談に関すること。
- (3) 学生の教員就職支援に関すること。
- (4) 学生の一般就職支援に関すること。
- (5) 学生のインターンシップ及びボランティアに関すること。
- (6) 東京教師養成塾、公立学校教員採用候補者の大学推薦等に関すること。
- (7) その他学生のキャリア支援に関すること。

資料 7-3-①-D 東京学芸大学学生相談センター規程 (抜粋)

(目的)

第2条 センターは、東京学芸大学 (以下「本学」という。) 学生の学生生活上の相談 (以下「学生相談」という。) に応じ、豊かで快適な学生生活の支援に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生相談及びカウンセリングに関すること。
- (2) 学生生活上の問題に対する予防的な啓発活動に関すること。
- (3) 他の組織等との連携・協力に関すること。
- (4) 相談業務の実施に必要な研修及び教職員への啓発活動に関すること。
- (5) その他学生相談に必要な業務に関すること。

資料 7-3-①-E 東京学芸大学保健管理センター規程 (抜粋)

(目的)

第2条 センターは、本学の保健管理に関する専門的業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の健康診断及び健康相談
- (2) 学生の精神衛生に関する業務
- (3) 学生に対する健康診断の事後措置等健康の維持増進についての必要な指導助言
- (4) 学内の環境衛生及び伝染病の予防についての指導助言
- (5) 学内の保健計画の実施
- (6) 保健管理の充実向上のための調査研究
- (7) その他必要な業務

資料 7-3-①-F 東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程 (抜粋)

<p>(設置)</p> <p>第1条 東京学芸大学 (以下「本学」という。) に、東京学芸大学キャンパスライフ委員会 (以下「委員会」という。) を置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 委員会は、本学において学生並びに教職員の人権が尊重され、安全で快適なキャンパスライフを送ることができるように、人権侵害の問題等、大学生活のさまざまな場面において快適な生活の障害となる諸問題について、その予防・改善を図るための諸活動を行うことを目的とする。</p> <p>(任務)</p> <p>第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる任務を遂行するとともに、その任務の遂行のために一般的な対応並びに個別的な対応について調査・検討する。</p> <p>(1) 個別の相談、申し立てを受け付ける窓口を設置し、個別的な対応を図る。</p> <p>(2) 人権の尊重についての本学の基本姿勢を明確にし、これを広く全学に示す。</p> <p>(3) 人権尊重の意識を喚起するため、必要な情報の収集や継続的な啓発活動を実施する。</p> <p>(4) 人権侵害の問題に対する一般的な予防措置を講ずる。</p> <p>(5) 重要な人権侵害の問題については、必要な調査と対応を図る。</p> <p>(6) その他快適なキャンパスライフを確保するために必要な活動を行う。</p> <p>2 委員会は、前項の任務を遂行する上で必要であると認めるときは、学長、学内の関係機関及び関係者に対し、問題の解決及び再発防止のために必要な具体的対応を求める提言を行うことができる。ただし、関係者に対して提言を行おうとするとき又は学内の関係機関に対して教育研究体制の変更等重要な提言を行おうとするときは、あらかじめ学長の承認を得なければならない。</p> <p>3 委員会は、その活動について年次報告をまとめ、全学に提示する。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名</p> <p>(2) 保健管理センター教員 1名</p> <p>(3) 総務部長</p> <p>(4) 学務部長</p> <p>(略) (キャンパスライフ相談員)</p> <p>第8条 委員会に、学生、教職員の個々からの人権侵害等に関する申し立てや相談に応じる窓口としてキャンパスライフ相談員 (以下「相談員」という。) を置く。</p> <p>2 委員会は、相談員の役割、機能等について、全学に十分周知するものとする。</p> <p>3 委員会は、相談員からの要請があり、必要と認める場合、学外の協力を得ることができる。</p> <p>4 相談員については、別に定める。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第9条 委員会に、心理的支援のための専門委員を置く。</p> <p>2 専門委員については、別に定める。</p>

別添資料 7-3-①-1 学芸カフェテリア ホームページ

URL : www.u-gakugei.ac.jp/~cafepro/g-cafe/

別添資料 7-3-①-2 学芸カフェテリア News Letter Vol.5 2010.4.1

別添資料 7-3-①-2 活動状況報告 (学芸カフェテリア Booklet Vol.3 2010.3.25 pp.90-93 掲載原稿)

【分析結果とその根拠理由】

本学では、学生のキャリア形成支援、各種相談、健康サポートなどを行うため、学内の諸機関を「総合学生支援機構」として有機的に結び付け、トータルに学生支援を行う体制を整備している。学生の相談・助言体制は、学生キャリア支援センター、学生相談センター等のほか学芸カフェテリアなどの機能も加え充実を図っている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われている。

観点 7-3-②： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

本学には、特別な支援を行うことが必要と考えられる者として、留学生、障がいのある学生等が在籍している。留学生については、4月と10月の年2回、新しく入学してきた留学生を対象にオリエンテーションを実施し、指導教員との相談方法や学生チューター制度、福利厚生、在留資格などについての説明を行っている。説明においては、日本語と英語を併記した冊子「外国人留学生の手引き」を利用している（別添資料7-3-②-1）。日本語力が十分ではない留学生に対して、生活面・学習面の支援を行うチューター制度を設けている。平成21年度にチューターを希望した留学生は、前期80名、後期75名であった。チューターに対しては、国際課及び留学生センター生活指導部門によるチューター説明会を年2回開催している。留学生センターでは、各教員による相談日を設け、英語での相談可能日も設定しており、掲示及びホームページにより日本語と英語で周知しているほか、学内の関係部門と連携し、英語・中国語・韓国語による生活相談体制を整備している（別添資料7-3-②-2）。また、毎年「留学生の意見を聴く会」や「学長主催の留学生懇談会」を開催し、留学生のニーズの把握につとめている。留学生宿舍として、東久留米市に国際学生宿舍を、本学キャンパス内に国際交流会館を設置している。さらに、平成22年4月から、民間会社と1棟48室の一括借上契約を締結し、東恋ヶ窪国際交流ハウスを設置している。

学内のバリアフリー化については、エレベーター、身障者用トイレ、身障者用駐車場の設置、段差の解消、出入口にスロープの設置、点字ブロックの設置等、数多くの対応を行っており、障がいのある学生等の利用者が円滑に利用できるように配慮がなされている。

平成22年4月から、教職員や学生の子育て支援を推進するための福利厚生施設として、「学芸の森保育園」を開園している。平成22年4月現在の利用者は学生4名である。

別添資料 7-3-②-1 外国人留学生の手引き

別添資料 7-3-②-2 留学センター 相談窓口

URL : <http://www.u-gakugei.ac.jp/~gisec/s01soudan/s01soudan.html>

【分析結果とその根拠理由】

留学生については、年2回オリエンテーションを実施し、日本語と英語を併記した冊子「外国人留学生の手引き」を利用して説明を行っている。また、日本語及び外国語による生活相談体制を整備し、チューター制度も活用されている。学内のバリアフリー化については、エレベーター、障がい者用トイレ、段差の解消などが整備され、円滑に利用できるように配慮がされている。また、福利厚生施設として、「学芸の森保育園」を平成22年4月に開園している。これらのことから、特別な支援を行う必要があると考えられる学生への生活支援等が適切に行われている。

観点7-3-③： 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学部生、大学院生に対する入学科・授業料の免除、奨学金の貸与等については、「入学科免除及び徴収猶予取扱規程」「授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程」「日本学生支援機構奨学生」選考規程」を定めて、これらの規程に基づいて、学生委員会の小委員会が毎年開催する選考委員会によって厳正な選考を行い、さらに学生委員会による審議を経て対象者を決定している（資料7-3-③-A～資料7-3-③-C）。

資料7-3-③-A 入学料免除実績

入年度・学期	区分	申請者数	全学免除者	半額免除者
平成19年度	学部	0	0	0
	大学院	117	6	28
	専攻科	2	0	2
平成20年度	学部	6	3	2
	大学院	70	8	16
	専攻科	0	0	0
平成21年度	学部	2	1	0
	大学院	82	4	21
	専攻科	1	0	0

(出典：学生課)

資料7-3-③-B 授業料免除実績

年度・学期	学期	区分	申請者数	全学免除者	半額免除者
平成19年度	前期	学部	423	139	214
		大学院	284	48	102
		専攻科	5	2	2
	後期	学部	405	148	197
		大学院	228	39	122
		専攻科	5	2	2
平成20年度	前期	学部	485	71	321
		大学院	245	54	129
		専攻科	1	0	1
	後期	学部	429	119	243
		大学院	211	55	111
		専攻科	0	0	0
平成21年度	前期	学部	483	82	303
		大学院	213	58	97
		専攻科	4	2	2
	後期	学部	440	105	267
		大学院	187	59	89
		専攻科	1	1	0

(出典：学生課)

資料7-3-③-C 日本学生支援機構奨学金実績

年度・学期	区分	申請者数	1種	2種	併用
平成19年度	学部	526	180	305	22
	大学院	154	147	17	6
	専攻科	7	4	2	0
	計	687	331	324	28
平成20年度	学部	518	166	323	39
	大学院	107	85	14	5
	専攻科	6	5	1	0
	計	631	256	338	44
平成21年度	学部	310	117	156	20
	大学院	104	88	9	5
	専攻科	6	5	1	0
	計	420	210	166	25

(出典：学生課)

また、平成19年度から、本学独自の奨学金制度「学芸むさしの奨学金」を開始した。これは、経済的理由により

修学が困難であると認められた者に対して、本学が学資を給付し、修学を支援することを目的とするものであり、主たる家計支持者の喪失や災害等による被害により修学が困難になった者を対象とする「緊急支援奨学金」と授業料免除を受けられなかった者を対象とする「学費支援奨学金」からなる（別添資料7-3-③-1）。給付額は、緊急支援奨学金は30万円又は15万円、学費支援奨学金は10万円である。各奨学生は、学生委員会の選考を経て、学長が決定している（資料7-3-③-D）。

資料7-3-③-D 学芸むさしの奨学金 実績

年度	区分	緊急支援奨学金	学費支援奨学金
平成19年度	学部	2	12
	大学院	1	54
平成20年度	学部	7	31
	大学院	2	16
	専攻科	1	
平成21年度	学部	5	45
	大学院	2	15

(出典：学生課)

さらに、「あきらめないでください、大学進学を！」というキャッチフレーズの「東京学芸大学教職特待生制度」を平成21年3月1日から施行している。これは将来学校教員になることを志望しながら経済的理由で大学への進学が困難な学生に対し、修学に必要な経済的支援を行うことにより優秀な教員を養成することを目的とした制度である。教職特待生として採用された者には、入学料及び4年間の授業料を全額免除し、さらに奨学金を支給している。奨学金年額40万円やノートパソコンを、原則として、在学期間中（4年間）貸与している（別添資料7-3-③-1）。また、教職特待生が学寮への入寮を希望する場合は、優先的に入寮できるよう配慮するとともに、在寮期間中の寄宿料を全額免除している。教職特待生については、一般選抜（前期日程）の教育系合格者のうち、書類選考で選ばれた者に対して、面接を実施し、学長が決定している（資料7-3-③-E）。

資料7-3-③-E 教職特待生 実績

年度	申請者	採用者
平成21年度	18	9
平成22年度	20	11

(出典：学生課)

学生寮については、大泉寮（男子：定員130名）、小平寮（女子：定員160名）、東久留米国際学生宿舎（男女：定員110名）を設置しており、学生委員会が入寮等審査基準に基づいて入寮審査を行っている。さらに、平成22年4月から、民間会社と1棟48室の一括借上契約を締結し、東恋ヶ窪国際交流ハウスを設置している。

別添資料 7-3-③-1 教職特待生制度

URL : <http://www.u-gakugei.ac.jp/02hogosya/05fees.html>

【分析結果とその根拠理由】

入学料免除、授業料免除及び奨学金の選考は、各規程に基づき、適切に行っている。また、平成19年度から大学独自の給付型の「学芸むさしの奨学金」を創設し、経済的理由により修学が困難であると認められた者に対して、奨学金を給付している。さらに、平成21年度新入生から、「教職特待生制度」を創設し、経済的理由で大学への進

学が困難な学生に対し、入学料・授業料の全額免除及び奨学金を給付している。また、3つの学生寮を設置するほか、新たに民間会社と一括借上契約を締結し、1棟48室の国際交流ハウスを設置している。これらのことから学生の経済援助が適切に行われている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 障がいがある学生に対する学習支援については、学内のバリアフリー化を進めるとともに、ノートテイカーの支援等を行っている。
- ・ 法人化後、本学は学生の修学・就職支援を最重点事項の一つとしている。平成19年度文部科学省「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援 GP）」に「学芸カフェテリアによる学修・キャリア支援～全学の援助資源の活用と最適化された学生支援プログラムの開発～」が採択され、学生が自分に合った学修支援やキャリア支援のためのメニューを選択し、活用することができるウェブ上のシステムを構築している。平成21年度には前後期合わせて60講座が開設され、延べ1,390名の学生が参加した。また、「カフェテリアオフィス」も開設し、学生が、キャリアプランナーによる面談（キャリア・ナビ）を受けたり、キャリア形成に役立つ資料を利用できる場所として活用されている。
- ・ 平成21年度入学生から、本学独自の教職特待生の公募を始めた。教員志望で経済的理由により大学進学が困難な学生を全面的に支援する制度で、平成21年度入学生9名、平成22年度入学生11名がこの制度の適用者となった。これまでの学生に対する学資支援や緊急支援を行う「学芸むさしの奨学金」と併せて学生支援体制が整備されつつある。
- ・ 教育実習においてさまざまな悩みを抱える学生へのメンタルヘルスに対応するため教育実習メンタルヘルス委員会を設置し、平成19年度からは、教育実習期間中に大学院生が「教育実習サポーター」として支援する取組を行っている。
- ・ 大学院においては、学会発表する際の奨励費を支給し、さらに連合学校教育学研究科では、院生同士の共同研究に対する研究費を支給し、研究活動を支援している。
- ・ 平成22年4月に、教職員や学生の子育て支援を推進するための福利厚生施設として、「学芸の森保育園」を開園している。これは、本学の男女共同参画の基本方針の第4「男女共同参画の精神に基づき、子育てを含む生活全般が仕事や修学と両立するように努める」ことを実現するためのものである。

【改善を要する点】

- ・ 大学院においては、自習室、ゼミ室等が絶対数として不足している。特に平成20年度に開講した教職大学院においては、大学院生の自主的学習環境の整備が急がれる。

(3) 基準7の自己評価の概要

在学中の授業科目の選択や教育実習時はもとより、大学生活、就職活動など入学から卒業までのあらゆる場面で学生支援を行っている。進路等選択時にガイダンスを、コース等開始時にオリエンテーションを、選修・専攻単位、又は全体で行っている。これらに加え大学院においては、現職教員で入学希望の者に対して、入学前から、オリエンテーション、ガイダンスの制度がある。

学生のニーズ把握の制度としては、中央懇談会や学長との懇談会、指導教員制度、オフィスアワー等の制度があり、相談、助言、支援のきっかけとなっている。

この相談、助言、支援については学修支援に限らず、大学生活全般に及んでいる。具体には、就職支援を行う学生キャリア支援センター、人生や進路の相談支援を行う学芸カフェテリア、対人関係や生活相談のカウンセリング等も行う学生相談センターを設定し、これらを包含し有機的に関連させた総合学生支援機構を設けている。

特別な支援が必要な学生に対しては、生活面や学習面の支援体制も整っている。留学生に対するチューター制度、聴覚障がい者に対するノートテイカーの配置、学内のバリアフリー化、経済的困窮者に対する各種免除や奨学金制度、社会人に対する学習支援としての時間割配慮や研究指導体制、さらに子育てをする学生に対する保育所設置などである。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

校地面積は 304,297 m²、校舎面積は約 80,000 m²である。

校舎等施設には、講義室、研究室、実験室、演習室等を備えている。講義棟の講義室には、情報コンセント設置教室が 7 室、パソコン設置教室が 3 室備えられ、ほとんどの講義室に教育機器を設置している（別添資料 8-1-①-1）。運動施設としては、体育館（大・小）、総合グラウンド、野球場、プール、テニスコート（2カ所）、屋外バスケットボールコート、ハンドボールコート、屋外バレーボールコート、フットサルコート、卓球場、剣道場、柔道場、弓道場、舞踏場、トレーニングセンターを整備している。そのほか、附属図書館、芸術館、音楽ホール等を整備している。施設等については、授業や課外活動等に活用するとともに、「施設の有効活用に関する規程」を定め、施設長期計画の策定や全学共通利用スペースを確保するなど、有効活用を図っている（別添資料 8-1-①-2）。

バリアフリー化については、平成 18 年度制定の「施設に関するバリアフリー化基本方針」に基づき、施設に関する細目の基本方針の整備を行っている（別添資料 8-1-①-3）。既にエレベーター、身障者用トイレ、身障者用駐車場の設置、段差の解消、出入口にスロープを設置、点字ブロックの設置等、数多くの対応を行っており、障がいのある学生等の利用者が円滑に利用できるように配慮がなされている。

別添資料 8-1-①-1	一般講義棟及び情報処理センター 教室備品等一覧表
別添資料 8-1-①-2	東京学芸大学施設の有効活用に関する規程 URL : http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h12tei070002.html
別添資料 8-1-①-3	施設に関するバリアフリー化基本方針

【分析結果とその根拠理由】

校地・校舎面積は、大学設置基準で必要な面積を上回っている。講義室、研究室、実験室、演習室、体育館、総合グラウンド、附属図書館等が整備され、有効に活用されている。また、「施設に関するバリアフリー化基本方針」に基づき、施設・設備のバリアフリー化への対応を進めている。しかしながら、大学院における学生の学習環境のさらなる充実が必要である。

観点 8-1-②： 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点到係る状況】

平成 15 年度入学生から全学部学生のノート型パソコンの必携化を図り、全選修・専攻の必修科目「情報処理」（1 年次）は、各学生がノート型パソコンを持参し活用している。他にも e ラーニングシステムの利用、情報検索、レポート・課題の作成及び提出、卒業論文の作成に至るまで、学生は様々な教育活動の中で各自のノートパ

ソコンを活用している。また、ウェブシラバス検索、ウェブ履修登録、ウェブ成績通知、教育実習のウェブ申請、キャリア支援に関する事項等、様々な手続きを、学生情報トータルシステムによりウェブサービスで提供し活用されている。

情報教育等における専門的なソフトウェアを使った授業を行える情報端末教室（3室）、マルチメディア講義システム・遠隔講義システム・講義収録システム等の設備を備えた総合メディア教育館（1室）、学生のノート型パソコンを活用した授業を行うための電源設備と情報コンセントを設置した教室（7室）を整備している。

また、図書館やインフォメーションホール等の共有スペースに学生が利用できるデスクトップパソコンを整備しており活用されている。

ノート型パソコンの利用を促進するためのネットワーク環境整備として、無線 LAN アクセスポイント（キャンパス内 10 エリア）を整備している。無線 LAN 設備については、平成 21 年度から新たにサークル棟、コミュニティセンターに設置した（別添資料 8-1-②-1、別添資料 8-1-②-2）。

情報セキュリティ対策の取り組みとして、平成 17 年度に「国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティポリシー」を定め、大学としての基本方針と対策基準を明確にした。あわせて、ポリシーに基づく具体的な対策基準書として「国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティガイドライン」を定めた（別添資料 8-1-②-3、別添資料 8-1-②-4）。この情報セキュリティポリシー及びガイドラインに従い、ネットワークを管理している情報処理センターシステムで、不正アクセス対策、ウイルス対策、SPAM メール対策を行っている。特に不正アクセス対策については、対外ルータ、ファイアウォール、Proxy サーバ等により、各レベルに応じた適正なアクセス管理にくわえ、平成 19 年度から新たにユーザー認証システムを導入し、学生、教職員のネットワーク利用の利便性を損なわずに、不正アクセス対策に対する情報セキュリティの向上を図った。

別添資料 8-1-②-1	持ち込みノート PC 接続可能エリア
別添資料 8-1-②-2	学生利用可能情報コンセント及び PC 整備状況
別添資料 8-1-②-3	国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティポリシー URL : http://www.u-gakugei.ac.jp/~ipcenter/policy/policy.pdf
別添資料 8-1-②-4	国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティガイドライン URL : http://www.u-gakugei.ac.jp/~ipcenter/policy/guide.pdf

【分析結果とその根拠理由】

学生のノート型パソコン必携化に対応して、情報コンセントや無線 LAN の整備、利用可能なパソコンの設置、学生情報トータルシステムの運用などの基本的整備を図っている。これらにより教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されている。

観点 8-1-③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

全学的な施設・設備の運用に際しては、施設の有効活用を図るため、全学の利用状況調査を実施し、有効活用に向けて検討する体制を整えてきた。特に、老朽化や耐震補強強化のための改修工事等に併せて共同スペースをできるだけ設けている。全学共通スペースの利用に際しては、全学に照会の上、利用に供している（別添資料 8

－ 1－③－ 1、別添資料 8－ 1－③－ 2）。

体育施設に関する運用は体育施設使用規則により定めている。使用規則には、使用基準、体育施設の種類及びそれらの使用時間・手続・使用上の注意等が記載されている（別添資料 8－ 1－③－ 3）。

課外活動共用施設は、本学学生相互の人間関係を密にし、課外活動の発展を助けることを目的としている。運用に関しては課外活動共用施設規程により定めている。学生には、「学生生活の手引き」に規則等を掲載し、周知している（別添資料 8－ 1－③－ 4）。

附属図書館の利用に関しては、利用規則により定められている。利用案内は冊子で配布されるほか、ホームページにも掲載している（別添資料 8－ 1－③－ 5）。

別添資料 8－ 1－③－ 1	東京学芸大学施設の有効活用に関する規程 URL : http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h12tei070002.html
別添資料 8－ 1－③－ 2	全学共通利用スペース使用内規 URL : http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h130809nik0002.html
別添資料 8－ 1－③－ 3	東京学芸大学体育施設使用規則 URL : http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h06sok210003.html
別添資料 8－ 1－③－ 4	東京学芸大学課外活動共用施設規程 URL : http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h03tei010003.html
別添資料 8－ 1－③－ 5	国立大学法人東京学芸大学図書館利用規則 URL : http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h18sok140003.html

【分析結果とその根拠理由】

体育施設、課外活動共有施設、附属図書館について、運用方針が明確に規定されており、具体的な利用についての規則等については、学生生活の手引及びホームページを通して教職員や学生に周知している。

観点 8－ 2－①： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点到に係る状況】

附属図書館では、附属図書館蔵書構築指針に基づき、蔵書を収集・保存している（別添資料 8－ 2－①－ 1）。平成 21 年度末で、和 654, 672、洋 242, 553、合計 897, 225 冊の図書、和 3, 503、洋 7, 964、合計 11, 467 種類の学術雑誌、電子ジャーナル 11, 050 タイトル、視聴覚資料等 5, 670 点を所蔵している。また、閲覧座席 580 席を有し、月曜日から日曜日まで基本的に毎日開館しており、開館時間は、平日授業期は 8 時 30 分から 22 時、平日休業期は 8 時 30 分から 17 時、土・日・祝日は 11 時（平成 22 年度から 10 時）から 17 時である。平成 21 年度の開館日数は 343 日、利用者数は 444, 383 名であった。

学生が希望する図書について、ウェブ上からの申し込みを可能にしているとともに、シラバス、読書案内掲載図書については、網羅的に整備するなどして、図書館の充実を図っている。

図書館内では端末による OPAC（オンライン蔵書目録）の検索や各種のデータベースを利用することができる。また、附属図書館ホームページからは OPAC をはじめ、各種のデータベース、電子ジャーナル、電子化資料等が利用できる。

さらに、教育情報ポータルサイト“E-TOPIA（イーとぴあ）”は教育情報の効率的な収集をサポートするサイトで、その中には本学の機関リポジトリである「東京学芸大学リポジトリ」が位置づけられ、本学教員の研究成果（紀要論文、報告書）、博士論文、附属学校・園の紀要等がインターネット上で公開されている（別添資料 8－ 2

①-2、別添資料8-2-①-3)。また、平成20年度には複数の機関リポジトリより教育に関連する情報を選択的に収集し、教育独自のキーワードより検索可能とする教育系サブジェクトリポジトリポータル機能を付加し、公開している（別添資料8-2-①-4）。

別添資料8-2-①-1	東京学芸大学附属図書館蔵書構築指針 URL: https://library.u-gakugei.ac.jp/lbhome/shishin.pdf
別添資料8-2-①-2	教育情報ポータルサイト“E-TOPIA (イーとぴあ)” URL: https://library.u-gakugei.ac.jp/etopia/top.html
別添資料8-2-①-3	東京学芸大学リポジトリ URL: https://ir.u-gakugei.ac.jp/
別添資料8-2-①-4	教育系サブジェクトリポジトリ URL: https://library.u-gakugei.ac.jp/edu-rp/

【分析結果とその根拠理由】

附属図書館蔵書構築指針に基づき、教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理するとともに、さらに教育情報ポータルサイト“E-TOPIA (イーとぴあ)”を構築し、その中で教育系サブリポジトリポータル機能を付加した東京学芸大学リポジトリにより、教育研究成果を収集・公開しており、教職員をはじめ学生等に有効に活用されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 学生情報トータルシステムを構築することによって、学生支援、入試及び教務の効率化を図っている。

【改善を要する点】

- 大学院における学生の学習環境のさらなる充実が必要である。特に教職大学院については、施設・設備の整備が急がれる。

(3) 基準8の自己評価の概要

本学の校地・校舎面積は、大学設置基準で必要な面積を上回っている。施設・設備については、講義室、研究室、実験室、演習室、体育館、総合グラウンド、附属図書館等が整備され、有効に活用されている。また、「バリアフリー基本方針」に基づき、施設・設備のバリアフリー化への対応を進めている。

ICT環境を整備するため、学生のノート型パソコン必携化を図るとともに、それに対応して情報コンセントや無線LANの整備、利用可能なパソコンの設置、学生情報トータルシステムの運用などの基本的整備を行い、学生は様々な教育活動の中で各自のノート型パソコンを活用している。

全学的な施設・設備の運用に際しては、利用状況を調査し、有効活用に向けて検討する体制を整えている。体育施設、課外活動共有施設、附属図書館については、規則等により運用方針が明確に規定されており、学生生活の手引及びホームページを通して学生や教職員に周知されている。

附属図書館については、附属図書館蔵書構築指針に基づき、教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理するとともに、教育情報ポータルサイト“E-TOPIA (イーとぴあ)”を構築し、その中で教育系サブリポジトリポータル機能を付加した東京学芸大学リポジトリにより、教育研究成果を収集・公開しており、学生及び教職員等に

有効に活用されている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点9-1-①： 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

教育活動の実態を示す学籍、成績、授業関連情報（カリキュラム・授業担当者等）、卒業・修了、学位授与状況などの基本的データや入試関連のデータは、学生情報トータルシステムを活用して、収集・蓄積している（別添資料9-1-①-1）。

学生による授業アンケート評価については、FD・SD 推進本部が収集・分析し、集計結果及び分析結果については、学内用ホームページに掲載し、公表している。

また、連合学校教育学研究科においては、毎年度、学生の研究実施計画及び学生の研究活動や在籍学生数一覧等の諸資料を掲載した広報誌「FORUM」を作成し、公表している（別添資料9-1-①-2）。

別添資料9-1-①-1 学生情報トータルシステム全体構成

別添資料9-1-①-2 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）広報誌FORUM2010年3月第14号

【分析結果とその根拠理由】

学籍、成績、授業関連（カリキュラム、授業担当者等）、卒業・修了、学位授与状況の基本的データや入試関連のデータは、学生情報トータルシステムを活用して、収集・蓄積している。学生による授業アンケート評価については、収集・分析し、集計結果及び分析結果について、学内用ホームページに掲載し、公表している。

また、連合学校教育学研究科広報誌「FORUM」を毎年度作成し、公表している。

観点9-1-②： 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到係る状況】

学生から意見を聴取する機会として、学生による授業アンケート調査、学長と学生自治会役員で構成される中央懇談会、各選修・専攻代表学生と学長がフリートーキング形式で話す学長懇談会、留学生の意見を聴く会、学長主催留学生懇談会、大学院に在籍する現職教員との交流会などの取組を行っている。授業アンケート調査では、各学期末に原則すべての授業科目に対して行い、学生の意見の把握に努めている。中央懇談会は各学期1回の年2回、学長懇談会、現職教員との交流会、留学生の意見を聴く会及び学長主催の留学生懇談会は年1回開催し、直接学生の意見・要望を直接聞く機会としている。また、平成19年度に学内用ホームページ上に「学生生活ご意見箱」を開設し、意見を聞く機会としている。これらの取組を踏まえつつ、授業内容やシラバスの充実、施設・設備の改修、留学生宿舍の新設、大学院生の国内外の学会発表を支援する教育研究奨励事業や研究プロジェクトの導入などの対応を行っている。

教職員からの意見については、各種委員会や教授会等を通じて随時、意見の聴取や要望等を把握しており、カリキュラムの改訂や学生に対する指導の充実などに反映させている。

【分析結果とその根拠理由】

学生による授業アンケート調査や懇談会・交流会を通して、学生の意見の把握に努め、教育の質の向上、改善に活かしている。また、教職員の意見については、各種委員会や教授会等を通じて把握されており、カリキュラム改訂や学生支援の充実等、教育の質の向上、改善に活かしている。

観点9-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

本学では、教育委員会、教育実習生受入校、首都圏産業活性化協会（TAMA 協会）、一般企業との連絡・意見聴取を通して、学外関係者の意見を聴取する機会としている。教育実習に関連した意見は、教育実習委員会で整理・分析して、必要な改善を図るとともに学生へのオリエンテーション時の指導に活用し、質の向上に努めている。キャリア支援に関連した意見は、学生キャリア支援センターで整理・分析して、東京教師養成塾に参加する学生指導やメンタル面でのサポート、学校インターンシップ、学校支援教育ボランティア及び一般企業等でのインターンシップに参加する学生指導に活用している。

平成20年度開設の教職大学院においては、東京都教育委員会との協定に基づき、東京都が提示する「共通カリキュラム」の内容を踏まえたカリキュラムを編成している。また、東京都教育委員会と連携協議会を設け、質の向上等について協議を行っている。

平成21年度に文部科学省の委託事業として「教員の資質能力追跡調査事業」による「小学校教員の資質能力と教員養成カリキュラムに関する意識調査」を実施した。本事業は、東京都公立小学校に教員として5年程度の経験を有する本学卒業生を対象として、本学のカリキュラム等と、小学校教育の現場において教員に求められる資質能力との関係を調査したものである。また併せて近隣4市の小学校長を対象として、東京都公立小学校の教員となった者が、学校現場でどのような活動をしているかについても調査を行った。調査結果は報告書「5年経験の小学校教員に焦点を当てた追跡調査」としてまとめられた。なお、平成22年度から、教員養成の充実・強化を図り、初等・中等教育の優れた教員を多数養成する全学的体制の構築を目的とする「教員養成カリキュラム改革推進本部」を設置し、本調査のさらなる分析と教育の質の向上、改善に向けて、さらに検討していくこととしている。

【分析結果とその根拠理由】

教育委員会、教育実習生受入校、企業団体との意見聴取を行い、その結果を学生指導等に活用している。教職大学院においては、東京都教員委員会が提示する共通カリキュラムの内容を踏まえたカリキュラムを編成し、連携協議会を設け、質の向上等について協議を行っている。さらに、平成21年度に東京都公立小学校教員として5年程度を有する卒業生を対象に調査等を行い、今後の教員の資質能力の養成と教員養成カリキュラムの改善に取り組む際の基礎データとして活用することとしている。これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされている。

観点9-1-④： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】

各学期末に原則すべての授業科目で行われる学生による授業アンケート調査の結果は、FD・SD 推進本部で整理・分析され、各教員にフィードバックしている。各教員へは、調査結果の全体的傾向を集約及び各教員の授業評価結果について示すだけでなく、学生が自由に記述した授業へのコメントもすべて別途入力し直して伝えている。個々の教員は、結果に基づき、翌年度の授業を改善することにより、継続的な改善を図っている（資料9-1-④-A）。

資料9-1-④-A 授業の改善例（反映例）

- 「わかりにくい」「もっと詳しく知りたかった」と指摘のあった事項に関して、意図して詳細な解説を加えたり、参考文献を紹介している。
- 授業のレベルに対する学生の評価（難易度）を見て、説明の詳しさを変更している。
- 学生の知識能力を考え、次の授業への予告導入に興味をもたせ予習への意欲を高めるようにしている。
- 分かりにくいと指摘された内容について、翌年度により平易な解説に心がけている。
- 指摘がなされた教育内容については、次の講義の際に再度解説を行ったり、参考文献の紹介に努めるなどした。
- パワーポイントや説明等をよりわかりやすく改善している。
- すべての授業ではないが、毎回の授業に対する意見を全ての学生に求め、それに対する回答を次回授業の冒頭で行なっている。また、評価の観点をガイダンスで呈示した。
- 質問時間を設けてもなかなか質問が出ないのでアクションペーパーを用いて質問・疑問を引き出すようにし、次回授業の最初に質問等に応えることにしている。板書の文字を丁寧に大きく書くようにしている。
- 毎授業終了時に出席票を提出させているが、そこには、意見や感想のほか、授業での不明点や疑問点も記入させている。そこで出された意見や質問等には、次回授業時に必ず回答している。
- 「授業中のパワーポイントの進行が速すぎて、ノートが取れない」との声がいくつかあったので、本年度はウェブクラスを使用してパワーポイントの絵を再生させ、学生の自宅学習の補助とした。

【分析結果とその根拠理由】

各学期末に原則すべての授業科目について学生による授業アンケート調査が行われている。個々の教員は、調査結果を踏まえて、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っている。

観点9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

本学の教育機能の質的向上に向けた全学的な支援施策の企画・立案及び教職員のFD・SD 活動推進に向けた支援のために必要な業務を行うことを目的に、役員会の下にFD・SD 推進本部を設置して、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動を推進している（資料9-2-①-A）。FD・SD 推進本部では、「学生による授業アンケート調査」「FD 研修会」「グループ公開授業及び情報交換会」の企画・実施等に関する業務を行っている。

学生による授業アンケート調査については、全授業科目を対象に各学期末に行われ、個々の教員は、アンケート結果に基づき、継続的な改善を図っている。

FD 活動については、例年、時宜を得たテーマを選びFD 研修会を開催している。平成21年度は、「著作権について－教育活動と著作権－」「本学の先生方による授業づくりの工夫」「学生指導について（メンタル面で問題を

抱えている学生への対応等)」と題したFD研修会を3回開催している。「本学の先生方による授業づくりの工夫」と題した研修会では、複数の教員からの実践例の報告と意見交換を行っている。さらに、FD・SD推進本部主催の研修会以外に、多くの教員が多様な研修会に参画できるよう、学内における各種研究会やシンポジウムのうち、FDに関連するものをFD研修会と認定し、幅広い展開と質の向上を図っている。平成21年度は、「大学における教員養成とキャリア支援」「教育実習指導研究シンポジウム」「大学教育全学フォーラム」など11のFD認定研修会を開催している（別添資料9-2-①-1）。

公開授業については、平成17年度から、教育改善に資するために学内公開授業及び情報交換会を開始し、平成20年度後期からは、公開される授業により関心の高いスタッフ間における相互観察及び意見交換が活性化されることを目的として、グループ公開授業及び情報交換会を実施している。平成20年度後期は8科目、平成21年度は8科目のグループ公開授業を行っている。さらに、教職大学院においては、教育実習と課題研究を除くすべての授業科目を公開で行っている。これにより互いの授業の内容を知り、教育内容の精選に努め、全体的な教育効果を高めるようにしている。なお、平成22年度のFDは、①「グループ公開授業及び情報交換会」「学生による授業アンケート」の実施と活用、③教員研修会（年3回開催の主催研修会と認定研修会）の3本柱で構成し、これらの実施によって、本学教員の学生指導力の向上を図り、授業改善を促すことを目的としている。特に①「グループ公開授業及び情報交換会」が各教室や専攻等で恒常的に行われる状況の実現を、平成22年度以降当分の間、FDの中心課題とすることとしている（別添資料9-2-①-2）。

資料9-2-①-A 国立大学法人東京学芸大学FD・SD推進本部要項（抜粋）

（設置）

第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に、FD・SD推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

（目的）

第2条 推進本部は、東京学芸大学の高等教育機関としての教育機能の質的向上に向けた全学的な支援施策の企画・立案及び教職員のFD（ファカルティ・ディベロップメント）・SD（スタッフ・ディベロップメント）活動推進に向けた支援のために必要な業務を行うことを目的とする。

（業務）

第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) FD・SDに係る基本方針の策定
- (2) 教育の質的向上に向けた諸施策の企画・立案及び支援に関する業務
- (3) 職員の研修等の企画・実施及び支援に関する業務
- (4) 事務職員の能力開発の推進に向けた諸施策の企画・立案及び支援に関する業務
- (5) 授業の改善に関する業務
- (6) FD・SDの啓発活動に関する業務
- (7) その他FD・SD活動推進のために必要な業務

別添資料9-2-①-1 平成21年度教員FD研修会日程表

別添資料9-2-①-2 平成22年度ファカルティ・ディベロップメント（FD）に関する基本方針

【分析結果とその根拠理由】

FD・SD推進本部を設置し、教育の質的向上に向けた諸施策の企画・立案等を行い、学生による授業アンケート調査、FD研修会、グループ公開授業及び意見公開会を行っている。さらに教職大学院においては、原則すべての授業科目を公開で行っている。これらの取組みにより、教育の質の向上や授業の改善に結び付けている。

観点9-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

教育支援者としての学務部事務職員については、東京・関東甲信越地区学生指導研修会など学外の研修に参加する機会を設けている（資料9-2-②-A）。さらに、スタッフ・ディベロップメント（SD）として、学務部の事務職員等が講師となり、職員間の情報の共有を行うとともに、業務遂行に役立てることを目的として、「学務部業務勉強会」を行い、資質の向上を図っている。

教育補助者では、ノートテーカーについては、年2回外部の専門家を招いて講習会を開催している。留学生のチューターについては、各学期初めの年2回、チューター講習会を開催している。説明会では「東京学芸大学留学生チューターの手引き」を活用して、チューターの役割、心構えとともに、これまでの活動事例等を説明している。情報アシスタントについては、新年度の活動に備えて講習会を前年度末に実施している。

資料9-2-②-A 平成21年度学務関係研修等一覧

研修等名	主催機関
東京・関東甲信越地区学生指導研修会	(独) 日本学生支援機構
学生相談インテーカーセミナー	(独) 日本学生支援機構
全国学生指導研修会	(独) 日本学生支援機構
障害学生就学支援のための教職員研修会	(独) 日本学生支援機構
障害学生修学支援セミナー	(独) 日本学生支援機構

【分析結果とその根拠理由】

学務部事務職員については、学外の研修への参加及び学務部業務勉強会を実施し、資質の向上を図っている。また、ノートテーカー、留学生のチューター、情報アシスタントについては、それぞれ講習会を開催し、資質の向上を図っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 教育学部においてグループ内公開授業、教職大学院において全授業を公開して教育の質の向上改善を図っている。

【改善を要する点】

該当なし。

(3) 基準9の自己評価の概要

学籍、成績、授業関連（カリキュラム、授業担当者等）、卒業・修了、学位授与状況の基本的データや入試関連のデータは、学生情報トータルシステムを活用して、収集・蓄積している。学生による授業アンケート評価については、収集・分析し、統計的な集計結果及び分析結果について、学内用ホームページに掲載し、公表している。

学生の意見については、学生による授業アンケート調査や懇談会・交流会を通して、学生の意見の把握に努め、

教育の質の向上、改善に活かしている。また、教職員の意見については、各種委員会や教授会等を通じて把握されており、カリキュラム改訂や学生支援の充実等、教育の質の向上、改善に活かしている。

学外者の意見については、教育委員会、教育実習生受入校、企業団体からの意見聴取を行い、その結果を学生指導等に活用している。

個々の教員は、各学期末に原則すべての授業科目について実施する「学生による授業アンケート調査」の調査結果を踏まえて、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っている。

ファカルティ・ディベロップメントについては、FD・SD推進本部を設置し、教育の質的向上に向けた諸施策の企画・立案等を行い、学生による授業アンケート調査、FD研修会、グループ公開授業及び意見公開会を行っている。さらに教職大学院においては、原則すべての授業科目を公開で行っている。

学務部事務職員については、学外の研修への参加及び学務部業務勉強会を実施し、資質の向上を図っている。また、ノートテーカー、留学生のチューター、情報アシスタントについては、それぞれ講習会を開催し、資質の向上を図っている。

基準 10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学は、平成 16 年度国立大学法人設立時に国から 170,315,112 千円の資産を承継し、平成 20 年度末においては、固定資産が 169,108,417 千円及び流動資産が 3,415,576 千円となり、合計 172,523,993 千円の資産を有しており、資産全体では承継時より約 2,200,000 千円増加している。また、固定負債が 5,440,611 千円及び流動負債が 3,011,862 千円であり、負債の合計は 8,452,474 千円である（別添資料 10-1-①-1）。

別添資料 10-1-①-1 貸借対照表（平成 21 年 3 月 31 日現在）

【分析結果とその根拠理由】

本学の資産は、国立大学法人化に際し国から承継した資産を基本としており、大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な資産を有している。また、負債については、固定負債は主として返済を要しない資産見返負債である。流動負債については、受領時に債務として会計処理した運営費交付金債務及び未払い金等である。これらの債務は、国立大学法人会計基準固有の処理によるものや現金の裏付けがあるものであり、また、短期及び長期の借入金も計上していないことから、債務についても過大ではない。

観点 10-1-②： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

本学の経常的収入については、運営費交付金、授業料等の自己収入、受託研究等の外部資金及び施設整備費補助金等から構成されている。

運営費交付金については、国からの効率化係数 1% の削減があるが、総人件費抑制に関する計画を作成し、計画的に人件費の削減を図り、その他の経費節減にも努めることにより対応している。

授業料等の自己収入については、安定した収入を図るため、オープンキャンパスの実施、進学相談会等への積極的参加、高大連携事業の推進等により、大学広報の充実を図り、学生の確保に努めている。

その他教育研究活動の遂行に必要な受託研究費、寄附金、補助金については、法人化後外部資金を積極的に受け入れることにより受入額を伸ばし、継続的に安定した資金を確保している（資料 10-1-②-A）。

また、平成 19 年度から、国債、地方債及び定期預金による資金運用を行い、資金の有効活用を図っている。

資料 10-1-②-A 経常収益年度別比較一覧

経常収益年度別比較一覧					
	H16	H17	H18	H19	H20
					単位：千円
運営費交付金収益	8,592,789	8,300,195	8,432,937	9,128,089	8,572,561
対前年度増減額		△ 292,594	132,742	695,152	△ 555,528
授業料収益	3,060,471	3,103,220	3,178,348	3,172,571	3,121,254
対前年度増減額		42,749	75,128	△ 5,777	△ 51,317
入学料収益	471,904	494,801	474,431	483,667	465,317
対前年度増減額		22,897	△ 20,370	9,236	△ 18,350
検定料収益	151,775	156,314	142,720	147,483	140,580
対前年度増減額		4,539	△ 13,594	4,763	△ 6,903
講習料収益	9,381	8,420	7,218	7,618	5,086
対前年度増減額		△ 961	△ 1,202	400	△ 2,532
受託研究収益	28,951	59,193	49,093	46,229	67,710
対前年度増減額		30,242	△ 10,100	△ 2,864	21,481
受託事業収益	48,704	62,601	183,402	204,759	82,434
対前年度増減額		13,897	120,801	21,357	△ 122,325
寄附金収益	173,867	173,178	229,370	253,086	254,040
対前年度増減額		△ 689	56,192	23,716	954
施設費収益	10,156	10,327	185,575	206,996	31,978
対前年度増減額		171	175,248	21,421	△ 175,018
補助金等収益	—	24,658	62,232	99,757	172,316
対前年度増減額			37,574	37,525	72,559
資産見返負債戻入	18,786	72,434	96,437	125,814	166,289
対前年度増減額		53,648	24,003	29,377	40,475
財務収益	137	1	3	2,049	8,435
対前年度増減額		△ 136	2	2,046	6,386
雑益	73,989	72,668	85,634	123,816	150,669
対前年度増減額		△ 1,321	12,966	38,182	26,853
経常収益	12,640,916	12,538,015	13,127,405	14,001,939	13,238,676
対前年度増減額		△ 102,901	589,390	874,534	△ 763,263

【分析結果とその根拠理由】

本学の経常的収入を構成する運営費交付金、授業料等の自己収入、受託研究等の外部資金及び施設整備費補助金等は、運営費交付金の減額、授業料等の自己収入の減少はあるものの、外部資金、特に受託研究の獲得に伴う増加により、大学全体としては、継続的に確保されている。

観点 10-2-①：大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

財務の健全な運営を図るため、収支に係る計画等については、「中期計画」及び「年度計画」を策定し、「予算・

収支計画・資金計画」を定めている（別添資料 10-2-①-1）。その策定に関しては、教育研究評議会、経営協議会、役員会の議を経て決定された後、ホームページに掲載している。

また、毎年度の予算については、「国立大学法人東京学芸大学予算配分基本方針」（別添資料 10-2-①-2）に基づき策定し、予算配分通知を配布するとともに学内のホームページに掲載している。

別添資料 10-2-①-1 予算・収支計画・資金計画
別添資料 10-2-①-2 国立大学法人東京学芸大学予算配分基本方針

【分析結果とその根拠理由】

本学の運営方針である中期計画、年度計画及び予算配分基本方針の策定にあたっては、法令に沿った審議手続きを経て決定されており、ホームページで公開している。これらのことから、適切に収支に係る計画が策定され、関係者に明示されている。

観点 10-2-②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

各年度の予算執行については、学内の予算配分方針に従い、配分された予算の範囲内で執行されており、支出超過になることはない。また、平成 16 年度以降、各事業年度において当期総利益を計上しており、短期借入れも行っていない。

平成 20 年度の収支状況は、経常費用 12,941,884 千円、経常収益 13,238,676 千円、経常利益 296,791 千円、当期総利益 324,307 千円となっており、支出超過とはなっていない（資料 10-2-②-A、別添資料 10-2-②-1）。

資料 10-2-②-A 収支状況一覧

(単位：千円)					
年度 事項	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
経常費用	12,185,115	12,322,278	13,021,020	13,785,764	12,941,884
経常収益	12,640,916	12,538,007	13,127,405	14,001,939	13,238,676
経常利益	455,800	215,729	106,385	216,175	296,791
当期総利益	495,953	217,183	142,294	246,082	324,307

(出典：財務課資料)

別添資料 10-2-②-1 損益計算書（平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）

【分析結果とその根拠理由】

各年度の予算執行については、学内の予算配分方針に従い、配分された予算の範囲内で執行されており、収支状況に掲げる各年度の総利益から支出超過ではない。

観点 10-2-③： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

教育研究活動に対する予算配分については、国立大学法人東京学芸大学予算配分基本方針及び教員研究旅費配分基準に基づき、教育・研究経費の配分に関する専門委員会で審議し、配分を行っている（別添資料 10-2-③-1、別添資料 10-2-③-2）。

なお、本学の基本理念である有為の教育者の養成を目的とし、全学的視点からの戦略的施策及び教育研究プロジェクト等を実施するため、教育研究整備充実費・重点研究費に加え、トップマネジメント経費を設けて、萌芽的、独創的、先端的、国際的な研究及び教科教育学に資する研究の成果が期待できるものに重点配分を行っている（別添資料 10-2-③-3、別添資料 10-2-③-4）。

別添資料 10-2-③-1	国立大学法人東京学芸大学教員研究費等配分基準 URL: http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h160303_1k_jn0001.html
別添資料 10-2-③-2	国立大学法人東京学芸大学教員研究旅費等配分基準 URL: http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h160303_2k_jn0004.html
別添資料 10-2-③-3	平成 21 年度重点研究費の配分について
別添資料 10-2-③-4	平成 21 年度トップマネジメント経費配分状況

【分析結果とその根拠理由】

予算配分基本方針等に基づき、教育研究活動に必要な教育研究経費、教育研究旅費及び教育研究設備充実費等について適切な資源配分を行っている。また、教育研究整備充実費・重点研究費に加え、トップマネジメント経費を設けて、萌芽的、独創的、先端的、国際的な研究及び教科教育学に資する研究の成果が期待できるものに重点配分を行っている。

観点 10-3-①： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点に係る状況】

本学の財務諸表等は、国立大学法人法に基づき、文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告している。また、本学ホームページ上に掲載するとともに、事務局において一般の閲覧に供している（別添資料 10-3-①-1）。

別添資料 10-3-①-1	国立大学法人東京学芸大学財務諸表等 URL: http://www.u-gakugei.ac.jp/10sougou/01general/z05.html
平成 16 事業年度財務諸表	URL: http://www.u-gakugei.ac.jp/pdf/05_09_zaimu/05_zaimu.htm
平成 17 事業年度財務諸表	URL: http://www.u-gakugei.ac.jp/pdf/06_09_zaimu/06_zaimu.htm
平成 18 事業年度財務諸表	URL: http://www.u-gakugei.ac.jp/10sougou/01general/07_10_zaimu/07_zaimu.html
平成 19 事業年度財務諸表	URL: http://www.u-gakugei.ac.jp/10sougou/01general/07_10_zaimu/08_zaimu.html
平成 20 事業年度財務諸表	URL: http://www.u-gakugei.ac.jp/10sougou/01general/07_10_zaimu/09_zaimu.html

【分析結果とその根拠理由】

財務諸表等については、法令に基づき官報に公告するとともにホームページに掲載し、適切な形で公表している。

観点 10-3-②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点到係る状況】

財務に対しての会計監査等は、会計監査人による会計監査並びに監事による監査及び監査室による内部監査を実施している。

会計監査人は、法令及び監査契約（監査約款を含む。）に基づき、公認会計士協会の定める監査手順に基づく会計監査を実施している。

監事は、監事監査規程に基づき、監事監査計画を作成し、会計監査を実施するとともに、会計監査人が行う監査の報告や監査室が行う内部監査の報告を受け、改善策等の検討を行っている（別添資料 10-3-②-1、別添資料 10-3-②-2）。

監査室は、国立大学法人東京学芸大学内部監査規則に基づき、監査計画を作成し、内部会計監査を実施している（別添資料 10-3-②-3、別添資料 10-3-②-4）。

別添資料 10-3-②-1	国立大学法人東京学芸大学監事監査規程 http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h16tei440002.html
別添資料 10-3-②-2	国立大学法人東京学芸大学監事監査実施細則 http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h16sai140002.html
別添資料 10-3-②-3	国立大学法人東京学芸大学内部監査規則 http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h16sok430001.html
別添資料 10-3-②-4	国立大学法人東京学芸大学内部監査実施細則 http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h16sai150001.htm

【分析結果とその根拠理由】

財務に対する会計監査について、会計監査人は法令及び監査契約（監査約款を含む。）に基づき、公認会計士協会の定める監査手順に基づく監査を実施している。また、監事及び監査室については、本学の監査に関する規程に基づき作成された監査計画により、それぞれが互いに連携をとりながら監査を実施している。これらのことから、財務に対して会計監査等が適正に行われている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 学内の資源配分では、トップマネジメント経費を平成 21 年度当初予算において増額（13,000 千円：対前年度比 13%）し、更に補正予算においても 35,000 千円を配分（増額合計 48,000 千円：対前年度比 44%増）し、主に戦略的研究の強化、国際交流基盤の整備、学内環境の保全・整備等の推進を図った。
- ・ 自己収入の取組としては、大学改革推進等補助金（GP）等外部資金の獲得を目指した。その結果、GP については、平成 17 年度 2 件、平成 18 年度 4 件、平成 19 年度 5 件、平成 20 年度 8 件と、実施取組件数が増加した。この他、平成 19 年度から、国債・地方債及び定期預金による資金運用を行い資金の有効活用を図った。

【改善を要する点】

該当なし。

(3) 基準 10 の自己評価の概要

本学の資産は、国立大学法人化に伴い国から出資を受けたもので、建物等については、老朽化した施設の改修工事及び耐震対策事業等により毎年改善されており、教育研究活動を安定して遂行できる状況にある。また、負債については、固定負債は主として返済を要しない資産見返負債であり、流動負債は現金の裏付けがある債務が大部分であることから、債務は過大ではないと判断する。さらに、受託研究費、寄附金等外部資金の確保に努めており、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経常収入が、継続的に確保されている。

本学の運営方針である中期計画、年度計画及び予算配分基本方針の策定にあたっては、教育研究評議会、経営協議会、役員会の議を経て決定されており、ホームページで公開している。

予算配分に当たっては予算配分基本方針を定め、教育研究活動に必要な教育研究経費、教育研究旅費及び教育研究設備充実費等について適切な資源配分を行っている。

財務諸表については、法令に基づき財務諸表を官報に公告するとともにホームページに掲載し、適切な形で公表している。

財務に対する会計監査については、会計監査人による会計監査と監事による監査及び監査室等の内部監査により適正に行われている。

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点到係る状況】

本学は、国立大学法人法に基づき、学長、理事 4 名及び監事 2 名を置くほか、副学長 5 名（うち 4 名は、理事及び事務局長が兼任）及び学長補佐 4 名を置いている。

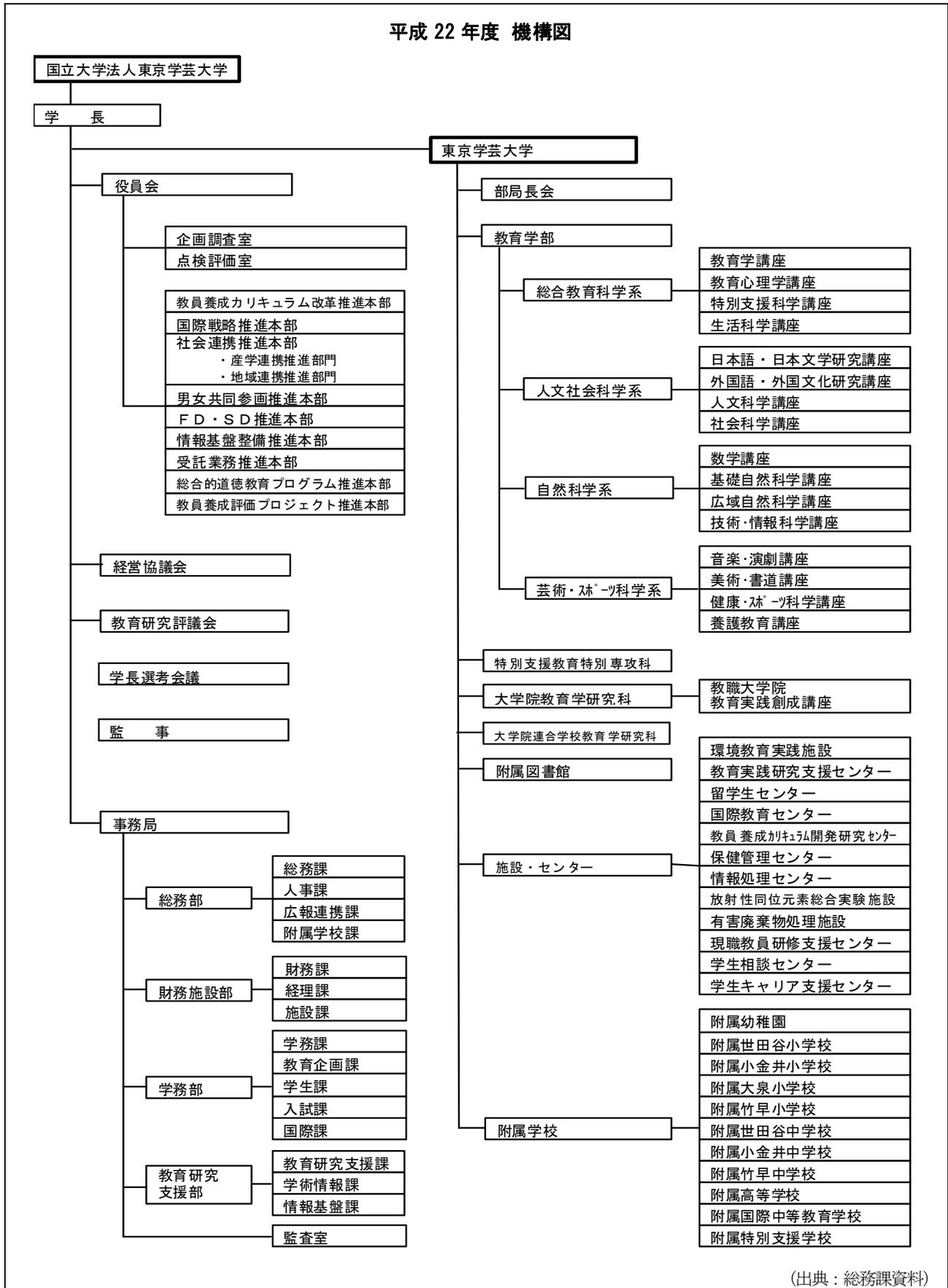
また、管理運営組織として、国立大学法人法に基づき、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を置くほか、役員会の下に、2つの室及び9つの推進本部を置き、企画立案及び実施等を行っている（資料 11-1-①-A）。

事務組織としての事務局には、事務局長の下、総務部、財務施設部、学務部、教育研究支援部及び監査室の計 4 部 1 室を置き、総務部には 4 課、財務施設部には 3 課、学務部には 5 課、教育研究支援部の下には 3 課の計 15 課を置いて、必要な事務職員を配置している。

なお、管理運営組織及び事務組織は、国立大学法人化後の状況に合わせ毎年度必要な調整を図りつつ、整備を行っている。

危機管理等の体制については、役員会の下に危機管理会議を設置して、総合的な危機管理体制の整備や全学的な防災訓練等の実施を行うとともに、関係委員会や部局との連携により、総合的な危機管理体制を整備している（別添資料 11-1-①-1）。大規模な地震災害等の緊急時には、学長を本部長とする「災害対策本部」を設置して、迅速な対応を図る体制が「防災マニュアル」に定められている（別添資料 11-1-①-2）。さらに、事件・事故、薬品管理、国際交流等に対応するために「授業における事故対応マニュアル」、「学生の事件・事故等に係る危機管理マニュアル」「国際交流活動等に伴う危機管理対応マニュアル」及び「各学系の危機管理マニュアル」を整備している（別添資料 11-1-①-3～別添資料 11-1-①-9）他、新型インフルエンザ対応もホームページを通して行っている。また、研究活動の不正行為の防止についても、学長の下に統括管理責任者（理事（総務等担当））を置くとともに、不正に関する通報を受け付けるための通報窓口を学内に設け、不正行為を防止する体制が整備されている（別添資料 11-1-①-10、別添資料 11-1-①-11）。

資料 11-1-①-A 平成 22 年度 機構図



別添資料 1 1-1-①-1	国立大学法人東京学芸大学危機管理規程 URL : http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h17tei290004.html
別添資料 1 1-1-①-2	防災マニュアル
別添資料 1 1-1-①-3	授業における事故対応マニュアル
別添資料 1 1-1-①-4	学生の事件・事故等に係る危機管理マニュアル
別添資料 1 1-1-①-5	国際交流活動等に伴う危機管理対応マニュアル
別添資料 1 1-1-①-6	総合教育科学系危機管理マニュアル
別添資料 1 1-1-①-7	人文社会科学系危機管理マニュアル
別添資料 1 1-1-①-8	自然科学系危機管理マニュアル
別添資料 1 1-1-①-9	芸術・スポーツ科学系危機管理マニュアル
別添資料 1 1-1-①-10	国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程 URL : http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h19tei310002.html
別添資料 1 1-1-①-11	国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則 URL : http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h19sok280002.html

【分析結果とその根拠理由】

本学の管理運営組織は、役員会、経営協議会、教育研究評議会を中心に役員会の下での2つの室及び9つの推進本部において本学の基本理念に即した企画立案及び事業を実施している。また、事務組織については、事務局長の下に4部15課1室を置き、大学の諸活動を支援する体制を構築しており、適切な規模と機能を持っている。

さらに、危機管理体制については、危機管理会議が設置されるとともに、各種の危機管理マニュアル等が整備され、危機管理等に係る体制が整備されている。

観点 11-1-②： 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行えるよう、学長を補佐する体制として、理事、副学長、学長補佐を置くとともに、管理運営組織として、役員会の下に、2つの室及び9つの推進本部を置き、企画立案及び事業を実施している。また、学長のリーダーシップをより発揮しやすくするため、平成20年度から副学長体制を拡充（平成22年5月1日現在、5名）するとともに、役員会の下に置かれる2室・9推進本部について、理事または副学長を推進本部の本部長に、学長補佐を室の室長にすることにより、運営面での機動性・効率性の向上を図っている。

さらに、学長を補佐する機関として、理事、副学長、学系長、附属図書館長、大学院連合学校教育学研究科長、附属学校運営参事、施設・センター長協議会議長等を構成員とする部局長会を置き、本学の運営に関する事項を協議し、各部局間の連絡調整を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

学長補佐体制として、理事、副学長、学長補佐を置くとともに、役員会の下に置く組織の長には、理事・副学長、学長補佐のいずれかが就いている。また、学長のリーダーシップをより発揮しやすくするため、副学長体制の拡充等を行い、運営面での機動性・効率性の向上を図っている。さらに、学長を補佐する機関として部局長会を置き、各部局間の連絡調整を図っている。これらのことから、大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

観点 11-1-③： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点到係る状況】

学生のニーズを把握する場として、学生による授業アンケート調査の実施や学長と学生代表との定期的な懇談会等を開催しており、そこで多くの学生の声を集約している。これらの意見を踏まえ、講義室の冷房設置やトイレの整備を始めとする学習環境の整備を行っている。

教員の声は学系教授会を通して部局長会に反映されることを基本としている。事務職員からは職員研修の場で意見を聴取するほか、随時ヒアリング等を行って、大学運営に活かしている。

学外関係者のニーズについては、経営協議会をはじめ、教育委員会との協議会等の実施によりニーズを把握し、それらのニーズや意見を、第2期中期目標・中期計画の策定や教職大学院設置の際に活かしている。

また、ホームページ上に「意見箱」及び「学生生活ご意見箱」を設置し、学長が直接、学生や教職員、学外関係者の意見・要望を聞く措置も講じている。

【分析結果とその根拠理由】

学長と学生代表との定期的な懇談会、ホームページでの意見・要望聴取、経営協議会をはじめ教育委員会との協議会等により、学生・教職員や学外関係者のニーズを把握し、管理運営に反映させている。

観点 11-1-④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到係る状況】

本学は、国立大学法人法に基づき、2名の監事を置いている。

監事は、監事監査規程及び監事監査実施細則に基づき、監事監査計画を策定し、財務・会計の適正を期すること及び業務の適法かつ合理的な運営を図ることを目的として、業務監査、会計監査等を実施している（別添資料10-3-②-1、別添資料10-3-②-2、別添資料11-1-④-1、別添資料11-1-④-2）。

監事は、監査結果を「監事監査意見書」としてまとめ、学長に提出している（別添資料11-1-④-4）。

また、監事は、学内においては役員会、経営協議会、教育研究評議会等への陪席、学外においては、国立大学法人等監事協議会総会、国立大学法人等監事協議会東京支部会、公会計監査機関意見交換会議等に出席し、意見を述べている。

別添資料 11-1-④-1	平成 21 年度国立大学法人東京学芸大学監事監査計画
別添資料 11-1-④-2	平成 21 年度監事監査意見書・中間意見書

【分析結果とその根拠理由】

監事は、監事監査規程及び監事監査実施細則に基づき、監査計画を策定し、業務監査及び会計監査等を実施している。その結果については報告書にまとめ学長に提出している。また、役員会等の会議に陪席して、意見等を述べており、監事が適切な役割を果たしている。

観点 11-1-⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

新規採用の大学教員、附属学校教員及び事務職員に対し、本学の理念・概要等を説明し、本学教職員としての必要な知識を培うことを目的とした「新規採用職員研修会」を実施している（資料 11-1-⑤-A）。また、SD研修を実施している。その一環として、学務事務の総合的な知識修得を目的とした「学務部業務勉強会」を実施し、個人だけでなく組織としての情報の共有を行うとともに業務遂行に役立てている。さらに、学外の機関が主催する研修会等にも積極的に参加している（資料 11-1-⑤-B）。

資料 11-1-⑤-A 平成 21 年度新任職員研修会実施要項（抜粋）

研修内容（講師） ○大学を取り巻く状況と本学の課題（学長） ○学部教育の諸課題と教員養成の強化（副学長） ○大学院教育の諸課題と教員養成の強化（副学長） ○本学の研究体制と研究推進の課題（副学長） ○本学の運営体制と財務・施設の課題（副学長） ○本学の事務局体制と事務系職員の任務（副学長） ○附属学校のあり方と附属学校教員の任務（副学長・附属学校運営参事）
--

（出典：平成 21 年度新任職員研修会実施要項）

資料 11-1-⑤-B 参加研修会等一覧（管理運営に関わるもの）

1. 国立大学法人等部課長級研修 2. 関東甲信越地区国立大学法人等会計事務研修 3. 関東甲信越地区国立大学法人等係長研修 4. 国立大学法人等西東京地区中堅職員研修 5. 関東甲信越地区及び東京地区実践セミナー 6. 関東甲信越地区大学職員啓発セミナー 7. 大学マネジメントセミナー 8. 関東地区行政管理・評価セミナー
--

（出典：人事課所有研修関係資料）

【分析結果とその根拠理由】

新規採用職員研修会を始めとした各種の研修を学内で実施するとともに、学外の機関が主催する研修会等にも積極的に参加している。これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われている。

観点 11-2-①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

本学では、第 1 期中期目標に定められた「学長がリーダーシップを発揮し、全学的な視点に立ち、大学構成員

の力を結集して本学の基本理念を積極的に推進する機動的な大学運営体制を整備する。」に基づき、学長選考会議規程、役員会規程、経営協議会規程、教育研究評議会規程及び部局長会規程等を定めている。役員に関する規程等として、学長選考等規程、役員規程、理事及び副学長の職務分担等に関する取決め、副学長規程及び監事監査規程を整備している。また、管理運営に携わる役付職員や教育研究評議会評議員の選考に関しては、役付職員選考規程及び教育研究評議会評議員選出規程を整備している。さらに、事務局に関する規則として、事務組織規則を整備している。これらの学則や諸規程により、役員等の選考方法、任務、任期等や管理運営組織の責務や任務を明確にしている（資料11-2-①-A）。

資料 11-2-①-A 学則等の関係規程等

- 国立大学法人東京学芸大学組織運営規程 <http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h22tei13.html>
- 東京学芸大学学則 <http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h16gsk020013.html>
- 国立大学法人東京学芸大学学長選考会議規程 <http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h16tei34.html>
- 国立大学法人東京学芸大学役員会規程 <http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h16tei32.html>
- 東京学芸大学経営協議会規程 <http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h16tei33.html>
- 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程 <http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h16tei350004.html>
- 東京学芸大学部局長会規程 <http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h16tei380002.html>
- 国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程 <http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h16tei500002.html>
- 国立大学法人東京学芸大学役員規程 <http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h16tei310001.html>
- 国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め
<http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h200328tkm.html>
- 東京学芸大学副学長規程 <http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h16tei390001.html>
- 国立大学法人東京学芸大学監事監査規程 <http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h16tei440002.html>
- 東京学芸大学役付職員選考規程 <http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/s42tei020026.html>
- 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会評議員選出規程 <http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h16tei47.html>
- 国立大学法人東京学芸大学事務組織規則 <http://www.u-gakugei.ac.jp/houkis/h16sok030009.html>

【分析結果とその根拠理由】

本学の管理運営に関する方針は、中期目標に定められており、これに基づき管理運営に関する諸規程を定め、管理運営組織の設置、役員の任命、管理運営に携わる構成員の責務と権限などを明確に示している。これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されている。

観点 11-2-②：大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

【観点に係る状況】

教育の実態を示す学籍、授業関連（カリキュラム、授業担当者、成績）、卒業・修了、学位授与状況、入試関連などのデータについては、学生トータルシステムに収集・蓄積し、活用している。また、財務に関するデータは、財務会計システムを活用して、予算管理及び執行をしている。

各種委員会の資料等については、教授会やイントラネット等を通じて教職員に周知されている。

研究関係では、各教員の研究業績は、大学情報DB やリポジトリで蓄積され、ホームページ及びリポジトリで公表されている。共同研究・受託研究等の情報は、産学連携推進本部において蓄積され、ホームページ上で公表されている。教育実践研究推進機構が推進する「特別開発研究プロジェクト」の情報は、ホームページ上での同機構のページに掲載するとともに、毎年プロジェクト報告書を発行し、研究成果の公表を行っている。

また、学生数、就職状況、財務状況等の情報データをまとめた小冊子「数字で見る東京学芸大学」を毎年作成し、全教職員に配付している。

さらに、各種DB や諸情報については、学内専用ポータルサイトの構築に向けて整備を始めており、教職員が活用しやすくする工夫や改善に向けた取り組みを進めている（別添資料 11-2-②-1）。

別添資料 11-2-②-1 東京学芸大学ポータルシステム概要図

【分析結果とその根拠理由】

大学の活動状況に関するデータは、学生トータルシステム、財務会計システム、大学情報DB、リポジトリ等で適切に収集、蓄積されるとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況を整備している。

観点 11-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

「国立大学法人東京学芸大学点検評価規程」に基づき、毎年度の自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価は、組織等評価と教員の総合的業績評価に分けて実施している。

組織等評価は、部局・委員会組織・諸活動等について実施している。自己点検・評価実施要項の検討や提出された部局・委員会組織・諸活動等の自己点検・評価書のまとめに当たっては、役員会の下に置かれた点検評価室で精力的に調査・分析を行っている。

教員の総合的業績評価は、大学教員及び附属学校教員に係る諸活動等の個人業績について総合的に行うものであり、総合的業績評価指針及び総合的業績評価基準に基づき、大学教員においては、教育活動、研究活動、社会貢献活動及び大学の運営活動の4領域について、点検・評価を実施している。

諸活動等、大学院連合学校教育学研究科及び附属学校の各自己点検・評価の結果については、自己点検・評価書として取りまとめ、刊行物として全教職員及び教育学部を持つ国立大学等関係機関等へ配付している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の自己点検・評価は、毎年度、組織等評価と教員の総合的業績評価に分けて実施しており、諸活動等、連

合学校教育学研究科及び附属学校の自己点検・評価の結果は、刊行物として、学内外に対して広く公開している。

観点 11-3-②： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

平成 19 年度に、学外の有識者 5 名による外部評価委員会を設置して、教育活動、研究活動、社会貢献活動、国際交流活動、大学運営及び附属学校の 6 つの事項について、外部評価を実施した（資料 11-3-②-A）。

資料 11-3-②-A 外部評価委員会委員名簿

石川 和昭	八王子市教育委員会教育長
◎菊池 龍三郎	茨城大学長
小林 いずみ	メルルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
島田 京子	日本女子大学事務局長
辻村 哲夫	独立行政法人国立美術館理事長
※◎は委員長	(職名は外部評価委員会委員就任時)

【分析結果とその根拠理由】

平成 19 年度に、教育活動、研究活動、社会貢献活動、国際交流活動、大学運営及び附属学校の 6 つの事項について、学外の有識者 5 名による外部評価を実施し、学外者（当該大学の教職員以外の者）による検証を行っている。

観点 11-3-③： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

各年度の自己点検・評価の結果を踏まえて、部局・委員会・諸活動等の当該部局が必要な措置を講じ、改善を図っている。

評価結果を踏まえた改善例として、学長補佐体制を強化するため副学長の増員や委員会組織の整理・再編を行い、法人と大学に置く組織を明確に整理するとともに大学に置く委員会数を削減したことが挙げられる。

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の結果を踏まえて、当該部局が必要な改善を行い、それに対する措置を講じて、改善を図っていることから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われている。

観点 11-3-④： 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

【観点に係る状況】

本学の諸活動の状況やその成果に関する情報は、ホームページを活用して発信している。ホームページのトップページに「学芸のプロジェクト」、「学芸の研究NEWS」、「学芸の推進活動」のバナーを設けるなどして、わかりやすく発信する工夫もしている。また、ホームページのトップページ「News&Event」において、本学が催すシンポジウム、セミナー、講習会、研修会の情報を発信し、「Topics」において、本学教員の各学会等での受賞ニュース、また学生の課外活動等での活躍状況等の情報をタイムリーに発信している。

各教員の研究業績については、ホームページの「教員紹介」や東京学芸大学リポジトリにおいて発信している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の諸活動の状況やその成果に関する情報は、ホームページを活用して広く公表している。「News&Event」、「Topics」及び「教員紹介」等で発信した情報は多岐に渡り、本学の教育研究活動の状況やその活動の成果の多くを含んでいる。これらのことから、大学のホームページ上で本学の活動をよりわかりやすく社会に発信している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 新しい業務に迅速に対応するため、副学長を3名から5名に増員し、さらに運営組織を再編し、機動的な大学運営を図った。その結果、学長のリーダーシップも発揮しやすくなった。

【改善を要する点】

- ・ 各種DBや諸情報については、学内専用ポータルサイトの構築等により活用しやすくする工夫や改善に取り組んでいるが、大学運営等により活用しやすくする工夫や改善を継続的にしていく必要がある。

(3) 基準11の自己評価の概要

本学の管理運営組織については、法令で定められた会議の他に企画調査室をはじめとする2室と9つの推進本部が役員会の下に設置されており、学長のリーダーシップの下で意思決定が行われる組織形態となっている。また、事務組織も含めて、法人化後の状況に合わせて毎年必要な調整を図りつつ、整備している。

危機管理については、危機管理委員会を設置し、関係委員会及び各部局と連携するとともに各種の危機管理マニュアルを作成しており、総合的な危機管理体制が整備されている。

本学の構成員のニーズについては、学生自治会代表との懇談会及び会議の席等のルートを通じて、また、地域住民からのニーズについては、市民交流会等を通じて把握しており、管理運営や地域連携の改善や新たな取り組みに反映している。さらに、管理運営に関わる職員の資質向上への取組として、新規採用職員研修会やSD研修として教務事務に関する勉強会等が組織的に実施されている。

本学の管理運営に関しては、諸規程を定めている。

本学の活動状況に関するデータについては、ホームページに掲載されるなど適切に収集、蓄積されており、また、教職員が必要に応じて活用できる状況を整備している。

本学の活動の自己点検・評価については、根拠となる資料やデータ等に基づいて行われており、評価結果を取

りまとめた自己点検・評価書を、教職員及び関係国立大学等へ配付している。

さらに、ホームページからは、教育研究活動や社会貢献活動等の状況とその成果がすでに閲覧可能となっており、加えて、大学概要や大学案内等の冊子媒体によっても、わかりやすい大学情報を社会に発信している。